

平成27年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成27年 3 月 4 日～ 6 日・10日

場 所 第 2 委員会室

平成27年 3 月 4 日 (水曜日)

会計補正予算 (第 1 号)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第 3 号 平成27年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第29号 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第31号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 宮崎情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第49号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第54号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第55号 平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第56号 平成26年度宮崎県公債管理特別

- 議案第67号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第76号 工事請負契約の変更について
- 議案第76号 工事請負契約の変更について
- 議案第78号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 請願第38号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願
- 報告事項
 - ・損害賠償を定めたことについて (別紙 1)
 - ・宮崎県国民保護計画の変更について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について (議案第71号 関連)
 - ・平成27年度組織改正案について
 - ・新たな行財政改革プラン (素案) について
 - ・持続可能な財政基盤の確立 (第四期財政改革推進計画に基づく財政改革の取組)
 - ・宮崎県中山間地域振興計画の改定素案について
 - ・宮崎県消費者教育推進計画素案について

出席委員 (8 人)

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	福 田 作 弥
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	十 屋 幸 平
委 員	田 口 雄 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 橋本 憲次郎

県参事兼総合政策部次長
(政策推進担当) 永山 英也

総合政策部次長
(県民生活担当) 安田 宏士

部参事兼総合政策課長 井手 義哉

秘書広報課長 片寄 元道

広報戦略室長 日高 幹夫

統計調査課長 奥野 厚子

総合交通課長 奥野 信利

中山間・地域政策課長 石崎 敬三

フードビジネス
推進課長 黒木 義博

生活・協働・
男女参画課長 村上 悦子

交通・地域安全対策監 壹岐 幸啓

文化文教・国際課長 菓子野 信男

人権同和対策課長 吉田 信夫

情報政策課長 青出木 和也

総務部

総務部長 成合 修

危機管理統括監 金丸 政保

総務部次長
(総務・職員担当) 江藤 修一

総務部次長
(財務・市町村担当) 日隈 俊郎

危機管理局長
兼危機管理課長 郡司 宗則

総務課長 椎 重明

防災拠点庁舎整備室長 丸田 勉

部参事兼人事課長 武田 宗仁

部参事兼行政経営課長

平原 利明

財政課長

阪本 典弘

税務課長

鶴田 安彦

部参事兼市町村課長

甲斐 正文

総務事務センター課長

中原 順一

消防保安課長

都原 誠一

会計管理局

会計管理者 舟田 美揮子

会計管理局次長 酒井 正英

会計課長 井上 直三

人事委員会事務局

事務局長 亀田 博昭

総務課長 藪田 亨

職員課長 山路 博

監査事務局

事務局長 小八重 英

監査第一課長 青山 新吾

監査第二課長 川越 雅文

議会事務局

事務局長 大坪 篤史

事務局次長兼総務課長 山内 武則

議事課長 亀澤 保彦

政策調査課長 高林 宏一

事務局職員出席者

政策調査課主査 大峯 康則

議事課主任主事 田代 篤生

○松村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

す。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、第1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては重点事業、新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、当初予算関連議案等の審査についてであります。最初に、当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと思います。また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり3課から4課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおりに進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第30号及び31号に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答であります。参考にお配

りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。今期最後の委員会でございます。十分時間をかけて丁寧な審査をしたいという思いでございますけれども、あとの時間もありますので、そのあたりを十分配慮しながら、この委員会を進めたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りをいたします。

宮崎市の米田氏から執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

〔傍聴人入室〕

○松村委員長 傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴をしてください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○橋本総合政策部長 おはようございます。総

合政策部でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。座って失礼いたします。

まずは、説明に先立ちまして、人事異動でございます。2月16日付で人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

交通・地域安全対策監に着任いたしました壹岐幸啓です。

○**壹岐交通・地域安全対策監** よろしくお願ひいたします。

○**橋本総合政策部長** それでは、今回の委員会で御審議お願ひします当部所管の議案等について、その概要の御説明を申し上げます。お手元の総務政策常任委員会資料(補正)の目次をごらんください。

本日お願ひしております議案は、I 予算議案といたしまして、議案第54号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算」及び議案第55号「平成26年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算」並びに国の緊急経済対策の実施に伴います予算といたしまして、追加提案させていただきました議案第78号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算」の3件でございます。

資料の1ページをごらんください。

今回お願ひしております総合政策部の一般会計補正額は、上の表の一般会計の表の2月補正額のうち、左側の議案第54号につきましては、欄の一番下の計にございますように、通常予算の補正といたしまして5億3,516万円6,000円の減額でございます。これは、主に、国庫補助決定や執行残等に伴うものでございます。

また、右隣でございますが、78号は国の緊急経済対策の実施に伴う補正をお願ひしているものでございます。合計で5億5,597万5,000円の増額をお願ひしております。

この結果、補正後の総合政策部の一般会計の

予算額は、一番右の補正後の額の計にございますように147億268万9,000円となっております。

また、下の表、開発事業特別資金特別会計につきましては、2月補正2,703万8,000円の減額で、補正後の予算額3,074万7,000円となっておりますのでございます。

この結果、一般会計と特別会計を合わせました総合政策部全体の補正後の予算額は、一番下の欄の一番右でございますが、147億3,343万6,000円でございます。

それぞれの議案の詳細につきまして、後ほど担当課長より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

2ページをごらんください。繰越明許費補正のお願いでございます。まず、議案第54号につきまして、陸上交通アクセス強化支援事業でございます。これは、路線バスへの全国共通ICカードの導入を支援する内容でございますが、車載器やシステムの導入に時間を要し、翌年度に事業を繰り越すものでございます。

次の議案第78号関係につきましては、先ほどごらんいただきました国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算に係る繰り越しでございます。事業の実施期間の関係から5億5,597万5,000円全額を平成27年度に繰り越すことをお願ひするものでございます。

もう一度目次のほうをごらんいただきたいと思います。次に、IIの報告事項についてでございます。これは、過誤旅券の発給による入居拒否事案に係る損害賠償の額を定めたことについての報告でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

私からの概要説明は以上であります。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○井手総合政策課長 総合政策課でございます。まず、私のほうから、今回の補正予算案のうち、国の緊急経済対策の実施に伴い、新たに措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について概要を御説明いたします。

委員会資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の国の緊急経済対策につきましては、デフレからの早期脱却と日本経済再生のため経済の好循環を確実なものとし、アベノミクス効果を地方にまで広げるために、地方経済や家計の支援を柱としました総額3.5兆円の緊急経済対策が決定されたところであります。

このうち地方への経済の好循環拡大に向けた対策としまして、総額4,200億円の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が措置されたところであります。この交付金、この表にございますように、地域消費喚起生活支援型と地方創生先行型の2つの柱で構成をされております。地域消費喚起生活支援型は、地域の消費喚起への直接的効果を目的とする事業でございまして、主に個人に対する直接の給付事業として額面より有利なプレミアムつきの商品券、また、割引価格で購入できる旅行券の発行などがメニューとして提示されております。事業の実施に伴います都道府県と市町村の役割分担をその右側に書いております。まず、右側のほうの市町村のほうからでございますが、市町村は市町村管内の消費喚起を目的とした事業を行うこととなっておりまして、県は主に県外からの需要の取り込み、また市町村が行う事業の補完・支援を行うこととされております。また、下のほう、下段のほうの地方創生先行型につきましては、今後策定をいたします地方版の総合戦略、これに盛り込む施策を先行的に実施する事業といたし

まして、都道府県におきましては、都市から人材を地方へ還流させる基盤の整備、また地域の有力な産業群の形成等を行うこととし、市町村は、市町村内の有力企業の育成等を実施することになっております。また、その下段のほう、市町村、県、通じて書いておりますが、観光、少子化対策等につきましては連携して実施するということとされております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。4ページと5ページにわたりましてでございますが、今回補正をお願いしております交付金事業、4ページ目の一番上になりますけれども、総額で31億円余でございまして、内訳としましては、(1)の地域消費喚起・生活支援型事業としまして、6事業約16億円余、(2)地方創生先行型の事業としましては、全体で59事業、14億円余であります。

このうち総合政策部所管の主な事業といたしましては、(1)の地域消費喚起・生活支援型におきましては、太字で書いておりますけれども、県外からの消費需要の取り込みといたしまして、「宮崎を回ろう！公共交通企画切符発行事業」をお願いしております。また、(2)の地方創生先行型におきましては、一番下の欄になりますが、観光みやぎきの新生の「プログラムチャーター誘致促進事業」また右のページに移りまして中ほどになりますけれども、都市部からの移住促進という項目の中の「移住・U I J ターン強化事業」また、そのページの一番下になりますが、地方創生推進基盤の整備の「まち・ひと・しごと創生実現事業」などをお願いしております。

今回の補正事業につきましては、実施期間の関係上、先ほど部長のほうからありましたとおり、補正予算全額を平成27年度に繰り越すこと

としております。事業の執行に当たりましては、骨格編成であります平成27年度の当初予算、また、今後6月議会に提出を予定しております補正予算、いわゆる肉づけ予算でございますが、これらと一体的に執行して、効果のある推進体制としていきたいと考えております。

それぞれの事業につきましても、後ほど担当課長のほうから説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

国の緊急経済対策の実施に伴います交付金事業の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、当課の補正予算、総合政策課の補正予算について御説明させていただきます。当課の補正予算につきましては、議案第54号関係の通常の補正に加えまして、今御説明いたしました議案第78号関係の国の緊急経済対策実施に伴う補正をお願いしております。両方あわせて説明をさせていただきます。

まず、通常分についてでございます。資料の7ページになりますが、説明は2月補正歳出予算説明資料の9ページ目になります。

総合政策課の2月補正額、表の一番上、左から2項目めの補正額の項目でございますが、総額で765万8,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額といたしましては、右から3番目の欄、補正後の額でございますが、27億6,461万円であります。補正額の内訳といたしましては、一般会計が1,938万円の増額、特別会計のほうでございますが、2,703万8,000円の減額でございます。

補正の主な内容について御説明させていただきます。お聞きいただきまして、11ページ目をごらんいただきたいと思っております。まず、(事項)職員費でございます、3,517万6,000円の増額でございます。これは、当課総合政策課と、当課

のほうで予算計上しておりますが、県外の3事務所合わせました職員数が25年度に比べまして6人の増加となったものによる人件費の増額でございます。

次に、その下の欄でございますが、連絡調整費で192万7,000円の減額でございます。これは、説明欄でございますとおり、主に政策調整研究費や部内の緊急的な物品の購入をやっております調整事務費、これの執行残等によるものでございます。

そして、このページの下から2番目の(事項)地方分権促進費におきまして、市町村等による広域連合の設置、これについての補助金でございますけれども、これの該当例が生じなかったことによる執行残によりまして、減額になっております。

一番下の欄、県外事務所費672万2,000円の減額でございます。内容としましては12ページのほうになりますけれども、東京、大阪、福岡の各県外事務所におきまして、タクシーの借り上げ料等、事務所の運営に係る経費の節減による執行残でございます。

さらに、その次の欄、(事項)県計画総合推進費でございます。571万6,000円の減額でございます。説明欄1にあります総合計画策定戦略展開事業につきましては、総合計画の策定や施策展開に図るための調査等について執行残を生じたものでございます。また、4番目の項目でございます、みやざき成長産業育成加速化基金事業で282万4,000円、また、5のみやざき人材づくり基金設置事業で91万5,000円の増額がございます。これはいずれも基金の運用で得ました預金の利子が見込みを上回ったものでございます。

13ページになりますが、開発事業特別資金特別会計でございます。(事項)繰出金で2,685

万4,000円の減額をお願いしております。これは、農政水産部所管の施設園芸用燃料の木質バイオマス転換過疎化事業など、資金の対象となる事業がそれぞれ減額になったところに対応するものでございます。そのための事業の原資であります当資金からの繰出金について減額をするものであります。

失礼いたしました。続きまして……

○松村委員長 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時24分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

○井手総合政策課長 それでは、続きまして、国の緊急経済対策実施に伴う補正予算について説明させていただきます。

資料のほう、取りかえいただきまして、薄いほうの2月補正歳出予算説明資料、議案第78号をお願いします。3ページ目が総合政策課のページでございます。

総合政策課の補正額、この表の一番上、左から2番目、補正額の欄でございますが、総額で7,213万4,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3つ目の欄、補正後の額でございますが、28億3,674万4,000円であります。

補正の主な内容について御説明申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。(事項) 県計画総合推進費で7,213万4,000円の増額であります。説明欄1の「まち・ひと・しごと創生実現事業」及び説明欄2「都市との連携による地方創生モデル事業」であります。これにつきましては、お手元の委員会資料のほうにお戻りいただいて、委員会資料のほうで御説明させていただきますと思います。

委員会資料7ページ目になります。まち・ひと・しごと創生実現事業でございます。事業の目的・背景のところでございますが、昨年12月に閣議決定されました国の地方創生に係る長期ビジョン及び総合戦略を踏まえ、今後、本県版の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとなります。この戦略につきましても、これまで本県が取り組んでまいりました人口減少問題対策を最重要課題といたします県総合計画等と施策の方向性と同一でございますので、今議会に審議をお願いしております。県総合計画の長期ビジョン、また、今後策定してまいりますアクションプランとも十分連動させながら、一体的に効果的に施策の推進を図ってまいりたいと考えております。したがって、この戦略を策定するとともに、総合計画の推進も図っていくということを考えております。

2のほうの事業の概要でございますが、事業費は4,000万円、事業の内容といたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略や県総合計画の円滑な推進のために必要な調査の実施、また、県民の皆さんに対する周知・広報のほか、機運醸成のためのフォーラムの実施等を考えております。また、戦略の策定にあわせまして、官民連携による会議の実施でありますとか、関連施策の推進等を図ることとしております。

事業効果でありますけれども、目的の繰り返しになりますけれども、県民の皆様に対する広報や施策の推進管理に努め、地方創生を実現するための推進基盤を構築してまいりたいと考えております。

8ページになります。都市との連携による地方創生モデル事業でございます。これにつきましては、昨年11月に川崎市と連携・協力に関する基本協定を提携したところでありまして、右の

ページのほうにその取り組みイメージを掲げておりますけれども、都市と地方の立場を対立の構図ではなく共生として捉え、地域産業の振興やさまざまな課題解決に向けてお互いの持つ資源や特性、強みを生かしながら連携・協力して新たな相乗効果を発揮する取り組みとしております。この事業におきましては、川崎市との木材利用技術や県産材の利用推進がまず第一番目になっておりますけれども、これにとどまらず、産業やひとづくりの面まで含めた包括的な取り組みとして連携事業を進めて、都市と自治体との連携による新たな地方創生のモデルを構築したいと考えております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業概要のところでございます。予算額は3,213万4,000円でございます。事業の内容でございますけれども、まず、①の地方創生のキックオフフォーラムの開催事業としまして、川崎市から関係者を招きまして、川崎市との連携による地方創生の機運醸成のためのフォーラムを開催することとしております。また、②でございますけれども、木材利用以外にもフードビジネスやものづくり、観光等、さまざまな分野における連携が今後考えられますので、これらの分野のキーパーソン、この方々を招聘しまして、今後進めていきます具体的な連携事業について両県で検討を行うこととしております。

さらに、(3)でございますが、木材利用につきまして、スギの活用プロジェクトといたしまして、川崎市の公共施設等での木造・木質化の支援、また、今後のオリンピック施設にスギを利活用するための提案活動等を行うこととしております。

さらに、4、5におきましてですが、川崎市が主催します先端技術見本市等に本県のブース

を出展しまして、県内企業の技術のPRを行うとともに、川崎市で行われます物産展、またイベント等へ出展することによって、本県の物産・観光・移住等をPRすることとしております。

事業効果でございますが、地方と都市の間で人や物の好循環化を進める地方創生モデルを全国に先駆けて実現させるということを目指してございまして、さらに他の都市との連携等も視野に入れながら、広く全国にアピールしてまいりたいと考えております。

総合政策課は、以上でございます。

○片寄秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明申し上げます。当課の補正予算は、通常分の議案第54号のみでございます。厚いほうの歳出予算説明資料、これの15ページをお願いいたします。

秘書広報課の補正予算は、左から2つ目の補正額にありますとおり、3,028万円の増額をお願いしてございまして、補正後の額は右から3つ目でございますが、5億702万4,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。17ページをお願いいたします。中ほどの(事項)職員費であります。3,321万1,000円の増額をお願いいたしておりますが、これは、平成27年に皇室の御来県が恒例となっております2つの全国大会が開催されることに伴い、その準備のため、昨年4月から職員を4名増員したことによるものであります。

次の(事項)広報活動費であります。293万1,000円の減額をお願いしておりますが、これは、県広報紙印刷経費の入札残などによる執行残であります。

秘書広報課は、以上でございます。

○奥野統計調査課長 それでは、統計調査課の補正予算につきまして御説明をいたします。歳

出予算説明資料の19ページをお願いいたします。

統計調査課の補正額でございますけれども、この表の左から2列目、4,040万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目でございますけれども4億2,431万6,000円でございます。

それでは、補正の主な内容につきまして御説明をいたします。22ページをお願いいたします。まず、下から2番目でございますが、経済センサス費でございます。828万8,000円の減額をお願いしております。これは、国の委託等経費の交付決定によりまして、調査に要する経費が当初の見込みを下回ったことや、市町村交付金に不用額が生じたことなどによるものでございます。

次に、一番下でございますが、国勢調査費でございます。841万9,000円の減額をお願いしております。こちらにつきましては、平成27年国勢調査における調査区設定におきまして、前回調査までは各県が契約して行っておりました地図作成、これを今回は国が一括契約して行うことによりまして、地図作成経費が不用になったことなどによるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。中ほどの全国消費実態調査費でございますけれども、626万7,000円の減額をお願いしております。こちらも国の委託統計費の交付決定によりまして、調査に要する経費が当初の見込みを下回ったこと、また、市町村交付金に不用額が生じたことなどによるものでございます。

統計調査課の説明は、以上でございます。

○奥野総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。まず、通常分です。分厚いほうの歳出予算説明資料の25ページをお願いいたします。

総合交通課の補正予算は、総額で1億716万9,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は9億7,884万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。27ページをお願いいたします。

まず、下から2つ目の(事項)地域交通ネットワーク推進費でございますが、1の地方バス路線等運行維持対策事業について、2,681万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、バス事業者に運行費や車両減価償却費など、国と協調しまして、あるいは県と市町村で補助するものでありますが、運行費補助につきまして、補助金の算定基礎となりますキロ当たりの経常費用の額に変更がありまして、運行欠損額が当初の見込みより減少したということから減額補正をするものでございます。

次に、2のバス路線活性化対策事業について583万円の減額です。これは、既存のバス路線の一部を見直しまして、コミュニティバスなどに移行する場合などに運行費や調査費を県単独で補助するものでありますけれども、今年度は、運行費補助の活用に至る市町村がなく、調査事業費補助を2市町が活用するにとどまったということから減額補正するものであります。

次に、3の離島航路運行維持対策事業について1,000万円の減額です。これは、離島航路の運航欠損額を国が補填した後に、残額を県と延岡市で負担するものでありますが、運行欠損額が当初の見込みより圧縮され、欠損額が国の補助額で全額補填されたということで減額するものでございます。

次に、一番下の(事項)航空交通ネットワーク推進費であります。これは28ページをお願いいたします。一番上ですが、1の宮崎の空航空ネットワーク活性化利用促進事業について4,283

万9,000円の減額です。これは、航空ネットワークの維持・充実を図るため、宮崎空港振興協議会が実施する各種事業へ補助するものでございますが、新たに就航します宮崎香港線、これにつきまして、当初12月の就航を想定しまして、9月議会にて追加補正をいただいたところでございましたが、就航が3月の28日になったことで、その運行便数が大幅に減少したことと、それと、東アジアの新規航路路線誘致促進支援事業というのがありますが、これで、チャーター便の誘致を考えてあったんですが、このチャーター便の運航実績がなかったということから減額補正をするものであります。

通常分は以上です。

続きまして、緊急経済対策の追加分の補正のほうで、薄いほうの議案78号と書いてある歳出予算説明資料をお願いいたします。7ページをお開きください。

総合交通課の追加分の補正予算は総額で2億3,843万9,000円の追加になります。補正後の額は12億1,728万6,000円となります。

主な内容について御説明いたします。9ページをお開きください。まず、1つ目の(事項)広域交通ネットワーク推進費でございますが、まず、1の宮崎県物流競争力強化事業について2,288万9,000円の増額です。この事業は、これまで実施してきております物流効率化支援事業という荷寄せの事業がありますが、この事業を見直しながら、引き続き、県内港湾やJR貨物への荷寄せを促進するとともに、近年のトラックドライバー不足等にも対応するために、荷主や物流事業者、あるいは行政とか関係団体とが一体となって、物流対策を検討する場、これを設けるものでございます。

次に、2の長距離フェリー航路利用促進支援

事業について700万円の増額補正をお願いしております。これは、本県の長距離フェリー航路が、昨年の10月に神戸航路に変更されましたので、宮崎市と連携として、航路のPR支援等を行いますとともに、この航路を支援するために、関係機関からなる協議の場を設けるものでございます。

次に、3の公共交通利用促進基盤整備事業について5,900万円の増額をお願いしております。これは、大きく3つありまして、宮崎港のフェリー人道橋のバリアフリー化、それから、県内鉄道へのICカード導入に補助をいたしますとともに、宮崎空港へのLCC等の新規路線の誘致を進めるために、新規就航に係る初期投資費用とか、あるいはPR事業に対して補助を行うものでございます。

それから、次の(事項)の地域交通ネットワーク推進費でございますが、1の基幹的交通ネットワーク活性化事業、それと、2の宮崎を回ろう！公共交通企画切符発行事業につきましましては、後ほど委員会資料のほうで説明させていただきたいと思っております。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費ですが、1のプログラムチャーター誘致促進事業について1,000万円の増額をお願いしております。これは、週2便以上をおおむね2カ月以上にわたり運行するプログラムチャーターと、これを誘致するために就航初年度のPRとか、あるいは利用促進等に係る費用を支援するというものでございます。

以上が歳出予算説明資料の説明です。

続きまして、主な新規重点事業について説明いたします。常任委員会資料の10ページをお願いいたします。基幹的交通ネットワーク活性化事業であります。まず、1の事業目的でありま

すが、本県の路線バスを初めとしました地域公共交通は利用者の減少に歯どめがかからないということで、大変厳しい状況でございます。また、一方で、地方創生の観点から、地域間を結ぶネットワークの重要性はますます高まってきておるところでございます。このため、特に広域的な拠点同士を結ぶ路線バスを基幹的交通ネットワークと位置づけまして、その活性化を図るというものでございます。

次に、2の事業概要ですが、予算額で3,990万円です。事業内容としましては、全部で4つございますが、まず、①の基幹的交通ネットワーク活性化実証事業につきましては、バス路線の活性化モデルを創出するために、例えば、特定のバス路線を対象として運賃を割り引く割引券を発行したり、また、利用者の利便性を高めるためにバスを増便すると、現在のサービス水準を向上させる取り組みを実証実験として行うものであります。

次に、②の結節点環境整備事業につきましては、路線バスの交通結節点におきまして、案内サインを設置するなど、利用環境の改善に役立つようなハードの整備を行うものでございます。また、③の活性化支援事業につきましては、バスの利用促進を図るためのイベントなどの実施を支援するというものでございます。それから、④の再構築支援事業につきましては、市町村を対象として、民間のバス路線からコミュニティバスに転換する際の運行費や路線を見直すための調査事業費を補助するものであります。

事業効果としましては、持続可能なネットワークの構築につながるということで、将来的な移動手段の確保にも資すると考えております。

続きまして、13ページをお願いします。宮崎を回ろう！公共交通企画切符発行事業でござい

ます。まず、1の事業目的ですが、この事業は、主に県外からの観光客をターゲットにしておりまして、航空機やカーフェリーなどの県外から県内に入り込む際の1つ目の公共交通機関、いわゆる1次交通と、それと、鉄道やバス、タクシー、本県に降り立った観光客が利用する2つ目の公共交通機関、いわゆる2次交通を組み合わせた旅行商品を発行することによりまして、本県の誘客を促進すると、そして、地域経済の活性化を図るというものでございます。

2の事業概要ですが、予算額が9,965万円です。事業の内容としましては、旅行商品を発行・販売する交通事業者や旅行代理店に対しまして、公共交通機関の運賃の値引きに相当する額を補助するものであります。

最後に事業効果ですが、観光客が本県を訪れ、県内各地で買い物や食事等を行うことで、地域経済の活性化に資するものと考えておるところでございます。

説明、以上であります。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の補正予算について説明をいたします。

まず、通常分についてであります。分厚いほうの歳出予算説明資料29ページをお開きください。当課の補正予算額は6,563万8,000円の減額補正で、補正後の額は4億4,768万7,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。31ページをお開きください。まず、中ほどの(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費であります。4,020万2,000円の減額補正であり、主なものとしましては、説明欄の5、地域力磨き上げ応援事業と6、明日の地域づくり支援事業であります。市町村からの補助金交

付申請額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、32ページでございますが、上から2つ目の(事項)地域活性化促進費であります。1,685万9,000円の減額補正で、主なものとしまして、説明欄の3、宮崎県市町村間連携支援基金事業であります。各市町村が連携して実施する事業の交付金申請額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次の(事項)移住定住促進費であります。258万円の減額補正で、説明欄の1、移住・定住・交流促進強化事業であります。市町村からの補助金交付申請額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、追加分でございます。薄いほうの歳出予算説明資料の11ページをお開きください。当該の補正予算額は1億9,967万9,000円の増額補正で、補正後の額は6億4,736万6,000円となります。主なものについて御説明いたします。13ページをお開きください。まず、(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費であります。3,186万円の増額補正であります。説明欄の1、中山間地域産業支援事業であります。この事業は、中山間地域産業振興センターに常駐のコーディネーター1名を増加して配置し、地域資源を生かした商品開発や販路拡大の支援等を行うものであります。

説明欄の2、持続可能な集落活動支援事業であります。この事業は、集落住民みずからが市町村とともに集落の抱える課題や地域の将来について考え、集落のあり方を模索していく取り組み等を支援するものであります。

説明欄の3、外部人材活用による集落活動支援事業であります。この事業は、中山間盛り上げ隊等の役割を広く知っていただき、中山間

地域との交流、連携の促進を図るとともに、地域おこし協力隊の隊員や市町村との意見交換会、研修会等を実施するものであります。

説明欄の4、地域資源・絆を生かした地域経済循環構築事業であります。モデル地域において、地域経済の構造的な課題を抽出し、その対策を講じるため、大学等と連携して、地域経済の構造分析を実施し、地域の実情に応じた地域経済循環システムの構築を図るものであります。

次の(事項)ふるさとづくり推進事業費であります。1,250万円の増額補正で、説明欄の1、協働による明日のみやざき創生事業であります。ボランティア、NPO、企業などの多様な主体による県民の協働、魅力ある地域づくりに係る支援を行うものであります。

次の(事項)地域活性化促進費であります。1,170万円の増額補正で、説明欄の1、県際連携地域資源活用推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)移住・定住促進費であります。1億4,361万9,000円の増額補正で、説明欄の1、移住・UIJターン強化事業につきましても、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の14ページをお開きください。県際連携地域資源活用推進事業であります。この事業は、豊かな自然等の地域資源を核として、県境を越えて連携し、世界ブランドを活用した取り組みを行う市町村を支援するとともに、県と市町村が一体となって近隣県との連携強化を図るものであります。

2の事業概要であります。予算額は1,170万円を計上しております。事業の内容は、(3)①の県際連携地域資源活用推進費としまして、豊かな自然等の地域資源を核とした県際地域の市町

村と一体となった世界ブランドに向けた取り組みに対する支援を行うものであります。具体的には、霧島ジオパークの推進を行う市町村への補助、祖母傾山系周辺地域でのユネスコエコパークにつきまして、地域住民への広報、啓発等に必要な経費を計上しております。なお、ユネスコエコパークの取り組みにつきましては、この補正予算とは別に、当面必要な経費を骨格予算のほうにおいて計上しております。

3の事業効果であります。地域の情報発信力の強化、ブランド力の向上、あるいは地域住民の誇りの醸成などが図られるとともに、広域観光ルートの形成や東九州自動車の全線開通との相乗効果により、一層の交流人口の増加などを見込んでおります。

次に、16ページをお開きください。移住・U I J ターン強化事業でございます。右側のほうにポンチ絵を掲げてありますが、これもあわせてごらんいただければと思います。

この事業は、移住・U I J ターンにワンストップで対応できる情報発信、相談拠点の整備等を図るものであります。

2の事業概要であります。予算額は1億4,361万9,000円を計上しております。この事業につきましても、平成27年度の骨格予算に東京有楽町に関する部分の経費などを盛り込んでおりますが、この補正予算による国の交付金を活用し、関係部とも連携しながら、より積極的な施策展開を図るものであります。

(3)の事業内容をごらんください。まず、①の市町村、各種関係団体等と連携した総合的な推進体制の整備につきましては、県、市町村と関係団体による全県的な協議会を設けるものでございます。

次に、②の移住・U I J ターン相談・案内体

制の整備は、東京有楽町のふるさと回帰支援センター内に移住に加え、U I J ターンについてもワンストップで情報提供や相談対応ができる拠点を整備し、首都圏の移住希望者に対し、住まいや地域の情報とともに、仕事の情報についても一元的に提供するものです。また、大学等を回るなどして、本県出身者を初めとする潜在的な移住希望者に対する積極的な働きかけも行ってまいります。さらに、県内におきましても、宮崎駅前K I T E NビルのみやざきJ O Bパークプラス内に、移住全般の相談対応や市町村との連携・情報収集等を行う相談員を配置するとともに、県内の雇用開拓のためのマッチング事業なども展開することとしております。

3の市町村における受け入れ体制整備の支援拡大につきましては、これまでの市町村に対する支援に加え、定住のためのフォローアップ枠を新たに設け、市町村における移住後のフォローアップ等の充実を図るものであります。

次に、④の定住に向けた中山間地域における農林業等の受け皿確保と移住希望者への就業機会への創出につきましては、農林業への従事を希望する移住希望者に就業する機会を提供し、移住・定住につなげるため、中山間地域において、多産業連携型の作業受託組織等での受け皿確保に向けた支援や現場で農林業を体感するツアー、就農相談会などの開催を行うものであります。

3の事業効果であります。移住・U I J ターン者が地域に定住することで、地域経済の活性化、あるいは地域の担い手増加等によりまして、地域の活力等の維持が図られるものと考えております。また、企業におきましても、優秀な人材の確保等が図られるものと考えております。

説明は以上であります。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の補正予算について御説明いたします。まず、通常分の補正についてであります。厚いほうの歳出予算説明資料の35ページをごらんください。フードビジネス推進課の2月補正額は3,857万1,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額、右から3番目の欄ですが、8億6,251万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。37ページをお開きください。まず(事項)職員費につきましては、730万8,000円の増額であります。これは、昨年度と比べ、職員数が1名ふえたことによるものであります。

次に、(事項)フードビジネス総合推進費の減87万9,000円につきましては、事務費の執行残であります。

次に、(事項)地域化学技術振興費で5,000万円の増額であります。説明欄1の「産学官金連携による地域経済循環創造事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)宮崎フードビジネス雇用創出プロジェクト推進費は9,500万円の減額であります。これは、38ページの4、宮崎の肉拡大プロジェクトや、5、加工業務用農水産物拡大プロジェクト、さらにその下の6の焼酎、7の日本一のキャビアの各プロジェクトにおきまして、民間事業者を対象とした補助金について採択、企業からの補助申請額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

それでは、お手元の常任委員会資料の18ページをお願いいたします。産学官金連携による地域経済循環創造事業についてであります。この事業につきましては、事業の目的・背景にござ

いますとおり、総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用しまして、産学官金の連携のもと、地域の資源と地域金融機関の資金を活用した先進的な取り組みを行う事業者に対して支援を行うことで、地域での経済循環をつくり出すものです。

事業の概要ですが、補正額は5,000万円でありまして、財源は全額国の交付金であります。

(3)の事業内容につきましては、リーフ茶、急須を使って飲む一般的なお茶のことですけれども、この需要が頭打ちとなっている中で、抹茶や粉末茶の需要は、お菓子などの食品加工用や海外向けを中心に伸びておりますので、抹茶や粉末茶の加工に取り組む事業者に対し支援を行うものであります。①にありますとおり、事業実施主体は、株式会社シイカトウで、小林市野尻町の四位農園と静岡県のカクニ茶藤が本県に設立した新会社であります。産学官金の連携機関として、県食品開発センター、宮崎大学、宮崎銀行小林支店がかかわっています。補助事業の内容としましては、茶葉の加工粉碎に必要な設備の購入費であります。事業効果としましては、この取り組みを支援することにより、茶産地としての競争力強化と地域経済の活性化を図ることができるものと考えております。

ここで事業の仕組みを図にまとめております。19ページをごらんください。中央の枠にあります今回の事業の実施主体である株式会社シイカトウは、その左側にあります有限会社四位農園が生産した有機栽培による抹茶・粉末茶専用の茶葉を原料として、今回の事業で整備した加工設備等により抹茶・粉末茶の加工製造を行います。製品については、国内外に販路を有するカクニ茶藤と連携して販売に取り組んでいくこととしております。

今回の総事業費は、この真ん中、シイカトウのちょっと下ほどにありますけれども、1億1,020万円でありますが、図の上のほうにありますように、県が国の交付金を活用して5,000万円補助し、その右にありますように、地域の金融機関、宮崎銀行であります。こちら5,000万円の融資を行い、残りは自己資金で賄う計画であります。その右にありますように、宮崎大学や県食品開発センターも製品開発の協力を行うこととしております。

では、続きまして、国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算について御説明いたします。資料を変えていただきまして、薄いほうの歳出予算説明資料、議案第78号、これの15ページをお願いいたします。フードビジネス推進課の補正額は、1,800万円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額、右から3番目の欄ですが、8億8,051万7,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。委員会資料の20ページをごらんください。事業の目的・背景にありますとおり、和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録され、2020年には、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されるという中で、博覧会として初めて食をテーマにしたミラノ国際博覧会が開催されますので、フードビジネスに取り組む本県として、本県の食や食文化の魅力を世界に発信し、県産品の輸出拡大や外国人観光客の誘客を図りたいと考えております。

事業の概要ですが、この事業の予算額は1,800万円であり、財源は国の交付金を活用して実施いたします。

事業内容につきましては、21ページをごらんください。国際博覧会に関する全体像を御説明いたします。今回の取り組みは博覧会への単な

る出展にとどまらず、ミラノ博覧会をきっかけとしてEU市場への輸出拡大につなげていくことを大きな特徴としております。このため、図にありますとおり、まずは一番左の枠にありますように、博覧会前の基盤づくりを行って、真ん中の枠にありますように、博覧会中のPRをやって、その右側の博覧会後の販路開拓に結びつけていくという一連の取り組みを進めていきます。

具体的に申し上げますと、一番左の会期前の取り組みでは、1月から開催しておりますEU塾におきまして、今後輸出に取り組む企業を育てていきます。また、本県の食材を現地の方の味覚に応じたものとして輸出するために、料理研究家の協力を得て、食材のレシピ開発を行います。真ん中の枠に移りますと、9月2日から5日までの4日間、万博の本県出展期間中は、宮崎牛や焼酎、茶などの食材や食文化をPRするとともに、これらに対する来場者の評価などを調査します。また、その右側の会期後は、現地事業者との交流会を開催するとともに、EU市場における大規模商談会への出展を計画しており、EUにおける販路開拓につなげていきたいと考えております。こうした輸出拡大に向けた取り組みについては、商工観光労働部が所管しております地域人づくり事業を活用しまして、今年度から取り組みを進めているところであります。

続いて、下の段、左手にありますとおり、EU輸出を進める上では、県内企業や県民にEU市場を身近に感じ、挑戦する機運を盛り上げていくことが必要でありますので、出展前に県内でのイベントなどを行う予定であります。また、その右の枠で、会期中は、食や食文化とあわせて本県の神話や観光、映像や郷土芸能の

実演等を通してPRいたします。下の段にお示ししましたこの機運醸成や神話、観光のPR、こういったものが今回の補正予算でお願いしている事業であります。その右に、当事業の予算額をお示ししておりますが、今回のミラノ万博に関する一連の取り組みに関しましては、27年度当初予算でお願いいたします推進事務費からなる出展事業960万円以外は、この1,800万円の当事業を初め、国の10分の10の資金を可能な限り活用することによりまして、新たな市場に向けた本県のPRや輸出拡大について、しっかりとした取り組みを行いたいと考えているところであります。

20ページに戻っていただきまして、事業効果といたしまして、世界に向けた高いPRや食の市場、販路の拡大、また、観光客の増加が期待できると考えております。

フードビジネス推進課の説明は、以上であります。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。当課の補正予算は、通常分と国の緊急経済対策分がございますが、まず、通常分について御説明いたします。厚いほうの歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

当課の補正額は741万6,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の額は右から3番目の欄の4億3,171万8,000円になります。

補正の主な内容について御説明いたします。42ページをお開きください。中ほどの(事項)ボランティア活動促進事業費で155万7,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄2の地域福祉等推進特別支援事業について、県内4地区で予定しておりました共同商談会を応募がなかったため2地区で開催したことによる

執行残によるものです。

次に、(事項)消費者支援対策費で273万9,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄2の消費者自立支援対策費について、特別講座が台風で中止になったことなどによりまして、講師謝金や旅費等の執行残によるものです。

次に、一番下の(事項)消費生活センター設置費で237万4,000円の減額であります。主な理由としましては、次のページの一番上の2の生活情報センター管理費について、空調やエレベーターなどの保守点検等委託の入札残によるものです。

次に、その下の(事項)消費者行政活性化基金事業費で252万5,000円の減額であります。主な理由としましては、市町村の消費生活相談窓口の機能強化などの経費の交付額決定に伴う補助金の執行残によるものです。

次に、一番下の(事項)男女共同参画推進費で107万8,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄1の啓発活動推進事業について、今年度は、この事業による講演会にかえまして、国の女性活躍加速化交付金を使った企業フォーラムや女性向けセミナーを実施したことによる執行残によるものです。

次に、国の緊急経済対策の分について御説明いたします。薄いほうの歳出予算説明資料の19ページをお開きください。補正額は1,302万3,000円の増額であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄、4億4,474万1,000円であります。主な補正の内容につきましては、(事項)男女共同参画推進費で1,302万3,000円の増額であります。説明欄1のみやざき女性の活躍応援事業につきましては、委員会資料のほうで御説明させていただきます。

委員会資料の23ページをお開きください。みやぎ女性の活躍応援事業についてです。事業の目的ですが、豊かで活力ある社会を築き維持していくためには、女性の知恵や感性、アイデア、そして、労働力が不可欠でありますことから、女性が意欲と能力を生かしながら活躍できる社会づくりに向けた取り組みを行うものです。

事業概要ですが、予算額は1,302万3,000円です。事業内容ですが、まず、①の企業のネットワーク構築支援としまして、女性の就業継続や管理職等へのキャリアアップを進める企業のネットワークを構築するものです。そのため、予算の議決後すぐの3月に発起会を立ち上げまして、企業等が抱える課題抽出等を行うなどしながら、県内企業に広く参加を呼びかけ、企業と関係団体とが連携した組織の設立を目指してまいります。また、②の女性のチャレンジサポートとして、男女共同参画センターにおいて、起業、キャリアアップ等をしたい女性の相談対応などを行いますとともに、さまざまな分野で活躍する女性をメンター、いわゆる仕事やキャリアのお手本として助言指導する人材のことを言いますが、メンターとして登録し、希望に応じて相談対応などを行うものです。また、③の女性の管理職等現況調査としまして、県内企業における女性管理職の登用状況や、そのための取り組みについて調査を行い、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

こうした取り組みによりまして、事業効果にありますように、さまざまな分野で女性の活躍が進み、男女にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会づくりが図られ、地域の活性化につながるものと考えております。

説明は以上です。

○菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。当課は通常分のみであります。分厚いほうの歳出予算説明資料45ページをお開きいただきたいと思います。当課の補正額は、総額2億8,410万1,000円の減額でございます。これによりまして、補正後の額は67億5,572万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。47ページをお願いいたします。表の一番下の(事項)でありますけれども、県立芸術劇場7,193万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、次のページ、お開きいただきたいと思います。説明欄の1、県立芸術劇場大規模改修事業費7,070万円の減額であります。これは、改修工事等の入札残によるものでございます。

次に、(事項)文化活動促進費350万6,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明欄3の地域の芸術文化環境づくり支援事業270万円の減額であります。対象となる事業を実施する市町村が当初見込みよりも少なかったことによる補助金の減額でございます。

次に、ページの一番下、(事項)国際交流推進事業費888万6,000円の減額であります。主なものといたしましては、次のページでございますけれども、説明欄4の多文化共生地域づくり推進事業、これは、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託している事業でございますけれども、人件費を精査したことによる減額でございます。

7のアンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業の減額は、参加人数が減少したこと、また、旅行会社への委託料に伴う入札残によるものでございます。

最後に、(事項)私学振興費1億8,677万4,000円の減額であります。主なものといたしまして、まず、説明欄1の私立高等学校授業料減免補助

金485万8,000円の減額、また、説明欄6の私立高等学校就学支援金、これは授業料を補助いたします就学支援金、それと、非課税世帯の生徒に教材費相当額を支給いたします奨学給付金、これを含んでおりますけれども、いずれも対象となる生徒数や支給額が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

本課の説明は、以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。当課も通常分のみとなります。分厚いほうの歳出予算説明資料の51ページをお開きください。人権同和対策課の補正予算は、総額で423万1,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3つ目の欄にありますように、1億3,607万4,000円となります。

主な内容について御説明いたします。53ページをお開きください。一番下の(事項)宮崎県人権教育啓発推進方針推進事業費であります。446万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、下の説明欄の1の宮崎県人権啓発センター事業や4の市町村への採択事業であります地域人権啓発活動活性化事業の経費につきまして、国庫委託金の決定額に合わせて減額したことや、研修資料の経費節減等によるものであります。

人権同和対策課の説明は、以上でございます。

○青出木情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。当課は通常の補正に加えまして、国の緊急経済対策の実施に伴う補正をお願いしております。まず、通常分の予算についてでございます。お手元の歳出予算説明資料、分厚いほうでございますけれども、55ページをお開きください。情報政策課の補正予算は3,729万9,000円の減額補正でありまして、

補正後の額は8億6,894万2,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。57ページをお開きください。上から2番目の(事項)行政情報化推進費でございますけれども、246万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、インターネットで提供されます行財政情報サービス利用契約の見積もり残などによるものでございます。

次に、(事項)情報行政処理基盤整備費でございますが、79万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員が使用するパソコン賃借料の執行残などによるものでございます。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費でございますけれども、948万8,000円の減額補正をお願いしております。まず、説明欄3の県庁LAN運営費につきましては、単独庁舎向けの回線使用料の執行残などによるものでございます。

一番下の4番、総合行政ネットワーク運営費につきましては、全国の地方自治体をつなぐ行政専用ネットワークの負担金の額が確定したことなどによるものでございます。

58ページをお開きください。(事項)電子県庁プロジェクト事業費につきましては、2,255万7,000円の減額補正をお願いしております。まず、4、パソコン等ヘルプデスク事業でございますけれども、職員からのパソコン等についての相談窓口でございます。ヘルプデスクに係る業務委託の入札残によるものでございます。

7、社会保障税番号制度システム整備事業につきましては、いわゆるマイナンバー制度の導入に向けまして、現在システムの構築を進めているところでございますけれども、その費用に係る国庫補助の決定に伴う減額でございます。

次に、その下の(事項)地域情報化対策費で

ございますが、930万4,000円の減額補正をお願いしております。説明欄2の電気通信格差是正対策費についてでございますけれども、本年度は、日之影町で携帯電話の不感知地域解消のための事業を実施しております、その国庫補助決定に伴う減額でございます。

続きまして、国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算について御説明いたします。薄いほうの歳出予算説明資料、こちらの23ページをお開きいただけますでしょうか。情報政策課の追加補正額は1,470万円の増額でございます、補正後の予算額は8億8,364万2,000円となります。

25ページをお開きください。(事項)電子県庁プロジェクト事業費で1,470万円の増額でございますけれども、説明欄1のオープンデータ利活用推進事業につきまして、常任委員会資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。常任委員会資料の一番最後のページでございますが、24ページから25ページをお開きください。

まず、最初に、オープンデータにつきまして説明させていただきます。右側の25ページのほう、オープンデータの概要等というタイトルになっておりますけれども、その最初の1、オープンデータとはのところをごらんいただけますでしょうか。四角で囲った分でございますけれども、オープンデータとは、国等が保有いたしますデータを機械が読み取ることのできる形式で、また、二次利用が可能なルールで公開していることと定義されているところでございます。イメージとして、ここでは本県の雨量観測情報を上げております。現在は、人にわかりやすいように地図上に雨量の大小を色の濃淡で表現して公開しておりますが、将来的には、機械判読しやすいもとのデータも公開いたしまして、誰でも自由に分析できるようにすると、このよう

な考え方がオープンデータでございます。2の他県事例で富山市の事例を挙げておりますけれども、ここでは、住民基本台帳のデータから、エリアごとに高齢者の居住濃度を地図上に可視化して、デイサービスの立地政策に活用した事例がございまして、それをここに紹介しております。この事例は、市のデータを市みずからが使った事例でございますけれども、今後さまざまなデータが公開されることで、利活用が産学官等、幅広い層に広がることを期待されているところでございます。

左の24ページに戻っていただきまして、1の事業の目的・背景でございますが、中段のあたりに記載しておりますように、県及び市町村のデータを民間企業やNPO等が自社の事業に活用したり、あるいはさまざまな地域の課題解決に民間のアイデアを取り込むなど、事業の推進によって地域の力を強化することを目的としておるところでございます。

2の事業概要でございますが、予算額は1,470万円を計上しております。事業の内容でございますけれども、①については、県と市町村とが一体となってオープンデータに取り組んでいくため、市町村の支援を行うとともに、共同で利用できるポータルサイトを構築いたします。②のほうでは、データ利活用の価値や効果を企業やNPO等に理解していただくとともに、さまざまな活用技術を学んでもらうためのセミナーや研修会等を実施するものでございます。3の事業効果でございますけれども、まずは、データ利活用の効果を県民に知っていただくこと、次に、データを活用した企業の事業の質の向上や新事業の創出、そして、民間活力を生かした新たな行政サービスの創出、このような事が期待されるところでございます。

情報政策課の説明は、以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 この大きい資料の中山間・地域政策課、31ページから32ページにかけて、減額補正で中山間活力再生支援とかいろいろ活性化促進費とかあって、説明では、市町村交付金を受ける件数というか、見込み額が少なくなったのというものが幾つかあったんですけども、これは、市町村がこの事業を生かして、実質中山間地並びにそういうものを活性化しようという件数が、そういう事業が余りなかったということなんですか。

○石崎中山間・地域政策課長 市町村におきまして、この事業ですけれども、大体3年間最大補助することといたしまして、まず、最初に、大体3年間でどういうことをやっていくかというのを決定しまして、大体の各年度の所要額を決定いたします。実際に事業を行っていくわけですけれども、多いのは、当初の計画と事業の進捗等の状況によって異なってくる。それで、当初予定していた交付額よりも低い申請額になってしまった。あとは、そのような中で、例えば、入札残が生じまして、そのようなものが減額になるということがございます。

私どもといたしましては、この事業につきまして、年度途中でその当初予定している交付予定額に満たない場合は、追加募集をするといったようなこともやっておりますけれども、やはり、年度途中ではなかなか市町村の対応も難しいというような状況がございます。今後も、そういう意向調査等を実施いたしまして、せっかくの枠でございますから、その消化に努めていきたいと考えております。

○十屋委員 補助のあり方というところもあると思うんですけども、例えば、3年で地域のいろんな事業をやって、何かに結びつくという、活性化に結びつくという考え方もあるかと思うんですが、逆にそれじゃ足りないと思うんです。そんな簡単に中山間地域、特に3年間で人がふえるわけでもないし、いろんな課題が一極に解決するということではないので、そういう事業としてやっていただくのであれば、やはりスパンを長くするとか、次年度になったら別な事業に変わっているかもしれないですけども、そういう意味で、期間を余り3年というふうに区切ってしまうと、何か使いづらいというところがないのかなと思ったものですから、だから、新たに途中の年度で新しい募集をしても、なかなかそこはあと1年半しかなければ、使いづらいと思って手を挙げるのも少ないでしょうから、やはり、こういう長期的に課題解決しなければいけないのは、ある程度の年数をちょっと長目にとって補助をするとか、そういうことをやったらどうかなと思いましたので伺いました。

やはり、なかなか地方創生と一緒に、知恵を出しなさいと言われても、なかなかすぐすぐ出てくるものでもないと思うので、長期的に見ていただければと思います。

それから、総合交通課の27ページの公共交通ネットワーク推進で、12月に来る予定が3月になって、その便数減ということがかなりあったんですけども、これは、当初の計画がずれ込んだんですが、こういうことは、年度当初には想定はされてなかったんですか。期間が12月来ますと言ったのが3月までずれ込むということは。

○奥野総合交通課長 航空会社といろいろ話を続けてきておったところでございます。当初、12

月の方向で香港の当局のライセンスもおりるだろうということだったんですが、いかんせん、香港航空がかなり混雑した空港というようなこともありまして、なかなかライセンスがおりないということで、結果的に、この3月28日になったものでございます。

○十屋委員 先ほどプログラムチャーターというのを説明いただいたんですが、週2便以上、2カ月以上運行するPRとか就航費用の支援ということですがけれども、これ特定の、この香港線を就航するのではということではないんですね。

○奥野総合交通課長 香港線のことは直接関係ありませんが、今、定期路線が飛んでいるソウルとか台北、あるいは香港以外のところでチャーター需要があるところ、ここを掘り起こしてやっていきたいと思っております。具体的には、例えば、韓国の釜山ですとか、あるいは中国とか、これの需要が取り込めないかなと考えているところでございます。

○十屋委員 引き続き、9ページの上の、きのう物流の話ちょっとしましたけれども、協議の場を設けるということは以前からもおっしゃってたんですが、物流競争力強化事業で2,200万、これはいろいろほかのことにも使われるんですけども、トラックドライバーの対応とか物産対策とかJRとか荷寄せとかいろいろな言葉が出てきたんですが、最終的に、総トータルで物流を考えないと、というのは、この委員会でも何度も言わせてもらったんですが、どういうふうな協議の場をつくるかというのが、課長の頭の中にあればお話をください。

○奥野総合交通課長 この物流競争力強化事業のほうでの協議の場につきましては、やはり、今非常に課題となっていますトラックドライバ

ーの不足ですとか、労働基準の強化、トラック協会のほうもかなり問題視しておりまして、このことは、本県の物流の根幹を揺さぶるというような状況にもなってくるということで、非常に危機感を持ってやっているところであります。できるだけ早急にそういった協議の場を設けていきたいと思いますが、一番今問題になっているのが、そういうトラック業界の状況というのを、荷主とか、そういった発注者側が十分理解してくれないとということで、そういった危機感をぜひ共有する場を設けてほしいという強い要望もあったものですから、具体的なメンバーとしては、例えば、大手の荷主であります、JA経済連ですとか、工業会ですとか、あるいは商工会議所、そういったものに、トラック協会とかも入りまして、あと行政、そして、実際の輸送機関なんかも入った形で検討の場が設けられたらと思っておるところでございます。

○十屋委員 この前の課長も私も同席した会議があつて、この話も出たと思うんですが、トラックドライバーの労働環境の改善というのが一番いいので、カーフェリーを何とかしてくれという話が出ました。この強化事業がそれに該当するのかどうか私もわかりませんが、そういう課題として、長距離フェリーの問題をぜひ上げていただきたいと思っております。きのうも言いましたので、これ以上言いませんけれども、そういったところの取り組みをこの中でも協議していただければと思います。

とりあえず私のほうは以上です。

○坂口委員 補正の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業です。これで、地域消費喚起型なんですけれども、県の分が16億6,000万余りですよね。これから5億3100万を市町村にということ、これに含まれているということで

すよね。そうなったとき、全国枠が2,500億なんですけれども、県が16億6,000万余り、市町村合計がどれぐらいになるんですか。

○井手総合政策課長 具体的な額そのものは我々もきっちり把握しているわけではないんですけれども、計算式で想定すると20億以上かというふうに見ております。

○坂口委員 市町村のトータルが20億余り。ということは、その算定が、人口割とかそんな、通常100分の1が宮崎県でトータルと言われるから、20億となると、36~37億ですから、一つの算定ルールがあると思うんです。だから、それを一つはやっぱり把握される必要があると思うんです、市町村分まで。これは目的を持った金で地方の消費を喚起しようと、全国津々浦々にまでアベノミクス効果を発揮させようというやつだから、やっぱりそういった配慮がなされた財源配分だと思うんです。だから、その中でこの5億3,100万、これをまず今度は県から市町村に交付していくに当たっての考え方、これ基本はどこに置かれているんですか。

○井手総合政策課長 今、算定方法のお話が出ましたけれども、今、国のほうから提示されている算定方法等を見ますと、財政力に応じた補正がまずありまして、そのほか、消費に関する水準という部分で算定されてます。年間の小売販売額でありますとか、サービス業の対個人事業の収入額を人口割するものであったり、あと現金給与総額の全国平均との逆数、給与の低いところには多目にとりというような、そういうような算定方法で、そういうことを見て我々も20億以上限度額が交付されるだろうと見てます。そういう経費からみますと、やはり、人口の多いところに多く交付されるというのが、人口割になりますので、当然そういうことになるだろう

と思ってますので、本県内のどちらかいうと人口の少ない町村部のほうに手厚く県としては支援をして消費喚起に当たるように考えていくべきと我々としては思っております。

○坂口委員 それで一つ考え方が基本にないのだめだと思うんです。それから、消費喚起ですから、いかにその消費が低迷しているかという消費額なり、1人当たりなりのその逆数というのやはり配慮すべきかなと思うんです。

それと、もう一つは、域内循環となっているから、例えば、外貨資本が入っている宮崎市内あたり、県外資本とか海外資本が、そこにいくと循環しないわけです。そこで消費されたお金というのは、即東京に返ってしまう。だから、いかに地方資本で、シャッターがおりているところあたりを何度も何度もこの金を循環させていくかという、やはりそこらの工夫というものが1つ要ると思うんです。でなければ、国が直接全部6億5,100万も、地方の市町村取り分として交付してたと思うんです。だから、このところ、まず、県が市町村に対しての交付をやる時の責任というか、かなり大きいものがあると思うんです。そこら辺のところをぜひこういうまたないチャンスですから、そこをじっくりやって、ここにはどれだけの支援が必要だという、そういった政治的な判断も含めて、交付額は100%県が裁量できるお金でしょうからお願いしたいということと、問題はこの後の本予算です。これは基金積まずに即執行していった次の新年度の事業につなげなさいというやつだから、そのところを今回検証して、本当に津々浦々に経済効果が出せるのかって、眠っている消費を喚起できるのかというところです。

それと、特に数百人単位の自治体だったら、人口がどうしてもそこに入ってくるんだったら、

事務費いっぱいぐらいの金額になってしまうんです、数百万の金額、そんなもん役場の職員が少し残業して頑張ったらもうそれで終わります。だから、そこらをしっかりこの補正予算では検証していく必要がある。次にはそこらに配慮した本予算での対応のあり方というのを、これはぜひ考えていただく必要があると思うんですけども、商工観光労働部に任さずに、ここでしっかりリーダーシップをとって、本予算の算定というんですか、交付額の決定等については考えていただきたい。

○井手総合政策課長 我々が今議会に提案しています総合計画の中でも、地域経済循環という戦略を1本立てております。委員おっしゃるとおり、地域の中の経済をきちんと回っていくのかどうかというのの検証が非常に大事だと思っております。国からの限度額をみると、額が余り大きくないために、それぞれの自治体の事務費で削られて、実際の経済循環に回っていない部分があるかと我々も思っております。そこを県としては、補填、支援をしていくというふうには、この消費喚起型のほうでは予算を立てたところでございます。現実には地域の経済を回すというのは、この消費喚起型だけではなくて、地方創生の先行型のほうの交付金も使いながらやっていくということでございますので、商工観光労働部、また、農政水産部とも連動しながら、きっちり地域の経済が回る仕組みを考えてまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひそういうことで、有効に目的が発揮できるような執行のあり方をお願いしておきます。

○田口委員 フードビジネス推進課にお聞きします。37ページですが、今回、申請が少なく見て下回ったという話が多かったんですが、

その中でも、宮崎フードビジネス雇用創出プロジェクト推進費9,500万の減額、9,500万といったら、フードビジネス推進課の1年間の予算の一般会計の1割以上です。特に宮崎県にとっても非常に大きな、今からメインとしようとしているフードビジネス、その中でも肉の拡大プロジェクトや6次化となるかと思うんですが、加工業務用農水産物拡大プロジェクト、それと、基幹産業でもあります焼酎、それから、伸ばそうとしているキャビア、非常にみんな減額が大きいんですが、このあたりの御説明をお願いします。

○黒木フードビジネス推進課長 この9,500万減大きくなってございますけれども、その主な内容というのは、補助金が8,500万減額になっております。実は、この補助金の見積もりを立てる段階で、補助事業メニューを各企業さんがフルに活用されるものとして、1企業当たり1,200万ほどで予算を組んでおりました。それに対しまして、実際の利用企業は見込みよりも多かったですけれども、1企業さん当たりの実際の申請枠は620万程度というようなことでございまして、その結果、補助金額は8,500万ほど減額というようなことになった次第です。

○田口委員 企業等へのPR等々は事前にはきちんとできていたんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 この雇用拡大の事業に関しましては、年度当初に説明会を行いまして、その他の産業団体にもお知らせし、そして、私自身、年度途中にも、各関係機関、商工会議所を初めとする商工団体にも改めてお願いにも上がった次第です。また、ホームページ等でも周知をしておきまして、そうした中で、当初を上回る利用は企業数としてはあったんですけども、ただ、結果としてちょっと補助金

の額が、利用そのものが、額そのものが低かったというようなことをございます。

○**田口委員** さっき1社当たり1,200万を見込んでたら620万だったという話でした。その大きな差というのは、見込みとそんなに狂った差は何なんですか。

○**黒木フードビジネス推進課長** この26年度の当初予算案を立てるに当たりまして、実はこの戦略プロジェクトは25年度の中途で採用になりまして、こちらで御審議いただきました補正予算でお認めいただきました。そういう中で、事業が実は25年度半ばにおいてもまだ本格的にスタートしていない中で、私たちが補助金を組む際に、補助メニューとして新たに人を雇うですとか、あるいは内部の専門人材を活用するですとか、外部専門人材を活用するですとか、そういったのをフルに活用されるものということで想定しまして当時組んでおりましたが、結果として利用はどちらかというと、やっぱり内部専門人材を活用する事業あたりが特に人気をございまして、結果的にそれをフルに活用する企業というよりは、そういった自分のところの要望に応じた実績、要望に応じた申請となったということをございます。

○**松村委員長** ほかに質疑ないですか。

○**井本委員** 移住・U I Jターン強化事業、この事業効果というところですけども、結局ここが一番大切なところです。この人たちが、帰ってきた人たちが、本当に居ついて働いてもらうという、その辺のことがもうちょっと何かあってもいいんじゃないのかなという気がするんですけども、その辺はどうですか。

○**石崎中山間・地域政策課長** 確かに来ていただいた方が定住して住み続けていただくということが最も大事なことだと考えております。そ

のために、この事業では、単なる移住者、いいところですから移ってきてくださいというだけではなくて、商工観光労働部とも連携をいたしまして、相談があった際に、こういう職業につきたいんだがというのがありましたら、宮崎側でその企業開拓を行いまして、調整を行うことにしております。また、今後、働く場として、企業に就職するという形もありますけれども、いろいろとみずからがビジネスを起こしていくといったようなこと、それが、特に中山間地域では大切だと思いますので、そういうスキルを持った方々も対象にして、移住定住を進めていくといったようなことを考えております。

○**井本委員** 里山資本主義の話じゃないけれども、帰ってきた人の中で、どちらかというとIターン、Jターンの人は、外を見て今度はこっちを見るわけだから、その人たちが、どちらかというと非常にいいアイデアを出してくるらしいんです。そういうアイデアが出てきたときに、それをバックアップするシステムをやはり考えとかないといかん。そういうのはしているの。

○**石崎中山間・地域政策課長** 今度の事業の中にも、市町村のフォローアップに対する枠の拡大というのを考えております。これは、やはり、移住、あるいはU I Jターンしてきた方がその地域に長く住み続けるためには、移住者、そして、地元住民、行政等が一体となって受け入れをする環境を整備することが必要だと考えております。その中で、全県組織の立ち上げを考えておりますが、地域ごとにそのような、地域の協議会も設けまして、そういう機運醸成を図ることをまず一つ考えています。また、市町村のフォローアップに対する支援の拡大としまして、住民と移住者の間をつなぐような人材の設置、あるいは移住者の方々が集まった移住者の会と

というのが日南等にございますけれども、そういう会の運営を支援する経費等も県から市町村に支援していきたいと考えております。

○十屋委員 女性活躍応援事業なんですけど、3月に発起会を立ち上げるとあるんですけども、どの程度の規模の、例えば、起業と一言言うんですけども、中小、零細いろいろあると思うんですけど、どの程度の規模の発起会なり、その組織化を考えていらっしゃるんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 3月の発起会につきましては42社ほどにお声をおかけしました。支援団体としましては13団体程度を考えております。どういう企業かと申し上げますと、まず、今年度は加速化交付金というのを活用しまして、企業向けのフォーラムを県内3カ所で開催させていただきして、積極的に取り組んでいらっしゃる企業の事例発表等を行ったんですけど、その事例発表等を行っていただきました企業さんを中心に、あと労働局のほうでされております女性活躍推進宣言、あるいは労働政策課のほうでやっております仕事と家庭の両立応援宣言、そういう宣言をされていらっしゃる企業さんの中から、具体的な取り組みをされている企業さんの御推薦をいただきまして、お声かけをしたところです。

○十屋委員 42社が少ないのか多いのか私はちょっとわからないんですけども、さまざまところに声をかけるべきなのかなと思うんですけど、県のほうから声をかけるのか、自発的に手を挙げるのか、そのあたりによって意識が全然変わってくると思うんです。そのあたりの考え方としてはどう考えていらっしゃるのかなと。

○村上生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおり、最終的には、全県的に、全企業さんにこの趣旨に賛同いただきまして参加していただ

くのが目標ですので、このコアなメンバーの方たちで意見交換等をしてながら、セミナーや講演会等を開催して、それに、また広く呼びかけをしまして、そして、全県的な企業さんにお声かけをしていきたいと考えております。

○十屋委員 目指すところは、いろんな場面で女性が活躍してほしいということが大前提なので、そのきっかけづくりの事業として捉えさせていただきます。わかりました。

それと、オープンデータ利用推進事業ですけども、今後の展開で、ビックデータの利活用コンテストの実施とあるんですけど、これは国で、今年度中にそのビックデータの活用——地方創生の中でいろいろたわわれていますよね。その一環として捉えてよろしいんですか。

○青出木情報政策課長 国のほうで、この2月にオープンデータに関するガイドラインが出まして、地方自治体においても、さらにオープンデータの取り組みを進めていくようにという方向性が出されております。国の動向を見ながら取り組んでいきたいと考えております。

○十屋委員 わかりました。最後に、13ページ、宮崎を回ろう！公共交通企画切符発行事業、これ、カーフェリー、航空機、バス、鉄道という、宿泊、食事、入館料等、例えばどのぐらいの額といたしますか、それぞれ額の大小があるんですよね。これ割合とか決まっているんですか。

○奥野総合交通課長 一応大きく3つほど分けたんですけど、例えば、航空機を使って来てもらって、またバスに乗っていくという組み合わせで、ちょっと細かいですが4,965万とかです。それから、2つ目が、カーフェリーで来ていただいて、バスとか電車とか乗ってもらう、これが1,080万、それから、3つ目は、県内の周遊を考えた場合、例えば、JRとか路線バス、あるいはタクシー

などで回ってもらうようなパターン、これで3,920万、大体このような配分を今考えてます。

○十屋委員 下の宿泊、食事はどうですか。今、上のほうばかりで、下のほうに、宿泊先、食事、入館料等ってあるんですが、これは対象外なんですか。

○奥野総合交通課長 当然、全体を含めてやるんですが、この基礎となる人数を一応このように考えているんですが、例えば、航空機で来られる方を1,500人とか、あるいはカーフェリーで来られる方を同じく1,500人、あと周遊、鉄道、バス、タクシーで周遊される方は7,000人と、こういうことで算定して考えてます。

○十屋委員 ということは、パック旅行という考え方ですね。宿泊込み、食事込みと、入館料込みということのパックに対するこれですね。

○奥野総合交通課長 一応パック商品ということですが、我々が考えているのは、単なる旅行商品の割引ではなくて、やはり、公共交通機関の利用につながると、特に、一次交通と二次交通をうまく組み合わせた企画を出してほしいというようなことで、いろいろ工夫していきたいと考えております。

○有岡委員 今の総合交通課の関係で要望ですが、せっかく1万人近くの方が利用するのであれば、例えば、アンケートに答えていただいて、このパッケージを使っていただくとか。そうすると1万人の情報が入ってくるわけですから、何か付加価値をつけられるといろんなアイデアがまた吸収できるんじゃないかと思しますので、要望しておきます。

○松村委員長 12時になりましたので、続きはまたお昼からということにいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようです。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野文化文教・国際課長 報告事項を説明いたします。平成27年2月定例議会提出報告書の3ページをごらんいただきたいと思います。損害賠償額を定めたことについて報告いたします。表の1段目の事案でございます。平成26年6月25日、生年月日の西暦欄が誤って記載されている過誤旅券の所持者が、台湾の桃園国際空港におきまして入境拒否にあったものでございます。過誤旅券発給の原因は、申請者の記入ミスとそれを訂正できなかった県の旅券審査にあります。損害賠償額は、過去の裁判例等を参考にししての過失相殺におきまして、県が請求額の7割を賠償することで示談となったものでございます。本事案発生後、このようなことが二度と発生しないよう、審査体制や審査回数を見直しを図っておりますけれども、今後ともより一層厳正な審査が行われますよう厳しく指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようですので、それでは、最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑がないようですので、以上をもって総合政策部を終了いたしま

す。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後1時1分休憩

午後1時10分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

総務部です。それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○成合総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。よろしく願いいたします。

資料の1ページをお開きください。平成26年2月補正予算案の概要についてであります。提出しております一般会計の補正予算案は2件でございます。初めに、1の議案第54号「平成26年度一般会計補正予算（第6号）について」であります。この補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額はそこに記載のとおり293億5,363万4,000円の減額であります。この補正による一般会計の歳入財源の主なものといたしましては、県税が27億円余、地方消費税精算金が4億円余、地方譲与税が16億円余、地方交付税が4億余のそれぞれ増額でございます。一方、その下の国庫支出金が170億円余、繰入金が82億円余、諸収入が35億円余、県債が52億円余のそれぞれ減額となっております。

次に、2の議案第78号「平成26年度一般会計補正予算（第7号）追加分」でございます。この補正は、国の緊急経済対策の実施に伴う経費について措置するものでありまして、補正額は、そこに記載のとおり102億1,428万1,000円の増額

をお願いしております。この補正による一般会計の歳入財源の主なものを申し上げますと、一番上の国庫支出金が85億円余、繰入金が6億円余、県債が9億円余となっております。これらの結果、一般会計の予算規模は、一番下の行に書いてございますが、2月補正後で5,651億6,414万5,000円となります。

次に、2ページをお開きください。一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。まず、ちょうど中ほどの2月補正額の議案第54号のところをごらんいただきたいと存じます。2番目の総務費が県税あるいは地方交付税等の増収に伴いまして、県債管理基金等へ積み立てを行うため、また、下から2番目の諸支出金ですが、地方消費税精算金や地方消費税交付金の増額等によりまして、それぞれ増額となっておりますが、その他の費目につきましては、国庫補助決定や執行残等に伴いまして、いずれも減額となっております。

次に、その右の列ですが、議案第78号につきまして、主なものを申し上げますと、全て増額補正でございますが、まず、今回の国の緊急経済対策に伴う補正予算において創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金ですが、この交付金を活用した事業といたしまして、総額31億3,000万円余を、総務費を初め各費目に計上しております。また、それ以外の主なものとしましては、中ほどの農林水産業費には、地産事業や土地改良事業などの公共事業費や森林整備加速化・林業再生交付金を活用した事業など、それから、1つ飛びまして土木費には、道路事業や砂防事業などの公共事業費をそれぞれ計上しております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思い

ます。総務部における2月補正予算の課別の集計表となっております。今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、一番下にありますように、補正額の欄ですけれども、107億4,723万2,000円の増額補正であります。この結果、補正後の予算額は、右から2列目になりますが、2,642億892万2,000円となります。

次に、その右の9ページをごらんください。繰越明許費補正についてであります。ここに記載の新総合防災情報ネットワーク整備事業、1事業になりますが、これは関係機関との調整に日時を要したことから、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

予算議案につきましては、以上であります。

次に、11ページをお開きいただきたいと思っております。議案第67号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」であります。これは、産業廃棄物税の導入効果の検証結果等を踏まえまして、現行条例を継続するとともに、5年後に再度検証を行うための改正を行うものであります。

次に、12ページをお開きください。議案第76号「工事請負契約の変更について」であります。これは、新総合防災情報ネットワーク整備事業多重無線設備整備工事費につきまして、設計変更及び工期の延長が必要になったため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

特別議案につきましては、以上であります。

次に、報告事項でございますが、資料の14ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについてであります。これは、県有車両による追突事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定、専決処分に基づきまして、

御報告するものであります。

次に、15ページをごらんください。宮崎県国民保護計画の変更についてであります。これは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第34条第8項において準用する同条第6項の規定によりまして御報告を行うものであります。

最後にその他報告事項についてであります。資料の16ページになります。本日御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。それぞれの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○阪本財政課長 それでは、議案第54号及び第78号、2つの補正予算案の歳入予算につきまして御説明いたします。常任委員会資料の3ページにお戻りください。今回2つの補正予算を御審議お願いしております。54号のほうが、いわゆる通常の補正でございまして、国の交付決定ですとか、執行残、それから、入札残等に伴います補正の減が主なものでございます。78号につきましては、国の緊急経済対策に伴う国の補正予算に関連するものでございます。これは、衆議院選の関係で国の議決がおくれまして、その関係で、通常であれば、この54号の通常とあわせて補正をさせていただくところでしたけれども、時間的な余裕がなく、2つに分けて追加、78号として上程させていただいているものでございます。

3ページの内容につきましては、先ほど1ページのところで部長が御説明申し上げましたので、私のほうから4ページ以降でその詳細につ

いて御説明いたします。4ページをお開きください。4ページの表、左上、県税、それから、地方消費税及び清算金につきましては、後ほど税務課長のほうから説明申し上げます。3段目の分担金及び負担金でございます。これも、基本的には国の補助決定と執行残等に伴う補正減でございます。分担金につきましては、土地改良事業に伴う分担金、これは土地改良に関する土地改良区等の分担金でございます。それから、2つ目の二重丸負担金につきましても、やはり、ほとんどが公共事業の執行残等に伴う市町村等からの負担金の減でございます。

その次の第78号のほうについては、追加の経済対策分でございます。こちらは、事業の増に伴いまして、負担金、分担金を増にしているものでございます。

次の使用料及び手数料につきましては、主なものは、使用料の丸の4つ目、教育使用料、大学授業料等とございます。これは、看護大学ですとか高等学校の授業料の減によるものでございます。それから、3つ目の二重丸の証紙収入の減がでございます。これは、運転免許の更新手数料ですとか、宅建免許の更新の手数料等が想定よりも減になったことによる証紙収入の減でございます。

次の財産収入でございますが、1つ目の二重丸の財産運用の収入の2つ目、利子及び配当金、これは、特定目的基金、いろんな基金がございます。これを年間運用しておりますが、この運用について期間を延ばすとか、いろんな工夫によりまして、この金利収入がふえたことによる増でございます。

それから、一番下の寄附金でございますが、総務費寄附金と教育費でございます。総務費寄附金につきましては、いわゆるふるさと納税につ

きましては、ちょっと当初ではどれぐらいの御寄附をいただけるか想定できませんので、当初予算では計上しておりません。この2月で見込み額を計上させていただいているものでございます。教育費の寄附金につきましては、これは、都城市にございました都城文化服飾専門学校を所管しておりました学校法人有徳学園が一昨年解散をいたしまして、それに伴いまして、残余の財産が寄附されたものでございます。

5ページの繰入金でございます。これも、いろんな各課が所管しております特定目的の基金の事業の執行残によりまして、基金からの繰入金を補正減しているものでございます。この繰入金の右の一番下、第78号に伴います基金繰入金、これは、この経済対策に伴います公共事業等に要する一般財源分について、財政調整積立金から6億6,600万円余りを繰り入れているものでございます。

次の諸収入でございます。これもろもろございますが、この表のちょうど中段あたり、4つ目の二重丸の1つ上ですけれども、商工貸付金元利収入というのがございます。この中身としましては、中小企業金融制度の貸付金、これが、有事の際、例えば、口蹄疫等がございましたけれども、それから、大規模な災害、こういったときに中小企業に対して制度資金を貸し付けるために準備しておりましたけれども、特に必要がございませんでしたので、その分の支出をしなかった。それに伴って償還金が収入としてないということで、30億余り補正減しているものでございます。

その他の地方譲与税から交通安全対策特別交付金までにつきましては、国のほうでの決定等に伴う増減でございます。

このページの一番下、国庫支出金でございま

す。これ基本的には、国の交付決定、それから、執行残に伴いまして増減がございます。

次の6ページをお開きいただきまして、上から2つ目の丸、災害復旧費国庫負担金、これは、当初予定しておりました災害がほとんどございませんでしたので、その執行残によりまして、65億ほどの補正減となったものでございます。

それから、この負担金のずっと下をごらんいただきまして、議案第78号につきましては、国の緊急経済対策に伴いまして、もろもろの補助金、交付金について補正増をさせていただいているものでございます。

最後に、県債でございます。議案第54号につきましては、基本的には公共事業を中心とした執行残、補正減に伴う県債の減でございます。

議案第78号につきましては、国の緊急経済対策に伴う公共事業の補正増に伴います県債の増でございます。

歳入につきましても説明は、以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。委員会資料の3ページにお戻りいただきたいと思っております。まず、地方消費税清算金につきましては、表の上の自主財源の2つ目、太枠で囲った議案第54号の欄に記載しておりますが、4億1,258万1,000円の増額補正をお願いするものです。これは、清算対象期間であります平成26年2月から平成27年1月までの本県を含めた全国の地方消費税総額が当初見込み額よりも多かったこと等によるものでございます。

次に、県税収入につきましては、7ページをお願いいたします。県税全体につきましては、表の一番上の段となりますが、県税計の予算額、①の欄のとおり、当初814億4,000万円を計上し

たところでありましたが、今年度の収入見込み額につきましては、現計予算額に比べ、個人県民税、法人県民税、法人事業税等の税目で増収が見込まれることから、その2つ右の列の収入見込み額、②の欄のとおり、841億9,000万円、現計比103.4%としております。その結果、その右の補正額、②引く①の欄にありますように、27億5,000万円の増額補正をお願いするものです。

次に、主な税目につきまして御説明いたします。補正額の欄をごらんください。まず、県税計の下、個人県民税ですが、株価の上昇に伴う株式等の譲渡所得が見込みより多かったこと、また、上場企業等からの配当増による配当所得の増によりまして6億9,089万円余の増としております。

次に、その下の法人県民税と3つ下の法人事業税は、建設業、製造業等の業績が堅調に推移したことによりまして、法人県民税が4億586万円余、法人事業税が19億3,845万円余のそれぞれ増としております。

最後に、下から3つ目の軽油引取税につきましては、需要の減によりまして、9,784万円余の減としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○椎総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料59ページをお願いいたします。総務課の補正予算は1億6,216万円の減額をお願いしています。この結果、補正後の予算額は12億720万9,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。63ページをお開きください。まず、ページ中ほどの(事項)文書管理費であります。154万5,000円の減額であります。これは、非常勤、

臨時職員の人件費の執行残、また、文書管理システムの運営に係る保守料などの執行残によるものであります。

次の(事項) 浄書管理546万8,000円の減額であります。これは、印刷機器類の更新等に伴うリース料や保守料の執行残であります。

続いて、(事項) 情報公開推進費186万8,000円の減額であります。これは、公文書開示審査会や個人情報保護審議会の開催経費の執行残及び県民情報センターで使用する消耗品等事務経費の執行残でございます。

64ページをごらんください。(事項) 文書センター運営費314万7,000円の減額であります。非常勤職員人件費の執行残、また、書庫に設置しております消火設備の更新に伴う入札執行残が主なものであります。

次に、(事項) 庁舎公舎等管理費5,779万6,000円の減額であります。これは、本庁舎、出先総合庁舎等の維持管理に要する経費であります。清掃・警備等委託業務の執行残や各庁舎で使用します光熱水費の執行残などによるものであります。

続きまして、(事項) 防災拠点庁舎整備事業費111万円の減額であります。これは、防災拠点庁舎整備の基本構想策定に係る調査業務及び敷地測量業務委託の執行残によるものであります。

次に、65ページをお願いいたします。(事項) 公有財産管理費2,029万7,000円の減額であります。これは、公有財産の管理、運用、処分事務に要する経費であります。災害共済保険料や県有資産所在市町村交付金、県有財産の保全工事費等の執行残であります。

次に、(事項) 電話設備等管理費126万6,000円の減額であります。これは、全庁分のNHK放送受信料及び総務課で管理しております電話料

等の執行残であります。

最後に、(事項) 県有施設災害復旧費であります。これは、庁舎等の県有施設の災害復旧に要する経費であります。復旧工事費等の執行残により6,931万3,000円の減額を行うものであります。

総務課の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○武田人事課長 人事課分につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の67ページをごらんください。人事課の平成26年度の2月補正予算は、ごらんのとおり3億7,628万5,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、補正後の額の欄にありますとおり41億9,917万8,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。69ページをお開きください。上から4段目、(目) 一般管理費で2,542万円の減額補正であります。内訳としまして、まず、(事項) 職員費で7,170万円の減額補正となっております。これは、当初と比較いたしまして、東日本大震災被災地派遣等、人事課付としております派遣職員が5名減ったことなどによりまして減額をお願いするものであります。

次に、その下の欄の(事項) 人事調整費で4,628万円の増額補正であります。これは、説明の欄にありますように、赴任旅費から4番目の非常勤職員の公務災害補償費及び1つ飛びまして、6の本省等への派遣研修職員宿舍借り上げ料の経費につきまして、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。なお、5の職員手当の調整経費につきましては、知事部局の時間外勤務手当の調整分を計上しておりますけれども、昨年12月に発生をいたしました鳥インフルエンザの防疫業務等により時間外勤務手当の支

給が増加し、今後の執行分に不足が生じますことから増額補正をお願いするものでございます。

次に、(目)の人事管理費で3億5,086万5,000円の減額補正であります。内訳といたしましては、まず、(事項)人事給与費で3億3,524万5,000円の減額補正であります。説明の欄の1の人事給与管理事務に要する経費から3の人事給与システム管理事務事業の経費について、いずれも執行残に伴います減額補正を行うものであります。また、2の退職手当につきましては、当初見込んでおりました人数よりも定年退職者が少なかったこと等によるものであります。

70ページをごらんください。(事項)県職員研修費で203万7,000円の減額、それから、次の(事項)職員派遣研修費で469万4,000円の減額、また、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費で888万9,000円の減額でありまして、いずれも執行残に伴います減額補正であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○平原行政経営課長 行政経営課について御説明をいたします。歳出予算説明資料の71ページをお願いいたします。行政経営課の平成26年度2月補正予算は829万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額は1億841万9,000円となっております。

主なものについて御説明いたします。73ページをお願いいたします。中ほどから下の(目)文書費の(事項)法制費182万8,000円の減額であります。これは、知事の諮問を受けて一般法人の公益認定等について審議をいたします宮崎県公益認定等審議会の開催経費や旅費等の業務費の執行残などによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○阪本財政課長 75ページをお開きください。財政課分について御説明いたします。財政課の一般会計につきましては、一番左の補正額の2段目、125億1,219万2,000円の補正増、それから、その下の特別会計、公債管理特別会計につきましては9億1,143万円の補正減となっております、合計しますと、この段の一番上の数字116億76万2,000円の補正増となりまして、その結果、この行の右から3番目、補正後の額は2,234億7,439万1,000円となります。

内容について御説明いたします。77ページをごらんください。まず、一般会計でございます。上から4行目、(目)一般管理費でございます。これにつきましては、7億円余りの補正減でございますが、その主なものは、その3つ下、(事項)諸費でございます。これが7億円の補正減でございます。内容としましては、県税ですとか、国庫補助金等の税外収入の還付に要する庁内の経費、これを各課では予算措置しておりませんで、財政課のほうで一括計上しております。この額の所要見込み額の減に伴います減でございます。

それから、次の(目)財産管理費、これが144億円余りの補正増でございます。この財産管理費につきましては、財政課で所管いたしております4つの基金の積み立てに要する経費でございます。このページの下から2番目、県債管理基金積立金、これは、県債の償還に要する経費を積み立てているものでございますが、これにつきまして、今回の2月補正に伴いまして執行残が生じました、そのうちの124億円余りを県債管理基金に積み立てるものでございます。

78ページ、上から2段目でございますが、県有施設維持整備基金積立金。20億余りの基金積立をしております。これは、防災庁舎ですとか、

今後の公共施設の老朽化対策等のためのこの県有施設維持整備基金に今回の補正に伴います執行残、20億余りを積み立てるものでございます。

それから、このページの下から4行目、(款)公債費でございます。公債費につきましては、12億余りの補正減でございます。内訳としまして、このページの一番下、元金償還金、利子と元金がございますが、そのうちの元金につきましては、1億2,400万余りの補正増となっております。これは、金利の見直し等によりまして金利が引き下げになりました。その結果、年間の償還額が同額としておりますので、金利が減った分、今年度の元金については若干の増となっております、その関係で1億2,400万余りの補正増となっております。

次の79ページ、2段目の利子、その次の(事項)利子償還金、こちらで利子につきましては、先ほどの元金の増以上の13億円余りの補正減となっております。

それから、その2つ下の公債諸費のうちの事務費、これは、県債を発行する際に要するものもの手数料等の経費、これが所要見込み額の減によりまして2,000万余りの減となっております。

続きまして、80ページをお開きください。公債管理特別会計についてでございます。このページの5段目、(事項)県債管理基金積立金でございます。この特別会計の中でこの県債管理に積み立てます経費でございますが、満期一括償還金の分につきましては、毎年その30分の1を基金に積み立てることとしておりまして、30億の借換債を発行いたして増額しておりますので、その分の30分の1の1億円をここで基金に積み立てることとしておるものでございます。

それから、このページの下から4段目、(事項)

元金償還金でございます。2,406万円の補正増、これは、先ほど一般会計のところで申し上げた金利の減、見直しに伴う一時的な元金の増と同額をここで特別会計で計上しているものでございます。

このページの一番下の利子につきましても、やはり、同じく利子の減分を特別会計分10億余りの補正減を計上しております。

最後に、81ページの2行目、事務費につきましても、県債発行に関する手数料、これが執行残に伴いまして780万円余りの補正減でございます。

財政課につきましては、以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課分の補正予算につきまして御説明いたします。同じく歳出予算説明資料の83ページをお開きください。税務課の2月補正予算は、8億624万7,000円の増額を願っております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが276億3,097万4,000円となります。

それでは、補正予算の主なものにつきまして御説明いたします。85ページをごらんください。中ほどに記載しております(事項)賦課徴収費ですが、783万1,000円の減額を願っております。その主なものといたしましては、まず、その下の説明欄の1の(1)徴税活動経費ですが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料、税務電算システム機器等の賃借料等の執行残に伴いまして2,292万3,000円の減額、また、2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金ですが、この個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものでありまして、その所要額が当初見込みよりも上回ったことによりまして、2,929万8,000円

の増額。

86ページをお願いいたします。2行目の(3) 税務電算トータルシステム運営費ですが、税制改正等に伴うシステム改修費及び保守委託料の執行残に伴いまして、1,041万8,000円の減額となっております。次に、その2行下の(款) 諸支出金につきましては、全体で8億3,623万8,000円の増額をお願いしております。まず、(事項)の地方消費税清算金についてです。これは、本県に納付されました地方消費税を都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、平成26年2月から平成27年1月までの対象期間の実績等に基づき1億1,848万円の増額としております。

次の(事項) 利子割交付金から、次のページの下から4行目になりますけれども、自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であります。それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして補正をお願いするものです。まず、利子割交付金が2,083万2,000円の減額、次の配当割交付金が2億8,761万6,000円の増額、次の株式等譲渡所得割交付金が2億7,608万4,000円の増額、次の地方消費税交付金が2億677万7,000円の増額、次のゴルフ場利用税交付金が439万1,000円の減額、次の自動車取得税交付金が2,669万3,000円の減額となっております。次の利子割清算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で清算をするために要するものであり、80万3,000円の減額となっております。

予算額につきましては、以上でございます。

次に、資料が変わりまして、常任委員会資料の11ページをお願いいたします。議案第67号「宮

崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

1の改正の理由ですが、宮崎県産業廃棄物税条例につきましては、施行後5年を目途に、社会経済情勢の推移等を勘案し、検討の上必要な措置を講じることとしております。前回、平成21年度の条例改正から5年目に当たる今年度、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進における効果を検証したところ、一定の効果が認められ、引き続き課税を継続し、循環型社会の形成をさらに推進する必要があるとの結論を得たことから、所要の改正を行うものであります。なお、昨年11月議会の環境農林水産常任委員会におきまして、本制度の導入効果の検証結果について、環境森林部が報告を行いました。また、当委員会におきましても御報告をさせていただいたものでございます。

2の改正の内容ですが、まず、(1)の施行後の検討ですが、今後とも、排出抑制等、各種施策の効果を見きわめ、社会経済情勢の推移等を勘案する必要があると考えられることから、さらに5年後を目途として検討を行う規定を設けております。また、(2)につきましては、引用しております関係法令等の改正により条ずれ等の修正を行っております。最後に、(3)の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○甲斐市町村課長 市町村課の2月補正歳出予算につきまして、御説明いたします。歳出予算説明資料に戻っていただきまして89ページを開きください。市町村課の補正予算は、補正額の一番上の欄ですが、3億9,849万2,000円の減

額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄ですが、30億8,740万7,000円となります。

主なものについて御説明いたします。91ページをごらんください。まず、(事項) 地方分権促進費であります。515万7,000円の減額であります。これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として、市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したことによる減額であります。

次に、(事項) 自治調整費であります。1,302万3,000円の減額であります。主な理由としまして、説明欄4番目の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が1,160万8,000円の減額となっております。これは、このシステムの運用において、住民基本台帳法の規定に基づき、全都道府県共同で負担している経費に係る本県の負担金額が確定したこと等による減額であります。

92ページをごらんください。中ほどの(事項) 市町村振興宝くじ事業費であります。8,926万4,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売された宝くじに係る収益金等の配分が決定されまして、宮崎縣市町村振興協会に対する交付金が減額になったことによるものであります。

93ページをごらんください。中ほどの(事項) 知事選挙執行費であります。6,716万5,000円の減額であります。さらに、その下の(事項) 衆議院議員選挙執行費であります。2億867万9,000円の減額であります。これは、どちらも昨年12月に実施されました知事選挙及び衆議院議員総選挙に係る経費の執行残に伴う減額であります。両選挙ともまだ執行額が確定していませんが、立候補者数の確定に伴い減額が見込まれる選挙公営負担金や各種印刷経費の執行残など、現時点で執行残が見込まれる経費につい

て減額するものであります。

市町村課の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**中原総務事務センター課長** 総務事務センターの補正予算について御説明申し上げます。歳出予算説明資料の95ページをお開きください。2月補正予算は3,818万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算は、右から3列目になりますが、10億2,153万4,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。97ページをお開きください。まず、中ほどの(事項) 総務事務センター運営費であります。525万円の減額をお願いしております。これは、本庁及び各地区の総務事務センターの運営費等に要する経費の執行残によるものでございます。

次に、一番下の(事項) 健康管理費であります。674万9,000円の減額をお願いしております。このうち説明欄2の定期健康診断事業費は、職員や非常勤職員等の健康診断に係る経費の執行残でございます。

98ページをお開きください。中ほどの(事項) 車両管理事務費であります。576万8,000円の減額をお願いしております。これは、公用車の任意保険に係る入札執行残でございます。その下の(事項) 恩給及び退職年金費と次の(款) 警察費の(事項) 恩給及び退職年金費であります。これは、元知事部局職員と元警察職員の恩給の支給対象者の減によるものでありまして、それぞれ348万8,000円、722万円の減額をお願いするものでございます。

総務事務センターは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**郡司危機管理局長** 危機管理課の補正予算に

つきまして御説明をいたします。2月補正歳出予算説明資料の101ページをお開きいただきたいと思ひます。危機管理課の補正額は2,484万3,000円の減額でありまして、補正後の額は右から3列目にありますように5億1,944万9,000円となります。

主な補正の内容について御説明をいたします。103ページをお開きいただきたいと思ひます。中ほどの(事項)職員費の199万6,000円の増額でございます。これは、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、その下の(事項)防災対策費の1,914万6,000円の減額であります。その主なものとしたしましては、説明欄の一番下、6の宮崎県大規模災害対策基金設置事業の66万9,000円の増額であります。同基金に寄せられました寄附金及び基金の運用利子を基金に繰り入れるための補正でございます。

次に、104ページをお開きいただきたいと思ひます。1番目、7の減災力強化支援事業の660万3,000円の減額でございますが、これは、市町村が避難場所確保対策として、避難場所の整備、避難路、高台等への階段、あるいは避難誘導看板等の整備に対する補助でございますが、当初想定していた事業規模よりも少額で整備する箇所が多かったことによる事業費確定に伴う補正でございます。

次に、11のわがまちの防災力強化支援事業の482万8,000円の減額でございますが、これは、市町村と県が派遣するアドバイザー等が地域の防災についての診断と課題解決の提案を行ひまして、地域の防災力の強化を図る事業でございますが、実施箇所数が当初計画よりも少なかったことによる執行残に伴う補正でございます。

その下の(事項)国民保護推進事業費の564

万3,000円の減額でございます。これは、本年度実施いたしました国民保護訓練につきまして、当初実働訓練で計上しておりましたが、国との協議の結果、図上訓練を実施することとしたもので、国庫補助決定等に伴う補正でございます。

危機管理課は、以上でございます。

○都原消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

2月補正歳出予算説明資料の107ページをお開きください。消防保安課の補正額は6億5,151万7,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように29億6,036万1,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。109ページをお開きください。まず、(事項)防災行政無線管理費6億2,925万6,000円の減額であります。説明欄2の無線設備の保守委託が1,539万2,000円の減額となっております。これは、防災行政無線設備の保守委託など入札残に伴う補正であります。

次に、3の総合情報ネットワーク設備更新事業の1,000万円の減額であります。これは、既存の中継局における設備更新等で鉄塔塗装工事など、入札残に伴う補正であります。

次に、その下の5の新総合防災情報ネットワーク整備事業の5億9,720万円の減額ありますが、これは260メガヘルツデジタル無線設備整備工事など、入札残等に伴う補正であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費665万6,000円の減額ありますが、これは、防災ヘリ燃料の単価見直し等による執行残に伴う補正であります。

次の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費919万円の減額ありますが、これは、消防常備広域化推進支援事業において、西臼杵3町の

消防の常備化に係る初期的経費に対する補助金の事業費確定に伴う補正であります。

次に110ページをお開きください。2番目の(事項) 予防指導費292万円の減額であります。これは、危険物取扱者免状交付委託の執行残等に伴う補正であります。

次の(事項) 消防学校費272万1,000円の減額であります。これは、消防学校の管理運営に係る執行残に伴う補正であります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたしますので、次は常任委員会資料の9ページをお開きください。新総合防災情報ネットワーク整備事業であります。これは、多重無線設備整備工事におきまして、大森山中継局モノレール敷設ルート上に、小植物群落等が確認されましたため、ルート変更を行うことなどにより、関係機関との調整に日時を要したため、事業が繰り越しとなることとなり、繰越明許費3億7,800万円をお願いするものであります。

次に、議案第76号「工事請負契約の締結の変更について」御説明いたします。常任委員会資料の12ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。工事の名称は、先ほど繰越明許費で御説明いたしました新総合防災情報ネットワーク整備事業、多重無線設備整備工事であります。整備工事の概要は、県庁統制局と中継局を經由して、総合庁舎間を多重無線回線で結ぶ防災情報ネットワーク網の整備であります。

右のページの参考資料をごらんください。緑色の線で示されているのが多重無線回線の構成図でございます。県庁1号館にあります県庁統制局、県の支部局がある10カ所の総合庁舎局、そして、無線中継局19カ所が対象であります。

もう一度左のページにお戻りください。次に、2の工事請負契約の変更概要について御説明いたします。契約の金額について、当初の22億500万円を23億3,690万5,543円に1億3,190万5,543円の増額変更と、工期につきまして、終期の平成27年3月20日までを平成27年6月30日までに変更するものであります。

次に、3の主な変更理由について御説明いたします。まず、(1)大森山中継局モノレール敷設ルートの変更につきましては、モノレール敷設ルート上に新たな希少植物が確認されましたためルートの変更を行うものです。また、迂回ルートへの調査及び森林管理署等の関係機関との調整に日時を要するため工期の延長を行うものであります。

次の(2)多重無線装置等防災情報ネットワークの雷害対策強化についてでございます。工事施工中に、不測の雷による事故が発生いたしまして、多重無線機器が故障するという事故が発生いたしました。このため、さらなる雷の被害対策を全中継局で行いまして、多様な雷害による通信中断時間をできる限り少なくするために、通信機器の2重化等を行うものであります。

次の(3)通信管理・監視機能強化についてであります。本工事では、県庁無線統制局から全無線局の設備を監視制御する装置を整備いたしますが、この監視項目では、(2)の雷による被害状況が確認できなかったため、より詳細な監視項目を追加するというものであります。

次の(4)無線アンテナ鉄塔基礎の変更につきましては、本工事で無線鉄塔の建てかえを予定しておりましたが、施工掘削時に地盤の脆弱性が確認されたために、鉄塔基礎施工基礎方法の変更を行うものであります。

消防保安課につきましては、以上であります。

どうぞよろしく申し上げます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 議案第67号の産業廃棄物税条例の中で5年を延長するということが出されてるんですけども、これまでの税上の推移と、それから廃棄物の量とかもしわかれば教えてください。

○鶴田税務課長 産業廃棄物税の税額の関係でございすけれども、調定額、税込でいきますと徴収率の関係もありますので調定額で御説明いたしますと、平成25年度でございすけれども、調定額が2億3,200万円余りでございす。それから、平成24年度が2億3,800万円、同じく23年度が2億3,900万円、平成22年度が2億4,300万円、大体2億3,000万円から4,000万円の状態で推移しているという状況でございす。

それから、排出量の関係でございすけれども、全体の排出量につきましては、年々増加をしているという状況でございす。全体でと申しますのが、平成16年、税を導入する前でございすけれども、宮崎県全体で排出量出ているかといいますと、188万トンでございす。それが、平成20年度が203万トン、それから、現在、手元に持っております資料で平成24年度が210万トンということで、排出量自体はだんだんふえてきている状況でございす。ただ、排出量はふえてきておりますけれども、その中で再生利用とかリサイクルをする数量もふえてきておまして、最終的な最終処分量でいきますと、平成24年度の最終的な処分量が20万トンでございす。それから、平成20年度が24万トン、それから、数字が平成17年度で恐縮ですが、平成17年度はまだ税当初が入ってきたばかりでござ

いまして16万トンという状況でございすけれども、排出量はふえておりますが、最終的な処分量は逆に減ってきていると。再生、あるいはリサイクルがだんだんと浸透してきているという状況で、この税の導入をした効果といえますか、それがやっぱり出てきているんだろうということで検証しているところでございす。

○十屋委員 それと、この大きい冊子の97ページ、総務事務センターの定期健康診断で367万円の執行残ということなんです。職員さんと、非常勤職員さん、そういう方々のことなんですけれども、これは、受けられなかったというか、予定している人数が確定しているの、それで掛け算してれば出てくるので、367万円という結構大きな額で受けていないのかなと思ったんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○中原総務事務センター課長 今、委員から御指摘の関係でございすけれども、定期健康診断を毎年春先に行っておりまして、職員については、全職員受けております。1次定期健康診断と、その中でちょっと状態が悪い方については2次健診もやっておりまして、2次健診分が予定よりかなり少なかったということで、300名ほど予定しておったところが180名の2次健診受診ということ。定期健康診断につきましては、職員とあと非常勤職員、それから、臨時職員の方も含んでおりまして、非常勤職員の方については採用される前に、事前に健康診断を受けていらっしゃる方もいらっしゃるものから、その分については今回4月当初で受けなかったということで、その執行残が367万円増ということになってございす。

○十屋委員 ということは健康な方が多かったということですね。2次までいなくてということで、それはもういいことなんで、大いにこ

れがふえればいいかなと思います。私からは以上です。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑ないようでございますので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○椎総務課長 総務課でございます。損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。お手元の常任委員会資料の14ページをお開きください。これは、平成26年10月22日に日向県税・総務事務所職員が国道10号線を都農町方向へ直進中、右折するために、本件路上中央に停車していた相手方車両に気づくのがおくれ、車両後部に追突したものであります。事故原因は、職員の前方不注視によるものでありまして、過失は全て県側にあります。損害賠償額は14万円で、任意保険により全額支払われているところであります。交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、再発防止に向け指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

総務課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○郡司危機管理局長 危機管理局でございます。宮崎県国民保護計画の変更について御説明をさせていただきます。常任委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。国民保護計画につきましては、我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロが発生したりする事態から、国民を保護するための措置に関して定めたものでございます。今回、同計画の変更につきまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律——いわゆる国民保護法でございますが——の第34条8項において準用する同条第6項の規定に基づき報告するも

のでございます。計画の詳細な内容につきましては、別冊の平成27年2月定例県議会提出報告書のほうに記載がございますので、本日は委員会資料のほうで主な変更内容等について御説明をさせていただきます。

今回の変更内容につきましては、2、変更の概要の表にありますように大きく4点ございます。まず、第1点目が、県国民保護対策本部の機能充実を図るため、県国民保護対策本部総合対策部の班編成を、自然災害に対応する災害対策本部の班編成に準じ、第8班から第9班に拡充したものでございます。

2点目が、武力攻撃原子力災害への対処について、次の防災基本計画（原子力災害対策編）等を踏まえた措置を実施することとしておりましたが、県地域防災計画（原子力対策編）を平成26年3月に新設しましたことから、これに準ずる措置を実施する旨に変更したものでございます。

第3点目でございます。原子力安全・保安院の廃止及び原子力規制委員会の設置や救援事務の所管庁が、厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴う変更でございます。

最後の4点目でございます。高速道路などの交通インフラの整備状況を反映したデータの修正、本計画に引用する防衛計画大綱の新たな策定に伴う変更などでございます。

なお、3、変更の手續にありますとおり、国民保護計画の変更につきましては、内閣総理大臣との協議が必要となっております。平成26年11月14日に、政府としては異議がない旨の閣議決定がなされたところでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようでございます。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○甲斐市町村課長 市町村課であります。常任委員会資料16ページをお開きください。議案第71号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」御報告いたします。県では、住民に身近な行政サービスは、できる限り、住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村への権限移譲を推進しているところであります。今回の改正の概要につきましては、2の表にまとめておりますが、いずれも法改正に伴う改正でありまして、これらは関係する常任委員会に付託されておりますので、改正内容についての詳細な説明は省略させていただきます。なお、17ページには、これまでの権限移譲の推移及び市町村別の移譲事務数を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

市町村課の報告は、以上であります。よろしくお願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

○十屋委員 条例で、先ほどの補正予算の中でも91ページの市町村権限移譲推進事業の中で、平成25年度の最終予算が3,800万余、ことしが3,900万余とそれぞれあるんですが、当初予算のところで、25年は4,600万と25年は4,400万が補正前です。だんだん市町村が受け切れなくなったというのが現実なのかなと思って……。ある程度権限移譲して、一定額が毎年出ていくんでしょうけれども、それ以上プラスをしていくの

がなかなか厳しい状況なのかなと数字だけを見るとそう思うんです。現実はやっぱこの下の表にも出してもらっているように、大きいところはそれぞれ受ける数も全然違うんですけれども、それ以外のところは、かなり少ないので、それぞれの市町村、お金はもらっても人がいないという状況なのかなと、そのあたりはどういう状況なんですか。

○甲斐市町村課長 今お話にありましたように、県から市町村への権限移譲、この事務処理特例に基づく権限移譲につきましては、数年たっておりまして、現状としましては、頭打ちといえますか、大体くるところまできてるような感じがしております。他県との比較でも、本県は、他県よりも権限移譲の数とか、市町村の前向きな姿勢というのは他県より進んでいると思っております。そういう意味でも、他県も含めていろいろ意見交換をするんですが、そろそろ頭打ちなのかなと。これ以上の権限移譲、市町村がみずから積極的にやるという意味においては、御指摘のありました職員だとか組織、さらに充実してれば、より住民に身近なところで窓口を設けますよということにもなるんだろうと思えますけれども、今現在は頭打ちの状況にあります。

それと、市町村においては、隣の市町等と連携して事務をやるというようなところが、例えば公平委員会をもう共同で設置しましょうとか、情報公開、個人情報審査会、共同で設置しましょうとか、いろいろと合理化の道も探っているところです。

以上、そういう現状でございます。

○十屋委員 ちょっと違うかもしれないんですけども、今言った、広域で横の連携、組織を一つにして、お互い連携してやればそれだけコ

スト負担は少なく済むんですが、今、いろいろところで広域連合とかあるじゃないですか、清掃の関係とか。そういうあたりで、今、課長言われたようなことを受け入れることはできないんですか。広域連合の目的として、広域連合、隣同士で一つのエリアつくってますよね。例えば、日向でいえば、椎葉、諸塚、美郷、門川、日向市、それで広域連合つくってるんですけども、制度上はどうなんですか、そういうやつで受けるというのは、また別に考えて連携をつくらなきゃいけないのか。

○甲斐市町村課長 県内に一部事務組合とか広域連合、広域連合2つですけども、一部組合が15ですかございまして、公営企業的なものを連携して、清掃ですとか消防ですとかし尿処理ですとかやっております。そういったものになじむものについては、ほぼ連携といいますか、固まりでやっていきたいと思いますという方向で進んでいると思っております。あと事務的な、そういう広域連合とか、一部事務組合というのは組織をつくって、それぞれのもともとの自治体の議会にもいろいろ議決等がございます。そういう一部事務組合、広域連合という意味では、おおむね今現在では行政需要を満たしているのかなというふうに思っております。

それと、新しく地方自治法の改正で、そういうものをつくらなくても、広域連携というのを、連携協約に基づくとかいうことで、柔軟にできますよというのがスタートしてございまして、宮崎市を中心に今動いておりますけれども、そういった動きも今後推移を見ていきたいと思っております。定住自立圏の動きでありますとか、いろいろ連携というのは確かに出てきております。

○十屋委員 先ほど言った一部事務組合にして

も、広域連合にしても、議会つくったり、はっきり言って組織をつくとまたそれなりの経費がかかってくるので、地方自治法が改正されたということであれば、そういうものを横に置いておいても、互いに軽微なというたら失礼ですけども、そういう横の連携でやれるものはそういう方向でやりなさいと。議会で議決経たり何だかんだって手間暇ばかりかかって経費がかかるということもありますから、そういうことですね、わかりました。

それと、今言われた地方創生ということで、小さな拠点とか何とかで一つのエリアの中心があって、いろんな横の連携を図るという方向でなされているじゃないですか、地方創生の、そうしたら、そういう地方のあり方になってくると。市町村議会などは別にして、教育委員会なんかは、ある意味法の改正ができれば、教育事務所管内は一つでとか、そういう可能性もあるわけですか。

○甲斐市町村課長 確かに全国的にはそういう事例もあるようです。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もないようでございます。それでは、その他の報告事項については終わります。

次に、請願の審査に移ります。第38号について、委員の皆様から、質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 委員の皆様からの御意見、質疑等もないようです。所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出するように求めた請願でございますが、これは委員会内で継続審査を続けてきているところでございますので、私

のほうからちょっと執行部の皆さんにお聞きしたいと思います。所得税法の改正については、昨年度ですか、何か新たな改正の動き等があったように記憶しているところではございますが、所得税法第56条等に限らず、所得税法に関しての国の動き等について、何かございましたらちょっと御意見をお聞きしたいと思います。

○鶴田税務課長 税務課でございます。国税でありますので、税関連で私の知り得る範囲でお話申し上げますと、所得税法につきましては、高額所得者の方に対する税率の上限が引き上がってきております。詳しい税率まではちょっと記憶にありませんが、税率が引き上がっているという状況があります。また、この56条にしまして少し御説明いたしますと、この所得税法の第56条につきましては、個人事業者が生計を一にする家族従事者の方に給与を支払った場合、必要経費のその取り扱いについて規定をされたというものでございます。所得税の必要経費の原則につきましては、所得税法の37条に規定がありまして、その規定には、別段の定めがあるものを除き、総収入額を得るため直接に要した費用の額というのが定められております。要するに、総収入額を得るために直接要した経費につきましては、必要経費に入れるんですよというのが原則なんですけれども、この所得税法の第56条につきましては、この必要経費の原則の特例という形で規定がされているということで、どういったことかといいますと、この第56条につきましては、事業者の方が生計を一にする配偶者やそのほかの親族の方に給与を支払うとしても、その給与は必要経費に算入しないという特例の規定でございます。この条文につきましては、ちょっと古いんですけれども、昭和25年に、税制改正で規定がされたものでございま

して、その後の社会経済情勢の変化によりまして、この要件、基本的に必要経費に入れないんだという要件が緩和がされてきているという状況でございます。それはどういったことかといいますと、この56条の例外の規定として、57条という規定があるんですけれども、その規定で、現行の取り扱いとしましては、その57条で青色申告の事業者の方につきましては、手続を行えば、親族の方の給与について必要経費に算入することができるというように、認められているところでございます。事実上、青色申告の方につきましては、制限はないというような状況になっているところでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 わかりました。従来の所得税、56条、57条の考え方ということですよ。特段、この最近の動きとしては大きくは変わっていないところですね。

○鶴田税務課長 今のところ、この規定について、新しい動きがあるというのは聞いてはおりません。

○松村委員長 ありがとうございます。委員の皆様、ほかに質疑、御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願については、以上で終わります。

最後にその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時40分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。それでは、お願いします。

○舟田会計管理者 座ったままで失礼いたします。会計管理局の平成26年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。お手元の歳出予算説明資料385ページをお願いいたします。

会計管理局では、2,504万2,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は4億7,064万4,000円となります。

その主なものにつきまして御説明いたします。389ページをお開きください。まず、一番上の段の(目)一般管理費(事項)職員費ですが、1,588万円の減額でございます。これは、会計管理局職員の給料や職員手当等の執行残であります。次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費ですが、734万円の減額でございます。これは、その下の説明の欄にありますとおり、出納事務執行及び財務会計システム運営管理等に要した経費の執行残によるものでございます。

最後に、下の段の(事項)証紙収入事務費ですが、182万2,000円の減額でございます。これは、主に、収入証紙売りさばき人に対して支払います売りさばき手数料の執行残でございます。

会計管理局は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 先ほどあった1,588万、手当、給料が減ったというのは、職員さんが少なくなったのか、何名ぐらい少なくなられたのか、手当が減っているのは、残業手当とか、そういうもろ

もろの中身はどういう状況ですか。

○井上会計課長 給与の予算の計上の仕方として、1月1日現在で県は予算組んでおるものですから、昨年度の職員と今年度の職員比較した場合、人数は変わってないんですけども、年齢構成が若干若くなりまして、若い職員が参っているという、そういった関係が主になっております。

○十屋委員 わかりました。年齢構成ですね。了解しました。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○松村委員長 ないようでございますので、その他何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松村委員長 質疑、御意見ないようです。それでは、以上をもって、会計管理局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次は、人事委員会です。当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○亀田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成26年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の463ページをお願いいたします。人事委員会事務局では、総額で143万1,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は1億3,699万5,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。467ページをお願いいたします。こ

のページの中よりちょっと下ぐらいですが、(事項) 職員費306万5,000円の増額補正でございます。これは、人事異動によりまして、職員数が1名増加したことに伴うものでございます。

次に、下から2段目の県職員採用試験及び任用研修調査費の279万9,000円の減額補正でございますが、これは、職員採用試験の実施に要する経費の執行残等によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様、議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようです。

それでは、そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑もありませんので、以上をもって、人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時48分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

監査事務局です。当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○小八重監査事務局長 それでは、ただいまから監査事務局の平成26年度2月補正予算について御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の457ページをお開きください。表の一番上の補正額の欄にございますように、総額で今回782万9,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが2億717万3,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。461ページをごらんください。まず、上から4段目の(目) 委員費は4,000円の減額でございます。これは、その下の(事項) 委員報酬が所要見込み額の増に伴い12万6,000円の増額、さらに、その下の(事項) 運営費が執行残に伴い13万円の減額となるものでございます。

次に、ページ中ほどの(目) 事務局費につきましては、782万5,000円の減額でございます。これは、(事項) 職員費が561万円の減額、それと、事務局の運営に要する経費であります(事項) 運営費が221万5,000円の減額でございます。いずれも執行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もないようですので、議案については終わります。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。以上をもって、監査事務局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

議会事務局ですので、時間がたっぷりありま

すので、慎重な審査をよろしく願いいたします。当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○大坪議会事務局長 それでは、議会事務局の平成26年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料1ページをごらんください。まず、左から2列目の補正額の欄でございますが、1,859万3,000円の減額補正でございます。したがって、補正前の額から差し引きますと、補正後の額は右から3列目、10億8,184万5,000円となります。

次に、その内容について御説明をいたします。5ページをごらんください。4段目になりますが、(目)議会費でございます。500万円の減額となっております。これは、その下の本会議や常任委員会、さらに議会一般運営に要する経費のうち、応招旅費や委員会調査旅費などに執行残が生じたこと等によるものでございます。

次に、(目)事務局費でございますが、1,359万3,000円の減額となっております。これは、その下の職員人件費や本会議の会議録印刷経費の執行残、また、その次のページになりますが、議会一般運営に要する経費につきましては、議会棟の維持管理費の執行残などによるものでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 議案についての質疑もないようでございます。

それでは、その他何かありませんか。

○十屋委員 難しいことではないんですが、我々が政務活動費を返還するじゃないですか。その会計処理はどうなるんですか。

○山内議会事務局次長 政務活動費につきましては、残額は翌年度の雑入として受けております。当該年度では、結局、精算をして、報告をいただいて、それから、確定するという形になりますので、例えば今年度分、4月30日までに出していただくということで、出納閉鎖は5月の30日ですので、とてもそれは間に合わないもんですから、そういう処理をしております。ですから、逆にいうと、26年度の方で入っている雑入の中にそれが入っている。ちょっと大きい金額になります。

以上です。

○十屋委員 わかりました。ありがとうございました。

○松村委員長 その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御意見、質疑等もないようでございますので、以上をもって、議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時59分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

あすの日程についてですが、午前10時から総務部の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了いたします。

午後2時59分散会

平成27年 3 月 5 日 (木曜日)

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	福 田 作 弥
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	十 屋 幸 平
委 員	田 口 雄 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	江 藤 修 一
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	日 隈 俊 郎
危機管理局長 兼危機管理課長	郡 司 宗 則
総 務 課 長	椎 重 明
防災拠点庁舎整備室長	丸 田 勉
部参事兼人事課長	武 田 宗 仁
部参事兼行政経営課長	平 原 利 明
財 政 課 長	阪 本 典 弘
税 務 課 長	鶴 田 安 彦
部参事兼市町村課長	甲 斐 正 文
総務事務センター課長	中 原 順 一
消 防 保 安 課 長	都 原 誠 一

総合政策部

総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	永 山 英 也
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	安 田 宏 士
部参事兼総合政策課長	井 手 義 哉
秘 書 広 報 課 長	片 寄 元 道
広 報 戦 略 室 長	日 高 幹 夫
統 計 調 査 課 長	奥 野 厚 子
総 合 交 通 課 長	奥 野 信 利
中山間・地域政策課長	石 崎 敬 三
フーズビジネス 推 進 課 長	黒 木 義 博
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	村 上 悦 子
交通・地域安全対策監	壹 岐 幸 啓
文化文教・国際課長	菓 子 野 信 男
人権同和対策課長	吉 田 信 夫
情 報 政 策 課 長	青 出 木 和 也

事務局職員出席者

政策調査課主査	大 峯 康 則
議事課主任主事	田 代 篤 生

○松村委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

本日は、平成27年度当初予算でございます。

まず、総務部の説明を求めたいと思います。

それでは、当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○成合総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成27年度当初予算案の概要につきまして、この資料の1ページから11ページで御説明いたします。なお、この部分の資料につきましては、別途配付いたしております27年度当初予算案の概要について、いわゆる白パンフですが、冊子の冒頭部分を抜粋して掲載してございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、(1)の予算編成の基本的な考え方についてであります。

平成27年度当初予算につきましては、そこに掲げております財政改革の着実な実行、優先度の高い施策の構築、役割分担等を踏まえた施策の推進を基本方針として検討したところであります。

ただし、次の段に掲げてありますように、昨年の知事選挙等の関係から、現在、知事の政策提案を踏まえました新しいアクションプランを作成中であること、また個別事業についてさらに知事と十分な協議をする必要があること、このため、人件費、公債費などの義務的経費を中心とした骨格予算として編成しております。したがって、新規事業や政策的経費の多くは、6月に肉づけ予算として補正予算案を提案させていただきますこととなりますので御了承ください。

それから、1ページの下の方の表にありますとおり、早急な対応を要する経費や年間所要額のおおむね8割の公共事業費等につきましては、県民生活に影響が出ないように、骨格予算に計上しております。

次に、2ページをお開きください。

(2)の予算規模についてであります。

一般会計の予算額は、そこに記載してありま

すように、6,417億2,800万円となっております。ただし27年度は、太枠の中に書いてございますように、口蹄疫復興対策ファンド等の財源となります1,200億円の県債償還という特殊要因がございます。これを除いた予算規模は、1,200億円を除きますと5,217億2,800万円となり、骨格予算でありますことから、前年度比9.0%の減となっております。

なお、以降のページにつきましては、この特殊要因であります1,200億円の償還金を除いた場合の予算の特徴を記載しております。

右側の3ページをごらんいただきたいと思っております。歳入予算の特徴を記載しております。

恐れ入りますが、次の4ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入予算のうち、まず、①の自主財源についてであります。真ん中の表をごらんいただきたいと思っております。

自主財源の状況ですが、まず、自主財源の一番上の県税につきましては、地方消費税や法人事業税、個人県民税の増等によりまして、896億4,000万円で、対前年度比で比べますと、82億円の増となっております。

次の段の、地方消費税清算金が379億1,400万円で、対前年度比130億6,900万円と、それぞれ大幅な増額となっております。

次に、表の下から、自主財源の4番目になりますが、使用料及び手数料につきましては、制度改正に基づく県立学校授業料の徴収増等によりまして96億3,500万円と、対前年度比7億7,700万円の増となっております。

それから、表の下から3段目をごらんいただきたいと思っております。

繰入金につきましては、地域経済活性化雇用創出臨時基金からの繰入金の減等によりまし

て153億円と、328億1,300万円の大幅な減となっております。

なお、括弧書きにあります財政調整のための財政関係2基金からの繰り入れにつきましては、骨格予算であるために76億9,100万円となっております、この結果、右側の5ページをごらんいただきますと、上から2つ目の丸の基金残高の推移の表を見ていただきますと、平成27年度当初予算編成後の基金残高は387億円程度となります。しかしながら、肉づけ予算の際に繰入金が増加することから、残高はさらに減少する見込みであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。

一番上、②の依存財源についてであります。

一番下の表をごらんいただきますと、まず、依存財源の一番上の地方譲与税につきましては、地方法人特別譲与税の減等に伴いまして196億2,700万円と、10億1,000万円の減となっております。

次に、表の下から2段目ですが、国庫支出金につきましては、骨格予算のため708億800万円と、106億6,400万円の減となっております。

次に、右の7ページの一番上の表をごらんいただきたいと存じます。

本県の歳入の約4割を占めます地方交付税及び臨時財政対策債の状況であります。

いずれも、税収の増等によりまして、全国総額ベースで減となっていることから、本県におきましても、地方交付税が1,809億1,200万円と、前年度と比べ40億3,700万円の減、臨時財政対策債が299億2,700万円と、43億2,600万円の減となっております。2つを合計した実質的な地方交付税額は、合計欄にありますように2,108億3,900万円と、83億6,300万円、率にしまして3.8

%の減となっております。

次に、その下の表をごらんいただきたいと思います。

県債の状況であります。

県債につきましては、平成27年度当初予算における県債発行額の欄でございますが、発行額は549億円でありまして、骨格予算であることから、あるいは臨時財政対策債の減少等によりまして124億円の減。

なお、括弧書きでお示ししておりますように、臨時財政対策債を除きますと250億円と、81億円の減となっております。

次の段の県債残高ですが、先ほど御説明しました口蹄疫対策転貸債等の1,200億円を27年度に償還することになります。その結果、27年度末で8,842億円と、これまで続けておりました1兆円以下になる見込みであります。

さらに、括弧書きをごらんいただきますと、臨時財政対策債を除いた県債残高につきましては、302億円減少しまして、5,057億円程度になる見込みであります。

次に、8ページをお開きください。

(4)の歳出予算の特徴についてであります。

性質別の状況を記載しておりますが、内容につきましては、9ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

一番上の①の義務的経費につきましては、主に社会保障関係費である扶助費が増加するものの、人件費あるいは公債費の減によりまして2,520億3,500万円と、前年度に比べ58億5,600万円の減となっております。

なお、人件費につきましては、職員数の減等によりまして、13億2,600万円の減となっております。このうち、退職手当については、退職者数の減少等によりまして、9億1,100万円の減と

なっております。

それから、一番下の公債費につきましては、臨時財政対策債を除く県債残高の減少等によりまして、56億8,500万円の同じく減となっております。

次に、真ん中の太枠囲いですが、②の投資的経費について御説明します。

これにつきましては、骨格予算のため、大幅な減となっております。

それから、その下の③の一般行政経費につきましては、主に貸付金及び積立金の減等によりまして1,959億5,600万円と、65億3,100万円の減となっております。このうち、補助費等は、地方消費税交付金及び地方消費税清算金の増等によりまして92億7,900万円の増、また、貸付金は骨格予算でありますため、130億7,600万円の減となっております。

10ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出予算の款別の状況を記載しております。

下の表のほうを見ていただきますと、上から3段目の民生費が、社会保障関係費の増によりまして約11億円の増額、また、下から3段目の諸支出金が、地方消費税交付金及び地方消費税清算金の増等によりまして大幅な増額となっております。

それ以外の区分につきましては、骨格予算のため、全て減となっております。

次に、右側の11ページをごらんいただきたいと思います。

(5)の特別会計、(6)の公営企業会計について記載しております。

特別会計につきましては、口蹄疫対策の転貸債償還金1,000億円がございますので、特別会計の上から2段目の公債管理特別会計から支出する関係で、前年度に比べて予算規模が非常に大

きくなっております。

また、一番下の公営企業会計については記載のとおりでございます。

27年度当初予算の概要につきましては以上でございます。

資料の13ページをお開きいただきたいと思えます。総務部における27年度当初予算の課別集計表となっております。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、表の一番下の欄にございますように、当初予算額4,637億2,735万4,000円となっております。対前年度当初予算額と比較しますと、先ほど申し上げました口蹄疫対策転貸債償還金を予算措置したことなどに伴いまして、85.1%の増となっております。

次に、14ページをお開きください。

14ページから18ページまでにかけては、総務部の主な新規・重点事業を掲載しておりますが、これについては、後ほど関係課長から説明をさせます。

次に、19ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

表の中にありますように、ここに記載の事項につきまして追加をお願いするものであります。

予算議案については以上であります。

次に、20ページをお開きください。

特別議案でございますが、議案第29号「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長と教育委員会の委員長が一本化されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、右側の21ページをごらんください。

議案第30号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国において実施される給与制度の総合的見直しについて、人事委員会から、本県においても実施するよう昨年勧告がなされたこと等を踏まえまして、勧告どおり、職員の給与について所要の改正を行うものであります。

次に、22ページでございます。

議案第31号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国家公務員の退職手当制度について、先ほど申し上げました給与制度の総合的見直しに伴い改正されること等を踏まえまして、国に準じて職員の退職手当制度の改正を行うものであります。

次に、右側の23ページでございます。

議案第34号「恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正に伴いまして、引用条文の改正等を行うものであります。

次に、24ページをお開きください。

議案第37号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、独立行政法人通則法の一部改正に伴いまして、関係条例における引用条文の改正を行うものであります。

特別議案につきましては以上の5件であります。

最後に、その他報告事項についてでございますが、資料の25ページをごらんいただきたいと

思います。

本日、御報告いたしますのは、ここに記載しております平成27年度組織改正案についてなど3件でございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局长及び担当課長から説明させますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして御説明をいたします。

委員会資料の4ページのほうにお戻りください。ページの中ほどに、自主財源の状況の表がありますが、この上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。

これは、本県を含めた全都道府県に国から払い込まれた地方消費税総額を、消費に関連した基準によって、各都道府県間において精算、配分するものです。平成27年度の予算額は、379億1,415万5,000円を計上しております。前年度に比べ130億6,920万9,000円、対前年度増減率52.6%の増となっております。地方消費税清算金につきましては、税率の引き上げの効果が平年度化することによりまして、国内の地方消費税総額が地方財政計画で増加するということが見込まれることからこのような額としているところでございます。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明をいたします。資料の12ページをお願いいたします。

県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、平成26年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に検討して見込んだものであります。

当初予算額は、表の一番上の段、県税計の平

成27年度当初予算額、①の欄のとおり、896億4,000万円を計上したところであります。これは、前年度に比べ82億円の増、前年度比110.1%となっております。

主な税目につきまして御説明をいたします。

増減額①—②の欄をごらんください。まず、県税計の下、個人県民税ですが、課税の対象となります平成26年分の所得の増が見込まれることから、6億2,824万円余の増となっております。

次に、その4つ下の法人事業税につきまして、税制改正により、国税であります地方法人特別税の一部が復元され税率が引き上げられることによりまして、35億2,285万円余の増となっております。

次に、その下ですが、地方消費税関係になりますが、譲渡割地方消費税が45億7,998万円余、その下の貨物割地方消費税が1億3,722万円余と、いずれも税率引き上げの平年度化により増となるものであります。

次に、その下の不動産取得税につきましては、大規模建築物の減によりまして、1億5,586万円余の減と見込んでおります。

また、その3つ下の自動車税につきましては、課税台数の減により、2億2,641万円余の減と見込んでおります。

次に、その2つ下の自動車取得税につきましては、税制改正によりエコカー減税対象車の基準が厳格化される見直しがなされることから、1億6,383万円余の増と見込んでおります。

その下の軽油引取税は、需要の減によりまして3億2,179万円余の減と見込んでおります。

説明は、以上でございます。

○松村委員長 議案の概要の説明及び歳入予算等の説明が終了いたしました。

ここまでのところで、委員の皆様、質疑はあ

りませんか。——また後ほど総括もございまして、それではここまで質疑がないので、それでは、引き続き、3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後にその他報告及び総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

それでは、まず、総務課からお願いしたいと思います。

○椎総務課長 それでは、総務課の当初予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料63ページをお開きください。

総務課の平成27年度一般会計当初予算額は、14億6,893万3,000円であります。これは、昨年度の当初予算額と比較しますと、1億171万2,000円の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。65ページをお開きください。

まず、下から3段目の、(事項)文書管理費4,990万5,000円であります。これは、当課で集中管理を行っております文書の収発業務に係る送料や人件費及び文書管理システムの運用・保守に係る委託料などであります。

次に、ページ下、(事項)浄書管理費4,333万6,000円あります。66ページをごらんください。これは、庁内印刷室で行う文書の浄書印刷に要する経費であります。各種印刷機器の保

守・リース料や、印刷用紙等の消耗品代、人件費であります。

続いて、(事項) 情報公開推進費431万9,000円です。これは、情報公開・個人情報保護制度の適正な推進を図るために要する経費であります。審査会や審議会の開催経費及び県民情報センターの運営経費となっております。

次に、(事項) 文書センター運営費1億9,442万3,000円です。これは、歴史的価値のある県史資料や公文書等を適正に管理・閲覧するための経費ですが、所蔵文書の薫蒸やマイクロフィルム撮影の委託料、書庫に設置しております消火設備のリース料、人件費などが主なものとなっております。

なお、この説明欄の5の文書センター移転整備費ですが、防災拠点庁舎の整備に伴いまして、現在使用しております県庁5号館の移築が必要となりましたため、センターの機能を6号館へ移転整備する費用としまして、1億5,956万3,000円を計上しております。これにつきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、(事項) 庁舎公舎等管理費4億8,283万3,000円です。これは、本庁舎、出先総合庁舎等の維持管理に要する清掃・警備費等の委託料や光熱水費、職員宿舎の維持管理に係る経費であります。

次に、(事項) 防災拠点庁舎整備事業費8,530万7,000円です。67ページをごらんください。これは、昨年12月に作成いたしました基本構想を踏まえまして、防災拠点庁舎建設のための基本・実施設計や地盤調査等を行うものであります。これにつきましても、後ほど説明させていただきます。

次に、(事項) 東京ビル運営費2,874万4,000円

であります。東京ビルは、東京事務所に勤務する職員の宿舎や長期研修生の職員寮、また本県出身者の学生寮などから構成されます複合ビルですが、運営管理に要する委託料や学生寮の指定管理料などがあります。

次に、(事項) 公有財産管理費2億8,457万4,000円です。これは、災害共済保険料などの県有財産の維持管理費、県営住宅や職員宿舎等の固定資産税に相当する県有資産所在市町村交付金、未利用財産の売却等を推進するための経費などがあります。

最後に、ページ一番下の段になりますが、(事項) 県有施設災害復旧費7,410万円です。これは、庁舎等の県有施設の災害復旧に要する経費であります。

それでは、「防災拠点庁舎整備事業」について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料をお願いいたします。14ページでございます。

防災拠点庁舎整備事業についてであります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、御案内のとおり、大規模地震等の災害時に、県民の生命や財産を守る司令塔として十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる防災拠点庁舎を早期に整備する必要があります。

このため、一番下の、参考、整備スケジュールのとおり、平成30年度末の完成に向けて進めていくこととしておりますが、平成27年度は基本・実施設計を実施するほか、庁舎整備に伴い必要となります関連工事の設計を行ってまいります。

なお、現在、公募型プロポーザルにより設計者の選定を進めているところであり、今月中には委託契約を締結し、設計に着手したいと考え

ております。

次に、2の事業の概要であります。

(1)の予算額は8,530万7,000円で、全額一般財源、事業期間は平成30年度までとなっております。

(4)の事業内容の①の基本・実施設計の実施に係る業務委託費であります。本委託は、平成28年度までの継続契約となるため、債務負担行為を設定しており、本年度は基本設計分の出来高相当分の5,751万2,000円を事業費として見込んでおります。

この設計業務委託に加えまして、②の設計に伴い必要となる地盤調査の業務委託や③にありますように、5号館及び外構の解体工事に伴う設計業務委託等を行ってまいります。

3の事業の効果であります。防災拠点庁舎の整備により、県の災害対応力の強化が図られるものと考えております。

続きまして、文書センター移転整備について御説明いたします。同じく委員会資料の15ページをごらんください。

これは、文書センターの移転に要する経費でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、御案内のとおり、防災拠点庁舎の整備に伴い、県庁5号館を移築することになり、現在入居している文書センターを移転する必要が生じたため、庁内プロジェクトチームにおいて検討を進めた結果、移転先を県庁6号館とすることにいたしました。

文書センターのような重量物である大量の文書類を保管等する建物は、一般事務所より4倍から9倍の強い構造体が必要となりますことから、移転先である県庁6号館の補強工事を行いまして、文書センターの現行機能を確保するも

のであります。

次に、2の事業の概要であります。

(1)の予算額は1億5,956万3,000円で、全額一般財源、事業期間は平成27年度であります。

(4)の事業内容であります。補強工事は、建物地下を含めて構造体を補強するため、①の6号館地下倉庫の物品を移転しまして、②の文書センターの移転整備工事实施設計の業務委託を、そして③の移転整備工事を行うこととしております。

3の事業の効果であります。この工事は現行の文書センター機能を確保するために必要な基本的な工事であり、この整備事業によりまして、歴史的価値を有する貴重な公文書を良好な状態で後世へ継承することができるものと考えております。

続きまして、同じく、常任委員会資料の24ページをお開きください。

議案第37号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります。

独立行政法人の運営の基本、その他の制度の基本となる共通の事項を定めた独立行政法人通則法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容としましては、引用条項の改正であります。両条項における国家公務員の定義から、独立行政法人通則法の「第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員」を除くことと規定しているところを、今回、同法「第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員」に改正するものであります。

どちらの条項におきましても、個人情報とは原則として不開示情報であります。公務員

等の職務遂行に関する情報は例外として開示されることになっておるところであります。独立行政法人通則法に規定します行政執行法人の役員及び職員は、身分は国家公務員であります、条例上は国家公務員から除くことと規定されており、当該箇所の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○武田人事課長 次に、人事課の平成27年度当初予算について御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の69ページをごらんいただきたいと思ひます。

人事課の当初予算額は、41億8,320万5,000円でありまして、26年度当初予算額に比べますと、3億8,411万1,000円の減となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。次の71ページをごらんください。

まず、中ほどの欄の、(目)一般管理費の(事項)人事調整費で7億123万4,000円であります。これは、説明の欄にありますように、非常勤職員の雇用、職員の赴任旅費、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、(目)人事管理費の(事項)人事給与費で、29億1,396万6,000円であります。

72ページをごらんください。

説明の欄の、2の退職手当27億7,005万2,000円が主なもので、前年度当初に比べまして3億4,214万4,000円の減となっております。これは、退職手当の見直しによる支給率の減の影響によるものであります。

また、説明の欄の、3の人事給与システム管理事業1億3,444万2,000円につきましては、前

年度の当初に比べまして7,454万1,000円の増となっております。これは、地方公務員法改正に伴い、平成28年度から導入予定の人事評価システムの構築や、マイナンバー制度導入等に伴う人事給与システム等の改修に要する経費の増であります。

次に、(事項)県職員研修費の3,096万9,000円ではありますが、これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費の2,275万6,000円であります。このうち、国内派遣研修といたしまして、自治大学校、政策研究大学院大学への派遣、また、海外派遣といたしまして、職員の自主企画による短期海外研修及び自治体国際化協会シンガポール事務所等への派遣経費をそれぞれ計上しております。

次に、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費の959万8,000円であります。派遣職員の代替として、非常勤職員や臨時的任用職員を配置するための経費及び派遣職員の業務報告等の経費であります。

以上で、人事課の当初予算の説明は終わります。

続きまして、資料が変わりますが、お手元の常任委員会資料で議案の内容について御説明をしたいと思います。資料の20ページをごらんください。

議案第29号「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育長と教育委員会の委員長が一本化されることに伴い所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。法律の一部改正により、教育長が教育委員会を代表することとなり、教育委員会の委員長及び教育長を兼ねる委員の職がなくなるため、これらの職に係る報酬等の規定を削除いたします。

最後に、3の施行期日等につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。ただし、法律の一部改正に伴う経過措置といたしまして、施行日以降も改正前の法律の規定が適用される現職の教育長及び教育委員長につきましては、改正前の条例の規定が適用されることとなります。

続きまして、21ページをごらんください。

議案第30号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。国におきまして平成27年度から実施される給与制度の総合的見直しにつきまして、人事委員会から、本県においても実施するように勧告をされたこと等を踏まえ、人事委員会勧告どおり職員の給与について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。今回実施する給与制度の総合的見直しは、まず、1の給料表につきましてその水準を平均2%引き下げ、それにあわせて、2の地域手当、3の単身赴任手当、また4の管理職員特別勤務手当といった諸手当につきまして、資料にありますとおり、それぞれ改正をするものであります。

実施に当たりましては、給料表水準の引き下げによる職員の生活への影響を考慮して、5の①にありますとおり、給料表の切りかえに伴い、新しい給料月額が切りかえ前日に受けていた給料月額に達しない職員に対しましては、当分の間、その差額を支給することといたします。

また、(2)の地域手当及び(3)の単身赴任手当の引き上げは、平成27年度から3年間で段階的に実施することとしております。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例ほか5つの関係する条例となります。

最後に、4の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

続きまして、22ページをごらんください。

議案第31号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。国家公務員の退職手当制度が給与制度の総合的見直しに伴い改正されたこと等を踏まえ、国に準じて職員の退職手当制度の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

(1)にありますとおり、退職手当の調整額につきまして、表のとおり、その基礎となる調整月額を国に準じて引き上げを行います。

資料のちょうど中段に、(参考)として記載しております退職手当の計算方法をごらんください。退職手当は、退職時の給料月額、これは先ほど説明した給与制度の総合的見直しに伴います経過措置として、支給される給与の差額は含まずに、本来の給料表上の額となりますけれども、これに勤続期間に応じた支給率を乗じて得た額に、退職前5年間の職務・職責に応じた調整額を加えて計算をされます。職員の退職手当につきましては、平成24年度から段階的に引き下げ、民間の水準に合わせてきたところではありますが、給与制度の総合的見直しの実施により退職時の給料月額が下がることで、退職手当額にさらにマイナスの影響が出てしまうことになります。したがって、このマイナスの影響

を緩和するため、今回の改正を行うものであります。

次に、(2)の経過措置として、給与制度の総合的見直しの影響により、(1)の退職手当の調整額を引き上げてもお改正前の退職手当額より低くなる場合がありますことから、当分の間、施行日前日の時点の退職手当額を補償することといたします。

その他、(3)にありますとおり、法令等の改正に伴う引用条文等の改正をあわせて行います。

最後に、3の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行とし、法令等の改正に伴うものは公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○平原行政経営課長 行政経営課の平成27年度当初予算について御説明をいたします。歳出予算説明資料の73ページをお願いいたします。

行政経営課の平成27年度当初予算額は1億860万4,000円でありまして、26年度当初予算と比べ707万9,000円の減額となっております。

主な事業について御説明をいたします。75ページをお願いいたします。

まず、中ほどの、(事項)行政管理費310万1,000円ではありますが、これは、行政管理、行政改革に要する経費でございまして、行政組織の見直しや行財政改革懇談会の開催などの要する経費であります。

次に、一番下の、(事項)法制費763万6,000円ではありますが、これは、条例や規則等の審査事務ですとか、公益認定等審議会の開催などに要する経費であります。

76ページをお願いいたします。

最後に、(事項)県公報発行費905万円ではありますが、これは、条例や規則などを掲載いたし

ております県公報の印刷に要する経費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松村委員長 まず、1班各課長の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 総務課の66ページの庁舎公舎等管理費で、26年度の現計当初予算は同じで6億1,500万ですけど、今年度は4億8,200万ですが、これは入札とかでやられると思うので、その差が出たと。

○椎総務課長 大幅に減額になっておりますが、この減額の大きな理由は、1つは、職員共済住宅の借家料という、共済組合に償還金を払っている分があるんですが、この分につきまして、平成26年度に一括償還を済ませた関係がございまして。この額が、平成26年度で1億1,200万円余ありました。この分の減額が非常に大きなウェートを占めております。

そのほか、光熱水費とか清掃委託料等の関係で、若干の減となっております。

以上です。

○十屋委員 その次、67ページの公有財産管理費のところなんですけど、事業に関してどうのこうのじゃないんですけど、県有財産が売れてるのかな、どうなのかなと思っているんですが。狭い土地が点在して、私たちが住んでる場所にもあるんですけども、それがなかなか売れてないのかなと思うんですけど。財産がなかなか処分できなくて困ってるのかなと思ったんですが、どういう状況なんですか。

○椎総務課長 公有財産の処分につきましては、今年度は、現時点で1億数千万円の売却になっております。ちなみに、公有財産の売却実績を

正確に申し上げますと、平成20年度が、金額で申し上げますと5億5,000万の売却実績になっております。25年度が6億500万、そして、本年度が、これは2月末現在ですが1億5,300万となっております。行財政改革プラン等によっております目標値が1億5,000万となっておりますので、まず目標はクリアしていると考えております。

○十屋委員 売り上げはいいですね。(笑声) その感覚を持つとかなないといかんなど常々思っていますので、そういう発想はぜひやってください。

それから、人事・給与の関係なんですけど、先ほど説明があつて、調整をされますよね。そのところで、非常に微妙な言い回しで「当分の間」という、この「当分の間」の行政用語がいつまでなのかなというのと、どこでどう判断されるのかなという……。ちょっと考え方だけ教えてもらえますか。

○武田人事課長 具体的には、できるだけ職員に影響のないようにと考えておまして、例えば国も同じような制度を導入しておりますので、そういった状況の中での職員の割合とか、それから他県の状況とか、そういったものを考えながら判断をしていきたいと思つておまして、現時点ではまだ具体的な期間というのは定まっておられません。

○十屋委員 非常に難しい判断。まあ、いつの日かということになるんでしょうけど、それはもう別に置きますが。

やはり、いろんな意味で、削るばかりもいかんし、ふえるばかりもいかんし、景気がよくなれば、また人勧がふやす可能性もありますし。だから、一生懸命景気をよくすることによってだんだん伸びてくればいいし、そこでまたいろんな判断が出てくると思うんですけど。そう

いうところ辺も、しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

私からは以上です。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○有岡委員 人事課にお尋ねしたいと思つています。

72ページの、職員の派遣研修費ということで組んでございますが、短期の、例えば海外でしたら派遣ということで研修を組まれて、昨年、実績で200万ほど不用額が出てきたということですが。この海外研修を希望する方の、対象者の、例えば10年勤務とか20年とかそういった何か基準があつて、それに該当する方のみがこういった希望を出して行かれるのか、そこら辺の流れをお尋ねしたいと思つています。

○武田人事課長 海外派遣研修に関しましては、まず、例えば長期の研修になりますと庁内公募ということで、特に若手の職員の方を対象に、できるだけ役職につく前の方を具体的には対象といたしまして、いろんな知識・経験を習得していただくための研修に出させていただきますということになろうかと思つています。

それから、あと、自主企画ということで、実際に自分たちでいろんなプログラムを組んで、相手方とのアポイントなどもとりながら、約2週間程度の期間で派遣をする研修もございまして、これも、年度中にこういう企画をやりまのでということで職員の皆さんにお知らせをいたしまして、それから提案が上がった方について面談をいたしまして、その内容とかそういったものを確認した上で派遣を決定していくという状況でございます。

○有岡委員 例えば、今、県が進めてるフードビジネス等を海外に行って調査するとか、そういうテーマを決めて行かれると。それをフィードバックするというんですか、その報告なり何

らかの形で提案というのはどこに生かされてるのか、その流れがあれば教えていただきたいと思ひます。

○武田人事課長 一応その期間に派遣をされますと、具体的には帰ってきた際にいろんなレポートとか、それからいろんなものをまとめていただいて、成果品をまず人事課のほうに上げていただくということになると思ひますし、それから、あと、内容によっては、例えばその対象となる部局の職員の方とか、それから上司の方に集まっていただいて、プレゼンテーションをしていただいて、その結果報告をしていただくということで、その内容が具体的に反映してるかどうかというのはちょっと詳細にはわかっていないんですけども、そういう形で、できるだけ若手職員が身につけたものを生かせるものがあれば生かしていきたいと思ひております。

○有岡委員 ぜひ期待したいと思ひます。ありがとうございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございせんか。

○田口委員 ちょっとわからんから教えてください。

総務課の公有財産管理費の中で、3番目の県有資産所在市町村交付金、これはどういう目的で出すものですか。

○椎総務課長 この県有資産所在市町村交付金といひますのは、そもそも県が所有します固定資産といひるのは実際は課税されないところなんですけど、ただしその使用実態が私人と同様のもの、例えば県職員宿舎とかあるいは公営住宅等に対しましては、負担の公平、そして地方財源の充実を図る観点から、施設の所在する市町村に対しまして固定資産相当額を交付すると法律で決まっております。その分が、この計上して金額になっております。

○田口委員 ちなみに、上から多いところを教へていただけますか。市町村。

○椎総務課長 市町村ですね。総務課所管分としましては、今年度予算としましては、宮崎市が1億2,439万9,000円です。延岡市に対しまして2,451万6,000円、都城市が1,410万円等となっております。

○松村委員長 田口委員、いいですか。

○田口委員 いいです。

○松村委員長 ほかに質疑はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

次に、第2班として、財政課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○阪本財政課長 それでは、財政課の平成27年度予算案について御説明いたします。お手元の27年度歳出予算説明資料、分厚い資料の77ページをお開きください。

財政課の予算でございます。

財政課、一般会計、特別会計がございまして、合計が一番左上の数字、4,148億2,221万1,000円となっております。内訳としまして、一般会計が1,944億4,600万余、下の数字、公債管理特別会計で2,203億7,500万余となっております。

なお、合計額の一番上の数字の右から2番目、26年度当初予算、2,000億円余との差が約2,000億円余ございます。大幅な増となっておりますが、これは口蹄疫の転貸債等の1,200億円のうちの、まさに転貸債1,000億円、これが一般会計からまず特会への繰り出しとして計上されております。それから、繰り出しを受けた公債管理特別会計から金融機関への償還分として、さらに同じ金額1,000億が計上されておりますの

で、その分の2,000億の増となってるところでございます。

それでは、内容について御説明をいたします。79ページをごらんください。

まず、一般会計につきまして、真ん中ほどにあります(事項)諸費でございます。47億3,905万円でございますが、説明欄の1、税及び税外収入の還付等に要する経費ということで、例えば税の還付金ですとか、あと国庫補助金等の償還が生じることがございます。こういった経費について、財政課のほうで一括予算計上しております、これが45億670万円となっております。

それから、2の庁内一般共通経費、これにつきましても、政策的ではない、通常の事務費等で過不足が生じることがございますので、財政課のほうで一括して計上しております分が2億3,235万円でございます。

それから、このページの下から2番目、(目)財産管理費でございます。これは、財政課が所管しております4基金の、年間通じて運用をやっております、運用から生じます利子を積み立てるものでございます。80ページ、一番上の欄、財政調整積立金の利子分が1,500万、その次の県債管理基金が8,563万7,000円、その次の県有施設維持整備基金が2,398万1,000円、最後に、21世紀づくり基金が72万6,000円となっております。

次に、(款)公債費でございます。

公債費のうちの、(目)元金(事項)の元金償還金でございます。これは、過去に借入れを行っております県債の償還の元金でございます、総額で1,781億7,960万7,000円となっております。このほとんどが、次の81ページの一番上、2、公債管理特別会計繰出金ということで、一旦公債管理特別会計に繰り出しをしまして、特

会のほうから各金融機関へ償還することとしております。

次の、81ページの2段目、利子でございますが、償還の際に利子を付して償還いたします。この金額が、次の事項、110億6,691万3,000円となっております。この大部分が、説明欄の2、公債管理特会への繰り出しとして、元金と同じように特会を通じて償還をしておるものでございます。

次の、(目)公債諸費でございます。

(事項)の事務費、これは、いろんな県債を発行する際に手数料が生じるものがございます、その分を、説明欄の2、3で、それぞれ一般会計で県債発行手数料としまして1,202万7,000円、それから公債管理特会を通じて支払う分の1,290万3,000円を計上しております。

最後に、一番下、予備費としまして、例えばいろんな訴訟が起こった場合の弁護士に対する謝金等、ちょっと想定されない経費について、財政課のほうで一括1億円を前年と同額計上させていただきます。

次に、82ページをごらんください。

公債管理特別会計についてでございます。

(事項)の県債管理基金積立金14億7,740万でございますが、これは満期一括償還といたしまして、通常、起債は均等に償還、例えば30年とか20年で分割して償還することが多いんですが、中には、この満期一括といたしまして、5年もしくは10年とかいった期限を切りまして、期限終了後に一括して償還するものがございます。総務省の指導で、こういった一括償還分について、その償還の年に一気に払うのではなくって、あらかじめ主に大体30分の1ずつをあらかじめ積み立てをしまして、そして一括償還の際にそれを充てて償還することとされておりました、そ

の分の過去の満期一括償還分の合計額の30分の1を、その14億7,740万を積み立てるものでございます。

次の、(款)公債費でございます。これは、先ほどの一般会計と同じく、それぞれの元金、それから利子、これを一般会計からの繰り出しを受けまして、それぞれ金融機関に償還する分等でございます。

なお、中ほどよりの下の欄、(事項)元金償還金、これが2,080億円余、これが、一番右から2番目の26年度当初は976億円余ということで、1,100億円増となっておりますが、これが口蹄疫の転貸債の1,000億がここで影響しているものでございます。

最後に、83ページ、事務費がございます。これも、先ほど一般会計のところでお説明しましたように、県債を発行する際に一定の手数料が生じる場合がございます。その分、1,290万3,000円を計上しているものでございます。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応状況について御説明をいたします。別冊の資料をごらんください。決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応状況の資料でございます。

1ページをお開きください。

当委員会におきまして指摘をいただいております事項、財政課分でございます。

①本県財政について、引き続き、財政改革の着実な推進に取り組み、効果的・効率的な予算の執行に努め、財政健全化を図ること、という御指摘でございます。これについての対応状況でございます。

まず、本県では、平成16年度からの3期、16年から18年の3カ年、それから19年から22年に

かけての4カ年、それから最後に23年度から今年度までの4カ年の3期にわたりまして財政改革に取り組んできております。その結果、毎年度の収支不足の圧縮、それから県債残高の抑制ということで、一定の成果を上げてきてるところでございます。

今回上程しております27年度当初予算につきましても、引き続き、財政改革の着実な実行ということを基本方針に掲げさせていただいておるところでございます。骨格予算ではありませんが、まず県債残高につきまして大幅に圧縮を図っているところでございます。

しかしながら、今後6月に予定をしております肉づけ予算後には、まだ確定はしておりませんが、200億を超える収支不足が生じる見込みでございます。また、さらに今後、今、骨格ではございますが、既に一般財源で52億円の増となっております社会保障関係費、それから防災・減災対策に対する経費も今後さらにふえてまいります。それから、公共施設の老朽化対策。例えば、教育関係、高等学校の施設についても、今後、やはりまだまだ数十億、100億近い経費が必要であるということ。それから、ここには書いておりませんが、国民体育大会につきまして、ソフト事業だけで今後10年間で約60億の経費が必要であります。さらに、それ以外に必要な施設の整備となりますと、その数倍の経費がかかる見込みでございます。こういった多額の財政負担が見込まれますことから、また今後にもさらに、27年度以降も財政改革推進計画を策定させていただきまして、さらに将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課の平成27年度当初予算

につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の85ページをお願いいたします。

税務課の平成27年度当初予算額は384億1,919万9,000円で、平成26年度当初予算に比べ116億917万4,000円の増となっております。

それでは、当初予算の主なものにつきまして御説明いたします。

87ページをお願いいたします。

ページの中ほどに記載しております(事項)賦課徴収費は、24億1,888万2,000円であります。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、その下の説明欄1の徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして、2億1,302万6,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、2つ下の(3)個人県民税徴収取扱交付金としまして、15億3,792万円を計上しております。個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任にされておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するもので、各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することとなっております。

次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費です。2億4,603万3,000円を計上しております。その主なものといたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で、2億3,459万7,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特約業者の徴収取り扱いに対しまして交付するものであります。

88ページをごらんください。

3の管理機能の充実費の(4)税務電算トータルシステム運営費としまして、3億2,063

万4,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正やマイナンバー制度のシステム整備に伴うシステム改修経費等であります。

次に、(款)諸支出金であります。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして県の税収の一定割合を交付する法定交付金で、346億8,599万3,000円を計上しております。

主な事項につきまして御説明いたします。

まず、(事項)地方消費税清算金につきましては、本県に納付された地方消費税を各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、142億6,726万2,000円を計上しております。また、(事項)利子割交付金以下6つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、平成27年度の税収見込み額を基礎に算出したものであります。

事項別の説明は記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

90ページをお願いいたします。

(事項)利子割清算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について関係する都道府県間で清算を行うために要するものでありまして、150万円を計上しております。

次に、資料が変わりまして、常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

新規事業「県税収入納期内納付推進強化事業」につきまして御説明いたします。

1の事業の目的・背景ですが、自動車税の納付は毎年5月となっておりますが、その納期内納付率につきましては、コンビニやクレジット納付など、納付方法の拡大によりまして、年々上昇傾向にあります。しかしながら、依然とし

て納期限後に納付する県民も一定数いることから、納期内納付を一層推進することで、県民の自主納税意識の醸成を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は243万9,000円で、全額一般財源となっております。

事業期間は、平成27年度からの4年間を予定しております。

(4)の事業内容ですが、まず、①の「九州合同納期内納付推進キャンペーン事業」です。これは、九州各県が合同でキャンペーンの出発式を行った後、これは現在熊本県で出発式を行う予定としておりますが、2県1組のリレー形式で各県を訪問し、ゆるキャラを用いて街頭啓発を行うというものでございます。

次に、②の「市町村とタイアップした宮崎総力キャンペーン事業」です。これは、軽自動車の税率が引き上げられることもありまして、これを機に、県と市町村が共同で、宮崎市で出発式を行った後、自動車税、軽自動車税の納期内納付を、ゆるキャラを用いまして県内各地で呼びかけるなど、街頭啓発を行うものであります。

次の③の「税収確保推進サポーター設置事業」です。これは、民間団体等、例えば法人会ですとか税理士会などに税収確保のためにサポーターとして協力を得、幅広く県民に対し広報を行うものであります。

3の事業の効果ですが、まずこのような取り組みを行うことによりまして、県民の自主納税の意識を高めるとともに、納期内納付率の向上と督促等の滞納整理に係る諸経費の軽減が図れるものです。また、あわせまして、税制改正に伴う自動車税、軽自動車税等の変更内容を、県民に対し広く広報することができるというものでございます。

新規事業につきましては以上でございます。

次に、同じ資料19ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございます。

平成28年度自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものでありまして、コンビニ納付のためのバーコード印刷やその読み取りテストを行うなど、円滑な業務の推進を図るため、平成27年度から28年度にかけての実施をお願いするものでありまして、1,610万2,000円を計上しております。

予算案につきましては以上でございます。

次に、資料変わりました。昨年の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明申し上げます。資料は、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と書かれておる資料でございます。その資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

2の個別的指摘要望事項の(1)総務政策科会の①でございます。

県税の収入未済額について、市町村との緊密な連携により徴税対策の一層の強化を図りさらなる縮減に取り組むこと、との御要望をいただいております。個人県民税の収入未済額につきましては、これまで徴取引き継ぎや併任人事交流、特別徴収の適正化の推進など積極的に取り組み、一定の成果は得られているところでございます。

また、平成26年10月に、県内初となります高鍋町と新富町間における収納の向上と税務職員の徴収技術の向上を図るための職員相互派遣制度、この制度の導入に当たりまして、県としましても、制度が円滑に行えるよう必要な支援を行ったところでございます。

今後とも、滞納整理の早期着手や的確な実施に努めるとともに、さらに市町村と連携を図り収入未済額の圧縮を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○甲斐市町村課長 市町村課の平成27年度当初予算につきまして御説明いたします。歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

市町村課の平成27年度当初予算額は14億3,772万6,000円でございます。前年度当初予算額に比べますと、骨格予算ということもありまして、12億3,290万8,000円の減となっております。

その主なものについて御説明いたします。93ページをごらんください。

ページ中ほどの、(事項) 地方分権促進費であります。これは、市町村への権限委譲に要する経費でありまして、予算額は4,779万6,000円をお願いしております。

94ページをごらんください。

一番上の、(事項) 自治調整費であります。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でありまして、予算額は9,428万2,000円をお願いしております。

そのうち、主なものを説明いたしますと、6、住民基本台帳ネットワークシステム事業費であります。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上を図るため、全国でネットワーク化されている住民基本台帳ネットワークシステムの全都道府県共同の負担経費や機器使用料等の運用経費でありまして、予算額は6,875万3,000円をお願いしております。

次に、下から3段目の、(事項) 市町村振興宝くじ事業費であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されるサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等について、一旦県が配分を受けた後に、その全額を公益財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものであります。予算額は、5億9,610万7,000円をお願いしております。

95ページをごらんください。

上から4段目の、(事項) 運営費であります。これは、選挙管理委員会委員の報酬等や選挙管理委員会の事務費でありまして、予算額は979万8,000円をお願いしております。

次に、下から4段目の(事項) 県議会議員選挙臨時啓発費及び一番下の(事項) 県議会議員選挙執行費であります。これはことし4月に任期満了を迎えます県議会議員の選挙に要する費用であります。

まず、(事項) 県議会議員選挙臨時啓発費であります。これは、県議会議員選挙におけるテレビやラジオ、新聞等を用いた広報など、臨時啓発に要する経費でありまして、予算額は958万8,000円をお願いしております。

次に、(事項) 県議会議員選挙執行費であります。これは、選挙の投開票など、市町村が行う事務に対する市町村交付金や候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費など、県議会議員選挙の執行に要する経費でありまして、予算額は4億3,547万6,000円をお願いしております。

市町村課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○松村委員長 各課長の説明が終了いたしました。

委員の皆様、議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 徴税費の新規事業 県税収入納期内納付推進強化事業について、宮崎県は軽自動車が多いため、これが3,000円ぐらい上がるのかな。ちょっと忘れちゃったけど、かなり負担感が出てくるので、ことしはここをしっかりとかなないと、前のままの7,000幾らとかで思っていると、どんとまた1万円を超える金額が来たときに、「え、何で」という県民の声が聞こえ

るかなと思うんです。だから、そのあたりを、ここにもちゃんと取り組んでいただけるように書いてありますから、しっかりやっていただかないと、やっぱりまた収納率が落ちるのかなと思っていまして、その関係で、税込確保のサポーターというのがちょっとぴんとこないんですけど、どういう形で今お願いしとるのかなと思います。

○鶴田税務課長 新規事業の関係でございますが、まず軽自動車税の税率の関係ですけれども、普通の乗用型の軽自動車につきましては、軽自動車税が現在7,200円でございます。それが、1万800円に引き上がるということで、これは、今のところは、平成27年の4月以降に新車で登録する車が、平成28年度から引き上がると。1年間、期間的には余裕がありますが、そういう税制改正となっております。

御質問のありましたサポーターの関係でありますけれども、このサポーターにつきましては、従来から、自動車税の納期内納付につきましては、いろんな媒体を使いまして広報をしておるところでございます。例えば、自動車を多く持っている企業さんですとか、あるいは従業員の多い企業さんにつきましては、ポスターを持って行ってお願いをしたり、納期内納付につきましては個別にお願いしているところがございますけれども、今回、この新規事業といたしまして、いわゆる民間の皆さんにもそういう協力を得まして、一緒に納期内納付につきまして活動をお願いしたいということで設置したものでございます。

サポーターとして、今現在考えておりますのが、先ほどちょっと御説明申し上げましたけれども、法人会ですとか税理士会、こういった団体にまずお願いをしたいと思っております。こ

れは、なぜかと申しますと、法人会ですとか税理士会につきましては、日ごろから税の啓発活動に非常に積極的に取り組んでいただいております。そういった意味で、税の広報、PRにつきましても、民間という立場から一緒をお願いをしたいと思っております。

それから、そのほかに、県税の収納機関であります金融機関、あるいはコンビニエンスストア、こういった機関につきましても、例えばのぼり旗みたいなものを作製いたしまして、そこに置いていただいて、広く県民の皆さんに広報啓発活動を行っていただくというような、そういう形で考えているところでございます。

○十屋委員 私のちょっと勘違いだったようですが、28年の税を納めるときからスタートで、新規の軽自動車が1万800円ですね。わかりました。

今も言われたように、4年間で243万9,000円というのが、啓発費として額的にちょっと少ないかなと思ったんです。これ、4で割っても50万ぐらいですから、ちょっと少ないのかなと思うんですけど、これは今年度だけの額なんですか。

○鶴田税務課長 はい、この240万というのは、27年度に係る分だけでございますので、翌年度以降は、また別途積算をいたしまして予算をお願いするという形になります。

○十屋委員 わかりました。いいです。

次行きます。同じくゴルフ場利用税交付金というのがあって、若干少なくなってきたんですけど、ゴルフ人口が減ってる。先ほど、ちょっと狩猟税のところも気になって、あれもかなり減ってきて、このあたりが、まあ、猟をされる方も結構減ったし、ゴルフをされる方も減ってきてるのかなと思うんですけど。これを啓発す

るわけにいかんし、そういう流れとして見てよ
ろしいんですかね。

○鶴田税務課長 まず、ゴルフ場利用税でござ
いますけれども、ゴルフ場利用税につきまして
は、全体の利用者につきましては、ほぼ最近
は同じぐらいの人数が利用されてる。今のと
ころは、大体111万人前後が利用されてる
という状況でございます。

ただ、このゴルフ場利用税につきましては、
プレーをされる70歳以上の方につきまして
は、税は非課税となっております。利用者
につきましては、最近、ほぼ横ばいでござ
いますけれども、課税の対象となられる
プレーをされる方が減ってきてるという
状況もありまして、税収全体はだんだん
減ってきてると。そういった意味では、
交付金も減るといふ形になります。

それとあわせて、あと、施設の関係が
ございまして、今年度、1カ所、ゴルフ場
が閉鎖をした関係もございまして、若干
税収が落ちてくるということござい
ます。

それから、狩猟税の関係の御質問が
ございましたけれども、狩猟税につき
ましては、今年度、約4割ほど減って
おります。これにつきましては、27
年の税制改正の関係もございまして、
市町村の非常勤の職員の方で対象鳥
獣捕獲員という資格をいらっしゃ
る方がいらっしまして、その方が、
2分の1軽減されるという制度が
ございましたけれども、これが27
年度以降、非課税になると、そう
いった税制改正の関係もござい
まして、今回、大幅に減という
ことで見込んでございまして、

○松村委員長 ほかに質疑はあり
ませんか。

○坂口委員 93ページの市町村
振興費です。これでの款項目の
目でのゼロ計上っていうか、こ
こに記載されてない分っていう
のは、この説明

資料にあるんですかね。この
今年の10億減の分ですよ。こ
れが、目がそっくりゼロ計上
の分があって、目がまだここ
に上がってこないかになって
いう。肉づけの時点で新た
な目が起きるかどうかって
いうことですね。

○甲斐市町村課長 今回、骨
格予算でございまして、肉
づけ予算で政策的経費とし
て市町村に無利子資金を
供給する大きな事業が
ございまして、この分は
今回、当初予算には入
ってございませぬ。もう、
ほとんどその原因によ
るものでございませぬ。

○坂口委員 そのところが
県の立場からの緊急性と、
限りなく義務的に近い
かどうかということと、
市町村の予算編成上
でのこの政策的経費
というのは市町村の、
これは目玉政策とか、
やはり首長の大きい
政策方針、これを具
現化するための予算
というのが結構この
中にあるんじゃない
かと思うんですね。

ですから、今回は
また、特にですけれど
も、知事選挙から
予算編成、そして
肉づけまでの期
間での県の予算
編成方針が大きく
変わるということ
も、予定しな
くてもよかった
この予算編成
作業じゃない
かなという
ときに、市
町村への影
響の排除
ですね、こ
のた
めの工夫
という
のは、結
果的に
ゼロ
予算
とい
うの
は
い
い
ん
で
す、
た
だ、
影
響
の
排
除
つ
て
い
う
の
は
ど
ん
な
努
力
さ
れ
て
い
る
の
か
つ
て。

○甲斐市町村課長 御指
摘の点でござい
ますけれども、
今回の市町村
の貸付金に関
しましては、
基本的には
まず市町村
は制度的に
有利な地方
債、交付税
措置が十分
ついている
ものから、
いろいろ
有利なもの
で組み立て
をしてまい
ります。そ
して、最終
的に、いよ
いよ厳しく
なったとき
に、この無
利子の県の
資金を融通
してござい
ます。

そういうこと
で、各市町
村におい
ても、この

9億円というのをどう使うかというのは年度当初ではなかなか計算できない部分でございまして、年度末に必要なところに私どもも供給をしてまいります。

そういうことで、市町村においても年度の財政運営をしていく中で有利な地方債を活用しまして、最終的に県の無利子資金を必要とする分について十分私どもも配慮していくことにしておりますので、今回の骨格予算については、政策的な経費ということで組んでおりません。

○坂口委員 そしたら、市町村が自分らの判断でこれはどうしても、まあ、起債なりで対応していこうとして——最終的に、補填はお願いできるというような見通しというのは、結構立てられるということになりますかね。

○甲斐市町村課長 毎年、この9億円規模の無利子資金は100%活用していただいておりますので、できるだけ柔軟な対応を私どもも心がけております。

○田口委員 これは税務課のところですか、株式等譲渡所得割交付金、これの中身を教えてくださいいただけますか。

○鶴田税務課長 この株式等譲渡所得割交付金につきましては、個人県民税の中の株式等譲渡所得割というものが一緒に含まれておりまして、これにつきましては県のほうに一括、市町村の分も含めまして納入されるというものでございます。

県に納入されましたこの株式等譲渡所得割の県民税につきましては、その59.4%を各市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付するという法定交付金でございます。そういう内容になっております。

○田口委員 要するに、株のやりとりで所得が出た場合にかかる税金を、それをまた各市町村

に交付しているということですか。

○鶴田税務課長 委員がおっしゃいましたように、株の取引によりまして譲渡所得が発生した場合に、その分につきまして、県税ですけど5%の税がかかります。国税入れまして*20%の税になりますけれども、その分の5%が県税という形で、いわゆる特別徴収された形で納付されます。

その分につきましては、いわゆる市町村分も含まれた形で県に一括して納付されるということになりますので、その分の納付された金額の59.4%、個人県民税の税率の割合に応じて各市町村に交付するという、これは法律で定められた法定交付金でございます。

○田口委員 ということは、私、延岡に住んでますが、私がもし、やりとりをして、その収入が出た場合には、私の部分の59.4%が延岡市に行くということになるわけですか。

○鶴田税務課長 譲渡所得が発生した場合には、県のほうにその分の株式の譲渡所得割の県民税が納付されますので、その分につきましては、59.4%は税率の割合に応じて延岡市にも交付されるということでございます。

○田口委員 今、株価がすごく上がってますけど、やりとりは非常にふえているんじゃないですか、今。

○鶴田税務課長 株式等譲渡所得割につきましては、27年度の当初予算でいきますと約1億3,000万円ほどふえております。

○田口委員 はい、ありがとうございます。

次、市町村課にお伺いします。

4月3日から始まる県議選なのに、啓発費が27年度に上がるというのは、何に使うんですか、これ。

※71ページに発言訂正あり

○甲斐市町村課長 実は平成26年度予算でも計上しております。

そして、平成27年度予算も計上しておりますが、このうちの年度をまたがる啓発になりますので、債務負担行為を設定しております、もう3月から活用といいますか、十分な啓発を行うようにしております。

○田口委員 27年度で予算としては上がっているけども、もう既に今年度から使っているという意味ですか。

○甲斐市町村課長 県あるいは市町村みずから行う啓発、それから広告代理店とかで使いましたものもございますので、契約行為も年度内にいたしまして、年度をまたがった事業執行に適切に努めたいということです。

○田口委員 その後の県議会議員選挙執行費4億3,548万円、これは、全ての14選挙区で選挙があったということを当然想定して上げているわけですね。

○甲斐市町村課長 定数に対しまして候補者数は、まあ、例年ですけれども、約2倍程度の予算経費は計上しております。

○田口委員 そうしたら、26年度で予算が上がっているというのは1億2,596万。これ26年度に使ったというのは、今、掲示板立ててるとか、そんなやつ予算ということですか。

○甲斐市町村課長 もう既に、昨日からですか、ポスター掲示場も各市町村設置が始まっておりますけれども、もろもろの予算執行する経費は発生しておりますので、今年度分は今年度分ということで、既に動き始めております。

○田口委員 はい、わかりました。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○河野副委員長 87ページ、「インターネット公売事業」というのを一時期注目されたことがあ

りましたが、この実績というんでしょうか、わかれば教えていただきたいと。

○鶴田税務課長 インターネット公売でございますけれども、これはインターネットを使いまして落札をしたものにつきまして、この予算上でいきますと落札額の3%が経費として計上しているものでございます。

それで、インターネット公売につきましては、今年度の1月末の状況でございますけれども、4回ほど実施をしております。物件といたしましては不動産が1件、自動車が1件、それから動産が1件となっております、見積金額が523万5,000円でございます。落札価格は528万3,000円ということで、実績が今年度ございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようです。それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

次に、第3班として総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○中原総務事務センター課長 総務事務センターの平成27年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の97ページをお開きください。

当初予算額は9億4,585万9,000円でございます。平成26年度の当初予算に比べまして1億666万8,000円の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。99ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費、予算額4,229万3,000円でございます。これは、本庁及び各地区の総務事務センター運営費や給与計算事務にかかわります経費、職員の

諸手当の届け出等をオンラインシステムで行うための経費でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費、予算額6,405万1,000円でございます。これは職員の健康管理事業等に要する経費であります。

100ページをお開きください。

一番上の欄の上から2段目、2の「職員の体の健康に関する事業」は、全職員を対象とした定期健康診断等を行うための経費でございます。

また、その下の3の「職員の心の健康づくり総合支援事業」は、職員のメンタルヘルス対策にかかわる経費でございます。

次に、(事項)職員厚生費、予算額1,482万6,000円でございます。職員の健康保持増進や保健体育施設管理等に要する経費でございます。

次に、(事項)物品管理及び調達事務費、予算額755万9,000円でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、物品調達の適正化を図るための経費であります。

次に、(事項)車両管理事務費、予算額1,733万7,000円でございます。これは、県有車両の任意保険への加入や交通事故防止のための講習会などに要する経費であります。

次に、(事項)恩給及び退職年金費、予算額1,147万8,000円でございます。これは、もと知事部局職員12名分にかかわる恩給関係の経費でございます。

101ページの一番上をごらんください。

(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額8,561万円でございます。これは、元警察職員92名分にかかわる恩給関係の経費でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の23ページをお願いい

たします。

議案第34号「恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、恩給等の計算をする際の基礎となります公務員の在職期間中の通算に係る条例でございます。

まず、1の改正の理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正により、教育長と教育委員会の委員長が一本化されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますけれども、(1)としまして、改正後の新しい教育長については、恩給等に関して、在職期間の通算の適用がなくなるため、規定から除くものでございます。

また、その下の(2)につきましては、関連する法律の一部改正、いわゆる条ずれによりまして、記載のとおり条文を改正するものでございます。

3の施行期日は、平成27年4月1日としております。

総務事務センターの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○郡司危機管理局长 危機管理課でございます。

危機管理課に関する当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳出予算説明資料の103ページをお開きいただきたいと思います。

危機管理課の平成27年度当初予算額は4億9,208万4,000円でございます。平成26年度当初予算に比べ4,912万8,000円の減となっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

105ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)防災対策費5,837万8,000でございます。主なものといまして、106ページをお開きいただきたいと思っております。

説明欄の8、「県民防災力向上推進事業」でございます。これは、災害時の初動のかなめとなる自助、共助を推進するため、地域での防災活動の中核的な人材となる防災士の養成や防災士ネットワークの支援活動等を行うものでございます。

次に、9、「大規模災害時における広域連携強化事業」でございます。これは、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に備え、国や九州各県の行政機関、市町村、その他防災関係機関等を含めた広域連携の体制強化、後方支援拠点の機能強化によりまして広域的災害への対応強化を図るものでございます。

次に、11、「学んで備えて命を守る！減災力強化総合啓発事業」でございます。これは、県民の防災力を高めていくことが何より重要でございますことから、県防災の日や全国防災の日、津波防災の日等に合わせてイベントやセミナー、シェイクアウト訓練等を実施するなど、正しい防災知識の普及と防災意識の啓発を集中的に進めるものでございます。

次に、12、「総合防災訓練強化事業」でございます。これは、大規模災害発生に備え、災害対策の中核となる災害対策本部の運営が効果的に行えるよう年間を通じて実践型の運営訓練を体系的に実施し、応急対応に必要な体制の整備を図るものでございます。

なお、来年度の総合防災訓練につきましては、市町村の意向を踏まえ、8月30日に日南市、串

間市を被災地として、また、都城市を後方支援拠点として訓練を行うことを予定しておりまして、今後、関係機関と調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、13、新規事業「災害時緊急車両への燃料供給体制構築事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明をさせていただきます。

次に、中ほど、(事項)危機管理総合調整推進事業費1,007万9,000円でございます。これは、危機事象が発生した場合に迅速、的確に対応し、被害を最少化するために災害監視室による24時間監視体制に要する費用でございます。

107ページをごらんいただきたいと思っております。

一番下の(事項)災害救助事業費8,903万9,000円でございます。

1の災害救助法に伴う救助費でございますが、これは災害救助法が適用された場合に、食料等の給付や避難場所の設置など被災者の救助に要する経費でございます。

次に、委員会資料で御説明をさせていただきます。

委員会資料の17ページをお開きいただきたいと思っております。

新規事業の災害時緊急車両への燃料供給体制構築事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には緊急車両への燃料確保と、限られた燃料の効率的な配分が重要なこととなってまいりますので、本事業によりまして平時から県内各地の中核サービスステーション、いわゆるガソリンスタンドでございますが、における燃料の備蓄量を把握しまして、災害発生時に燃料の供給を迅速かつ的確に行うための体制の構築を図るものでござ

います。

次に、2の事業の概要でございます。

(1) 予算額は130万円、(2) 財源につきましては全額特定財源で、宮崎県大規模災害対策基金を活用することとしております。(3) の事業期間は平成27年度から30年度までの4年間、(4) の事業の内容でございますが、県内の中核サービスステーション等に備蓄された燃料の保管・管理を宮崎県石油商業組合に委託することとしておりまして、中核サービスステーション等において日々の在庫量の確認を行い、帳簿を整理した上で定期的に県に対して報告を求めるものでございます。

最後に、3の事業効果でございます。

本事業を行うことによりまして、県内各地の中核サービスステーション等の燃料備蓄量を把握するシステムが構築できますことから、災害時に県内各地で救助等の対応に当たる緊急車両への効率的な燃料供給が可能となるものと考えております。

危機管理課は以上でございます。

○都原消防保安課長 消防保安課です。

消防保安課に関する当初予算につきまして御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の109ページをお開きください。

消防保安課の平成27年度当初予算額は18億4,953万3,000円であります。平成26年度当初予算に比べますと17億6,234万5,000円の減となっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

111ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)防災行政無線管理費15億4,236万1,000円あります。これは、防災行

政無線などの無線設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

説明欄の2、無線設備の保守委託でございますが、総合情報ネットワークを適正かつ円滑に管理運営するため、防災行政無線施設や防災及び水防情報処理システムなどの保守委託に要する経費であります。

5の「新総合防災情報ネットワーク整備事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)航空消防防災推進事業費2億1,236万2,000円あります。これにつきましては、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理運行に要する経費であります。

次の下の(事項)消防指導費1,321万9,000円あります。

説明欄の2、救急振興財団に対する出捐等は、救急救命士を養成する目的で平成3年に都道府県が共同出資をして設立をいたしました緊急振興財団への負担金でございます。

3の「ふるさと消防団活性化支援事業」につきましては、地域防災力のかなめであります消防団の活性化及び消防団員の士気高揚を図るために、消防団員等の表彰や消防大会などのイベントの開催、県消防協会など消防関係団体等の連携等に要する費用であります。

次に、112ページをごらんください。

一番上の(事項)予防指導費1,853万1,000円あります。これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者免状交付及び講習等に要する経費でございます。

次の(事項)消防学校費5,662万8,000円でございます。これは、消防職員、消防団員などを対象に消防学校で教育訓練を実施するために要する経費でございます。

説明欄4の消防学校施設整備事業費は、消防学校の消防資機材を整備し、現場に即応でき、かつ災害等に対応できる教育訓練を展開するために、老朽化した資機材の更新等を行うものであります。

次の(事項)火薬類取締費の67万9,000円、その下の(事項)高圧ガス保安対策費507万円、また113ページの(事項)電気保安対策費68万3,000円につきましては、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費でございます。

それでは、次に委員会資料で御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

新総合防災情報ネットワーク整備事業であります。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、県と国、市町村及び防災機関等を地上系無線や光回線で結びまして、災害時はもとより平常時から電話、ファクシミリ、各種データ伝送を用いて情報収集や配信を行う総合防災情報ネットワークについて、信頼性の向上及び機能強化を図るため、再整備を行うものであります。

2の事業の概要でございますが、平成27年度予算額は12億9,885万4,000円、財源につきましては特定財源が県債で12億8,250万円、一般財源が1,635万4,000円、整備事業の事業期間は平成24年度から27年度が最終年度となります。

(4)の事業内容でございますけれども、まず260メガヘルツデジタル無線設備整備工事につきましては、中継局と市町村、消防本部、県の出先機関、防災機関及び県の公用車の間を、現在アナログ無線で結んでいたものをデジタル無線に更新するものであります。

大森山中継局配電線新設整備工事につきましては、小林市須木に位置します大森山中継局の

電源は、現在企業局の綾南ダム線から分岐して供給を受けておりますが、綾南ダム線の廃止に伴い、新しく電源を敷設するものであります。

中継局舎電源設備整備工事につきましては、老朽化した中継局の局舎及び電源設備を改修するものであります。

防災ヘリデジタル無線機搭載工事につきましては、防災ヘリ搭載の消防救急アナログ無線機をデジタル無線機に取りかえるものでございます。

最後に、3の事業の効果でございますが、自然災害等の危機事象が発生した場合に、安定した通信手段の確保が可能となりますとともに、防災関係機関との情報共有が図られまして、迅速な対応業務が可能となるものであります。

消防保安課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○松村委員長 各課長の説明が終了したところでございますけれども、午前中の審査はここまでとし、午後1時から再開ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時58分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

午前中、各課長説明が終了したところでございます。

税務課長から発言があります。

○鶴田税務課長 税務課でございます。

午前中の答弁の中で訂正をお願いいたします。田口委員から御質問のありました株式等譲渡所得割交付金に関しまして、その株式と譲渡所得にかかる税率につきまして県税5%、国税合わ

せて20%ということで申し上げました。

この税率につきましては、国税につきましては、平成25年から復興特別所得税が2.1%加算されているということで、正確には、20%ではありません、合わせまして20.315%が課税されるということで訂正をさせていただきたいと思えます。申しわけありません。

○松村委員長 それでは、議案について質疑はありませんか。

○井本委員 その消防指導費なんだけど、消防署がないところが宮崎県はまだ多いというか、あと何カ所ぐらいになつとるの、ないところは。

○都原消防保安課長 お答えします。

常備、非常備の関係だと思えますが、現在7町村ありますけれども、4月1日から西臼杵の3町が常備化されますので、4月以降は残りが、椎葉、諸塚、美郷、西米良、この4つになります。

○井本委員 日本で、今、してないのは何カ所なんですか。

○都原消防保安課長 全部で35ありますけれども、そのうち21は離島でございます。

○井本委員 だから宮崎は結構おくれておるといことですね。ひとつこれからも何とか常備化をお願いします。

もう一つ、これは、もうちょっと知識の問題。

恩給というのがあるけど、恩給というのは、年金とは違って全く掛金が要らなくて——国からというか、そういうことで出すお金と考えていいんですか。

○中原総務事務センター課長 今、委員からの恩給のお話でございますが、恩給は軍人恩給とか普通耳なれた言葉がございますけれども、私どものほうで今、予算措置しておりますのは文官といいまして、昭和37年がちょうど境になる

わけでございますけれども、昭和37年までに国の職員とか県の職員でおられた方が退職とされた方につきまして保障的な意味合いでこういった恩給という形で支給されるということになっております。

○井本委員 恩給という言葉も何か古めかしいんだけど、頑張ったから、それに報いて、何とか報奨というか、そんな感じと捉えていんでしょうか。

○中原総務事務センター課長 そのような意味合いになるかと思えますけれども、現在でいいますと退職年金というのがございますけれども、そういった形になっております。

それで、現在、もと知事部局職員で、昭和37年前にやめられた方の御本人さん、もしくはその遺族の方ということで、ここに提示をいたします12名の方につきまして恩給を支給しております。

○井本委員 昔は議員も恩給と言いつたことがあったような気がするけど、やはりそうだったんですか。

○中原総務事務センター課長 済みません、細かいことはわかりませんが、たしかそういうことだろうと思えます。恩給ということでございましたら。

○井本委員 はい、わかりました。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○十屋委員 危機管理課で、106ページの国民保護推進事業費が26年度は何か計画か何かつきたんですか。900万が188万、急激に減ってるということなんです。

○郡司危機管理局長 大きく金額が減っておりますけれども、これは平成26年度に国と合同でテロを想定した図上訓練を実施した関係で26年度は膨らんでおりますが、27年度はその訓練の

予定はございませんので、そういう差額が生じているということでございます。

○十屋委員 はい、わかりました。

それともう一つは、「あおぞら」が、こっちは逆にちょっとふえているんですけど、消防保安課ですね、111ページ、2億1,200万円と、昨年度当初が1億6,804万円で、これは何か機器の整備とか人的な人件費なのか、そこら辺、ふえた要因は。

○都原消防保安課長 前年度からふえた理由については大きく3つございます。

まず一つは、代替ヘリの借り上げ料というものがああります。これは、午前中御説明しましたデジタル無線機を搭載しなければなりませんので、その間約3カ月、ヘリが運休となります。その間に代替ヘリを借りますので、これが約2,970万円と。

あとホイストというのがヘリについてるんですが、これは現場に行きまして隊員をおろしたり、要救助者をまた引き上げる、そういった機材なんですけど、これは一定の回数、具体的に言いますと3,330回使いますと、一度オーバーホール、全て分解して点検しなければなりません。その時期が間もなく参りますので、これが約800万円。

最後は、3点目がヘリコプター運航委託費の増額でございまして、長期継続契約が平成27年3月31日までということで、また入札をするんですけども、この耐空検査というのがあるんですけども、ヘリにもですね、そのときに100%交換しなくてはならない部品等がございまして、その分の増額が約600万円、これが含めて約4,400万円の増額になっております。

以上です。

○十屋委員 それと地域衛星通信ネットワーク

整備で、これは衛星電話なのかと思うんですけど、これ、今現状はどの程度整備されているんですか、台数とか。

○都原消防保安課長 これは地域通信ネットワークの衛星による電話ではなくて、映像伝送装置なんですけど、これは平成20年4月からデジタル方式になっておりまして、ここに上げておる費用につきましては、このデジタル方式になりましたので、デジタル映像変調装置というようなものが必要になってまいります。これをリース方式で借りるための費用を計上しておりますので、いわゆる衛星電話とは趣が違います。

○十屋委員 先ほどちょっと言った災害上の、防災上の衛星電話は何台あるんですか。もし、わかれば。

○郡司危機管理局長 17台用意をしております。本庁と県の出先機関、いわゆる農林振興局等に配置しておりまして、あと県外事務所のほうにも配備をさせていただいております。

○十屋委員 はい、わかりました。いいです。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○松村委員長 それでは、質疑がないようですので、第3班の審査を終了いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○平原行政経営課長 行政経営課から2点御報告をいたします。

まず、平成27年度の組織改正(案)について御説明いたします。

常任委員会資料の25ページをお願いいたします。

今回の組織改正は、1の基本的な考え方にありますように、行財政改革プランに位置づけました今後の行政需要に対応した組織体制の整備

などの観点から見直しを行うものでございます。

2の組織改正の内容は、枠内に記載した6点でございますが、個別に御説明をいたしますので、26ページをお願いいたします。

まず(1)ですが、国際戦略を総合的、効果的に推進するため、現在「総合政策部の文化文教・国際課」で所管しております国際交流や旅券発給等の業務を「商工観光労働部のオールみやぎ営業課」に移管をいたします。これに伴いまして、下の組織図に掲げておりますように「観光物産東アジア戦略局」を「観光経済交流局」に変更するとともに、オールみやぎ営業課の担当を「物産PR担当」、「グローバル戦略担当」、「国際交流旅券担当」に再編いたします。また、文化文教・国際課は「文化文教課」となります。

次に、27ページをお願いいたします。

地方再生関係の改正が2点でございます。

まず、(2)のとおり、地方創生に係る施策などの総合調整を行うために、総合政策課の地方分権推進担当で関係業務を所管することとし、名称を「地方創生推進担当」に変更いたします。

また、(3)のとおり、地方創生の柱の一つでございます移住定住対策や地域経済循環の仕組みづくりを積極的に推進するため、中山間・地域政策課に「移住定住推進担当」を新設いたします。

次に、28ページをお願いいたします。

(4)でございますが、市町村が賦課徴収をしております個人県民税の収入未済額が県税の収入未済額の8割以上を占めておりますことから、市町村との連携を強化し、県税収入の一層の確保を図るため、税務課に「地方税徴収対策担当」を設置いたします。

次に、(5)でございますが、平成29年度から

の県立看護大学の地方独立行政法人化に向けまして移行業務を円滑に推進するため、医療薬務課に「看護大学法人化準備室」を新設いたします。

29ページをお願いいたします。

最後に、(6)でございますが、高齢化が進む中で、医療や介護、住まいなど高齢者に対するさまざまなサービスを身近な地域で包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が進められておりますが、その一環として、昨年6月に介護保険法が改正されまして在宅医療と介護の連携推進や認知症対策の推進等の充実などを図ることとされました。このため、これらの施策を円滑に推進するため、長寿介護課に「医療介護連携推進室」を新設いたします。

25ページにお戻りをいただきたいと思います。

下の表でございますが、これらの改正の結果、知事部局の組織数は課内室が2つ、「看護大学法人化準備室」と「医療介護連携推進室」の2つが増ということになります。

組織改正関係は以上でございます。

次に、新たな行財政改革プランの素案がまとまりましたので、御説明をいたします。

素案の本文は別冊1でお配りをしておりますが、概要について常任委員会資料で説明をいたします。

常任委員会資料の30ページをお願いいたします。

まず、1の基本的な考え方でございますが、これまでの行財政改革の取り組み状況等を踏まえまして、限られた人員、財源の中で多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応していくため、既存の人材やノウハウ、情報等の資産を最大限活用するための環境整備を行いながら、県民本位の行財政改革を推進することといたして

おります。

基本理念は現行のプランと同様でございます。県総合計画の基本目標「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立といたしております。

また、推進期間は平成27年度から30年度までの4年間で、推進体制としては知事を本部長とする行財政改革推進本部を中心に全庁的に取り組み、その進捗状況を毎年度公表することといたしております。

次に、2のプランの体系といたしましては、視点1から視点4の大きな4つの改革の視点で構成をいたしております。このうち視点2の県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用を新たな項目として記載をいたしまして、重点的に取り組むことといたしております。

次に、31ページをお願いいたします。

改革の視点ごとの主な改革プログラムについてまとめております。

まず、1点目の効率的で質の高い行政基盤の構築のうち、①の組織体制の見直しにつきましては、県総合計画の推進や社会経済情勢の変化等への対応に加えまして、県有財産等の有効活用を図るための組織体制の見直し、総務事務及び会計事務の執行体制の見直し、県立看護大学の地方独立行政法人による運営などを行うこととしております。

また、②の適正な定員管理につきましては、これまで職員数の大幅な削減を行ってきたことなどを踏まえまして、今後も無駄のない人員体制を構築しながら、新たな行政需要への弾力的な対応を図るため、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、当面は現在の水準を上回らない程度で適正な定員管理に努めるということに

いたしております。

あわせまして、将来の人口減少など社会経済情勢の変化を考慮した中長期的な定員管理のあり方につきましても検討するというにいたしております。

次に、③の公社等改革の推進につきましては、現行の公社等改革指針を改定いたしまして、改めて選定いたしました45法人を対象に県の関与のあり方の見直し等を行ってまいります。

数値目標といたしましては、表のとおり、平成26年度を基準に対象公社等の数を4法人、県派遣職員数を4人、県財政支出額を4億円程度、それぞれ削減することといたしております。

また、その他の新たな取り組みといたしまして、対象公社等との随意契約の締結状況を公開するというにいたしております。

なお、公社等改革支援の改定案につきましては、別冊2としてお配りをしておりますので、後ほどごらんください。

その他、④の危機事象への対応、⑤の新たな行政不服審査制度の適正な運用、⑥の市町村との連携等に取り組むことといたしております。

次に、32ページをお願いいたします。

2点目の県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用についてでございます。

まず、①から④までが人材づくりに関する取り組みでございます。①の意欲と能力に満ちた人材の育成と活用を初め、②の仕事と家庭の両立の推進、③の意欲と能力のある女性職員の育成登用の推進、④の安心して育児休業が取得できる環境整備などに取り組みまして、職員のワークライフバランスの推進や女性職員が活躍できる職場環境づくりなどを図ることといたしております。

次に、⑤の県有財産等の資産の有効活用とし

ましては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策や県有財産の売却、貸し付け等の推進、県の保有する各種データのオープン化、知的財産権の取得と活用促進に取り組むことといたしております。

次に、3点目の県民ニーズに即した行政サービスの提供につきましては、①のソーシャルメディアを通じた県民参加の広報の促進を図るとともに、②の県民提案型のアウトソーシング等に取り組むことといたしております。

このほか③の県税のコンビニ収納の税目拡大や電子納税の導入、④のICTを活用した業務改革、⑤のマイナンバー制度の活用の検討などを行うことといたしております。

次に、33ページをお願いいたします。

4点目の持続可能な財政基盤の確立につきましては、後ほど財政課長から御説明をいたします。

次に、4の今後の予定ですが、この素案につきましては、今月から来月にかけて行財政改革懇談会やパブリックコメントを実施いたしまして、幅広く県民の皆様の御意見を伺いながら、最終的な案を策定いたしまして、6月議会に議案として提案させていただきたいと考えております。

最後に、34ページをごらんください。

このプランの数値目標の一覧表となっております。現行プランより1項目多い27項目となっております。10番、11番の女性職員の登用関係の目標などが新たな項目となっております。

なお、この数値目標につきましては、最新の実績がまだ出ていないものもございますので、それを踏まえて最終的には変更となる場合もございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひし

ます。

○**阪本財政課長** 引き続き35ページをごらんください。

第4期の財政改革推進計画(案)について御説明いたします。

ただいま、行政経営課長から説明がありました新たな行財政改革プランの一部としまして、この第4期財政改革推進計画を策定する予定としております。

まず、1の中期財政見通しと財政改革の必要性でございます。ちょっと前後しますが、財政改革の必要性につきまして①、②のところで記載しておりますが、これは先ほど決算特別委員会の指摘に対する対応状況のところで御説明いたしましたので、省略させていただきます。

この表の中期財政見通しでございます。この表につきましては、現在提案させていただいております27年度の当初予算が骨格でございますので、今年度、平成26年度の当初予算をベースといたしまして、現在整備を進めております防災拠点庁舎等の特殊要因、それから、予定されてます消費税のさらなる引き上げと、そういった要因を加味した上で、26年度の当初予算をそのまま見直しをせずに横に引っ張っていくと。27年度以降も同じ編成をした場合における収支見通しというのをここで掲載させていただいております。

この表の下の方、収支不足額というのがございます。結局ここで同じ予算編成をした場合に、平成26年度、今年度ですと201億円の収支不足が生じておりますが、これが今後27年度以降、27年度が196億円の収支不足、28年度が217億円、29年度が273億円、そして平成30年、特に防災拠点庁舎等の整備がございました関係で301億円の収支不足が生じる見込みであるということ

でございます。

その結果、この表の一番下でございますが、当初予算編成後の2基金の残高見込み、26年度当初予算編成時点で254億円であった基金が、平成29年には赤字、マイナス53億円、そして平成30年にはマイナスの269億円に達してしまうということでございます。

この数字がどういう意味があるかといいますと、いわゆる財政再生団体、健全化団体、再生団体というのが、昔でいう再建団体でございますけれども、宮崎県の場合、大体標準財政規模が3,200億円程度でございます。これの3.75%を超える赤字ですと健全化団体ということになりますし、さらに5%を超えると再生団体、いわゆる夕張市のような、昔でいう再建団体に陥ってしまうと。この数字が、例えば3,200億円の5%ですと160億円でございますので、その数字をはるかにオーバーしてしまうということでございます。

したがって、引き続き27年度以降もこれまで同様の財政改革に取り組む必要があるということでございます。

36ページでございます。

見直し額といたしまして、1のところは今申し上げた収支不足額、各年の収支不足を計上しておりますので、これを4カ年合計しますと表の一番右、何と4年間合計で987億余の収支不足が出る見込みであるということでございます。

したがって、詳しくは後ほど申し上げますが、さまざまな見直しを行って、一応見直し目標といたしましては、真ん中の表、見直し目標額の内訳の欄の右下、さまざまな見直しを行って694億円の見直しを行いたいということでございます。

この694億円と上の収支不足の合計987億円、

その差、約290億円、300億円弱不足が出ますけれども、これは頑張っても、最終的には基金をそれだけ、取り崩さざるを得ないということでございます。

こういった見直しを行った結果、一番下の表でございますが、県債残高につきましては徐々に減っていきませんが、基金につきましても最終段階に平成30年段階で246億円余りに減っていくということでございます。

ただ、246億円あれば何とか単年度の収支不足程度は、補うことができるという状況でございます。

具体的な取り組みでございます、37ページ。

まず、(1)としまして、効果的、効率的な歳出の実現ということで、義務的経費、投資的経費、一般行政経費とそれぞれ目標を掲げております。

ただし、この内訳につきましては、これまで、今年度の第3期財政改革の取り組み内容を踏襲しております。数字について若干違っておりますが、見直しの中身としては踏襲する形で掲げさせていただいております。

違っている点につきましては、2の投資的経費の1行目に書いてありますが、公共施設のファシリティーマネジメント、これは、これまで各部門、県土整備部、農政水産部、それぞれの部門では検討はしておりましたけれども、今後、総務課を中心に公共施設と総合管理計画というのを策定いたしまして、公共施設全体についてのファシリティーマネジメント、いわゆる公共施設の管理計画というのを定めまして、大規模な改修をせずに済むような、今後公共施設の管理を行っていくと、そういったことでトータルの経費を抑制していくといったことが新たな点でございます。

それから、この投資的経費のポツの1つ目、公共事業、毎年度、対前年度比5%削減、これにつきましても、これまでの計画と同様の数字を掲げさせていただいております。

ただし、やはり結果的に、ここ数年そうですが、投資的経費というのはもうかなり、ある意味平成13年以降毎年削減をしております、やはりちょっと宮崎県の規模、公共施設の整備のおくれということもございまして、一応目標としては5%削減を掲げておりますが、この国の予算編成の状況と、もしくは本県の経済状況等を踏まえまして、毎年、その年の予算編成においては、それぞれ見直し等を行うこととしております。

一般行政経費、それから特別会計公営企業への繰り出し、それと執行団体の経費節約につきましても、これまでと同様の取り組みをする予定でございます。

38ページ、歳入確保の強化でございます。

内容としては、ほぼ一緒でございますが、やはり県税につきましても、先ほど税務課長からも説明がございましたとおり、特にやはり徴収体制の強化ということに取り組みまして、県税の新たな納税方法の検討を行っていただきまして、税金確保をより一層推進していくということにしております。

それから、その他のところでネーミングライツ、これは引き続き総合運動公園等のネーミングライツ、また、今後も新たなネーミングライツの施設というのも検討していきたいと考えております。

それから、新しい面としましては、この「ふるさと宮崎応援寄附金」、いわゆるふるさと納税につきましても県産品のPRということも兼ねて積極的な取り組みを行いたいと考えています。

具体的な目標としまして、27年度は、ここ2年間の実績の大体10倍程度の3,000万円の収入を目標としているところでございます。

(3) その他のところでございますが、事務事業見直しにつきましても、これまで同様、引き続き事業の必要性、緊急性といったことを徹底的に検討して見直しを行っていきたいと考えております。

ゼロ予算施策につきましても、予算を伴わず県民サービスの向上を推進してまいりたいと考えています。

最後に、予算編成過程の透明化でございますが、これまで県議会の皆様からもいろんな御要望、御指摘ございました。県民の皆様との協働という視点からも、今後もこの予算編成過程の透明化、マネジメント強化に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○松村委員長 その他の報告事項、説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○井本委員 新たな行財政改革プランなんだけど、この視点2の県政を支える人材づくり、この人材づくりというのは本当大切だというのは知事さんも一生懸命言いよるからそのとおりだと思うんですけど。今度、川崎と何か連携を——「崎・崎」何とかとか言っていますが、川崎モデルが成功したって言われるのが、どうも私もあれよく本やらで読んでも余り、何で成功したのかよくわからんけど、要するに公務員がやる気を満々だったからということだけかなという感じはしたんですけど、あれは何で成功したというふうに思ってますか。人材力が負けてるからかなと思ったんですけど、どうなんだろう。

○平原行政経営課長 申しわけございません。

ちょっとその点について把握を我々はしておりませんので……。

○井本委員 川崎モデルというのは聞いたことがあるやろ。あるよな。(発言する者あり) ちょっと、次長、言うてくれ、わからないんで。

○平原行政経営課長 申しわけございません、承知してないところでございます。

○井本委員 聞いてない。次長、何か。川崎モデルが成功した(「成功した」と呼ぶ者あり)成功したかどうかわからない。(「成功したとはわからない」と呼ぶ者あり)人材育成に成功して、あれはうまくいってるのかなと私は感じましたけど、その辺はどうかな。(発言する者あり)またでいいわ。

人材育成をも、あれ本読んでもよくわからんよ、そのやはりどうも県庁マンが市役所の職員か、あれは。市役所の職員が一生懸命やっておるといのはわかるんだけど、あんなに一生懸命やれる雰囲気というか、そういう人材をつくったのは、やはり成功のもとだったのかなと思っただけから、ちょっと聞きたいなと思っただけで。

○成合総務部長 済みません、勉強不足で。また勉強して川崎モデルについては御披露したいと思えますけれど、(「わかりました」と呼ぶ者あり)川崎市との協定については、前の都城の木材利用技術センターの有馬所長がお骨折りいただいて、今後は木材の利用技術関係で、当然宮崎と川崎市と連携をとりながら、また、それ以外でも川崎市役所と連携を図りながら、いろんな事業に取り組むということでございますので、それを踏まえてまた勉強して御披露したいと思えます。申しわけございません。

○井本委員 何か代表質問で黒木正一さんが川崎モデルとは何かで聞いたんだよね。こっちが

答えたんじゃないかな。どっか別が答えたのかな。まあ、いいや、またのときで。はい、わかりました。

○松村委員長 その他の事項で質疑はありませんか。

○十屋委員 財政的な話でずっと行革と——財政課長、説明いただいたんですけど、最終的に新たな公会計制度のあり方を検討するというので、今、御存じのように国のほうで進められているんですが、いつごろ、どういうふうになるというか、何かもう先が決まっているんですか。

○阪本財政課長 新たな公会計制度につきましては、平成*28年度までに計画を策定してほしいということで総務省のほうから通知が来ております。

○十屋委員 ということは、4月から27年度ですから、宮崎県としても新たな公会計制度に今度はこの数字を当てはめていきますよね。そうすると、減価償却というところの考え方が出てきますよね。そうしたときの資産というのは、こういうその委員会とかで、また御説明がいただけると思うんですが、今、その準備段階ということで理解してよろしいんですか。

○阪本財政課長 簡単に御説明しますと、この公会計制度で一番手間のかかるというところから言いますと、実は資産の評価を全てしなさいと。道路橋梁、建物はいいんですけども、道路橋梁とか全てそういったところに大変時間がかかるであろうと考えています。

正確に言いますと、新年度から、また財政課内の人的体制も整備いたしまして、正式には4月からしっかり準備をしていきたいと考えております。

○坂口委員 先ほどの説明で補正予算編成時点

※81ページに発言訂正あり

で200億円ぐらいの収支不足が想定されます。最終的にはクリアされるんでしょうけど。

そういった中で、1つ目は、これ病院債があるんかもしれないですけど、企業債は。知事から県立病院の建てかえについての踏み込んだ答弁がありましたよね。

あともう一つは国体。ここらを見据えたときに行財政改革と同時に、今度は財政需要というものが、かなり大きいものが将来見込まれるんじゃないかと。これには当然、市町村あたりも抱き込んだ中での、大まかでもいいんですけど、方向性を出しとかないといかんと思うんですけど、この2つの作業というのは、今後どんなくあいになっているんですか。

○阪本財政課長 今、御指摘ありましたとおり、まず病院につきましては、報道にありますとおり185億円、恐らくこれにいろんな機械を入れますと200億円を超える整備が必要だろうと思われまます。

これにつきましては、直接的には、委員がおっしゃったとおり、病院事業債を基本的に100%充当いたしますが、今後、その償還につきまして、その2分の1は一般会計から繰り出しをしないということになっておりますので、かなりの額の繰り出しの増が見込まれます。

ただし、それにつきましては交付税措置がございますので一定割合、最終的にはその2分の1のさらに2分の1前後が最終的な負担額になるところでございます。

これにつきましては、病院側と協議を進めているところですけども、歳入確保、いわゆる病院の診療報酬の収入の増というのもございますので、なるべく一般財源の増にならないように、今後、詳細に詰めていきたいと考えています。

それから、国体につきましては、午前中御説明しましたとおり、いわゆる開催経費、ソフト分だけでこれまでの平均大体60億円の経費がかかると言われております。これについて、ほとんど国からの補助金は見込まれません。それが必要です。

それから、一番肝要なところといたしましうか、施設の整備が必要になってまいります。当然、陸上競技場ですとか体育館、今のままでは使えないという点もございますので、かなりの改修が必要だろうと思われまます。いろんな試算がございますが、最低でも100億円、施設の内容によって200億円に近い財源が必要であろうと考えています。

こういったことも見越しまして、一つには県有施設の整備基金というのを、今180億円ほど貯金はしておるんですけども、これは防災拠点庁舎、これで今120億円近くかかるということもございますので、今後そういったものに対する経費というのを、なるべく有利な起債を活用すると。やはり、それと引き続き財政改革に取り組むことで県有施設の基金のほうに少しでも、いわゆる貯金をしていく。これらの今後の必要な経費に充てなければならぬと考えておるところでございます。

以上でございます。

○坂口委員 かなり窮屈な財政運営が、今後やはり強いられるのかなと思うんですけど、その中で、余りにもぎりぎりのものをしてしまうと、一つには、この人口ビジョンとか、今後の地方創生とかの中で、宮崎は一つには都市的、具体的には公共事業ですけども、これもある一定量を確保していくという見通しを立てないと。ここしか節約の場所がないもんですから、常々言ってるように安心安全とか、それから、地域

に対しての雇用の受け皿とか、かなり大きいものがあるから、相当これは難しい作業になると思うんですけども、ぜひ万全の行財政改革というものを今後取り組んでいただけるようお願いをしておきます。

○有岡委員 組織改正の中の税務課についてお尋ねいたします。地方税徴収対策担当を新設したいということですが、ここに職員をどの程度配置して、そしてその担当部署ができたことによる効果というんですか——例えば職員相互派遣制度、こういったものを充実するのか、具体的にどういったことをイメージして、この新設されるのか、その内容をお尋ねしたいと思います。税務課のほうでよろしいかと思いますが。

○平原行政経営課長 まず、人員体制なんですけど、これはまだ最終的な人事異動が出ておりませんので、最終的には、まだ今の段階ではお答えできる状態ではないです。

○鶴田税務課長 地方税徴収対策担当を設置した場合の効果というところでございますけれども、もともとこの地方税徴収対策につきましては、今の税務課の税務企画担当で個人住民税対策を行っております、これまで滞納案件の県への引き継ぎですとか、あるいは併任人事交流、特別徴収の適正化という3本柱を中心といたしまして、やってまいりました。

しかしながら、県税の未済額につきましては、減少傾向にあるんですけども、依然としてまだ、未済額8割を占めるという状況がありまして、そういう高どまりの状況がありまして、新たな徴収対策を講じる必要があると考えたところでございます。

この担当を設けることによりまして、一つには個人県民税の歳入の確保を図って未済額を圧縮するというのが一つの目的でありますけれど

も、個別的に個人住民税、県民税だけ対策をしていてもなかなか難しい面、非常に効果は上がってきてますけど、なかなか一緒くたではできないという状況もございますので、市町村税全体で全体の増収を図る中で個人住民税の増収を図ると。増収を図って未済額を圧縮するという方法、そういう形のほうがいいんじゃないかと考えているところでございます。

そういった意味で、県内市町村が連携をいたしまして市町村民税の収入確保を図ると、その中で個人県民税の徴収確保、未済額の圧縮を図っていくというところで考えているところでございます。

具体的には、今年度から高鍋町と新富町の間で市町村間の職員相互派遣制度というのを実施をいたしております。この制度を今後、導入、普及をして、さまざまな事情から単独の市町村ではなかなか対応困難な案件につきましても解消できるような仕組み、こういったものを全県的に取り組んでいければということも一つ目標の中に置きまして、この新たな担当という形で今回お願いをしているものでございます。

○有岡委員 ぜひ、私も徴収吏員の経験がございまして、転居した、例えばほかの市に行ったときの徴収が大変苦勞するということもありましたので、ぜひ県のほうで、そういう市町村をまたいでこういった対策をとられると効果が上がると期待しております。

以上です。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○阪本財政課長 済みません、先ほど十屋委員の公会計制度についての御質問……。私、28年度までに計画策定と申し上げましたが、28年度までに固定資産台帳の整備を行い、計画そのものは29年度までにとということでございました。

おわびして訂正させていただきます。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上で、その他報告事項について終了いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。総務部全般について質疑はありませんか。

○十屋委員 先ほど言えばよかったですけど、人づくり——人事課の話ですけど、先ほど、海外に行く研修、東アジア戦略というところでシンガポールとか、そういう出先があるところ、そこのお話があったんですが、実際、県職員さんで、前、課長とお話したクレアに行った方はもう帰ってこられたんですか。

○武田人事課長 クレアの海外事務所につきましては、1年間が国内の本部で、それから2年間が海外の事務所ということでローテーションが決まっております。十屋委員のほうがお会いされた担当職員の方は、今回そのローテーションが終わりまして戻ってくる予定にはなっております。

○十屋委員 先ほどから人づくりというところでいろいろと議論があつてんですが、そういう方々がせっかく海外でいろんな人脈づくり、勉強されて帰ってきたから、それなりのそれが生かせるようなポジションについていただいて、いろんな仕事をやっていただければいいのかなと思っております。

○武田人事課長 特に海外の研修でのそういう体験というのは、非常に貴重な経験でもありますし、また、なかなか国内での研修では経験できないようなものもありますので、できるだけそういう海外での研修を踏まえまして、異動をかける場合には、例えばそういう国際関係の部

署とか、それから商工物産とか、そういった関連のある業務、もしくはそういう人脈が引き続き使えるようなそういう異動先を考慮しながら配置をしていきたいと考えています。

○十屋委員 税務課の87ページだったんですが、租税教育と納税広報経費とあったんですが、これは額的には600万円なんですけど、先ほどから言う税収が落ち込んできたり、収納率の話がある場合に、教育委員会とはもちろん、税の仕組みとか、いろんなものは学校で教えているとは思いますが、納めてもらう側としての何かその連携とかというのとは違っていらっしゃるんですか。例えば講師で行くとか、税はこう使われていますよとかという話で。

○鶴田税務課長 税に係る広報の関係でございますけれども、教育委員会と、あと税務署、それから県税含めまして、あと市町村の税もそうですけれども、4つの機関で租税教育の協議会というのをつくっております。その中で各学校に講師として国税の方、あるいは県税の職員、市町村の税務職員が外向いて、直接税の仕組みの話をして、学校教育の中で納税の大切さ、そういったものにつきましては広報、説明をしているところでございます。

○十屋委員 もう最終的には、税を納める人たちをいかに育てて、ちゃんと納めていただいて、それが県民サービスなり市町村のサービスに回るということを理解していただければ、いろいろ、将来的な話になりますけれども、そのあたりからやっぱりやっておかないと、なかなか大人になってというのがありますので、ぜひ力を入れてやってください。終わります。

○松村委員長 ほかにありませんか。

○河野副委員長 先ほどもちょっと出たんですが、本当は予算の中でという部分もあったと思

うんですけど、税務課のこの新設による……。この税務課の人数というのはふえるんですか、職員全体です。28ページの。

○平原行政経営課長 先ほども御答弁を申し上げましたように、まだ最終的な人事異動を決めておりませんので、今の中でちょっとふえるふえない、申し上げる段階にはございません。

○河野副委員長 それで、新設されるんですが、この87ページの職員の人件費を見ると、26年度から見ると減ってますが、これはどこかが減らされるという考え方でしょうか。

○鶴田税務課長 87ページにあります職員の人件費につきましては、これはことしの1月1日現在の職員数で計上しているものでございますので、27年度の、どういう形になるかわかりませんが、その分反映して計上しているものではございません。

○松村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩します。

午後1時51分休憩

午後2時1分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

総合政策部の当初予算についてであります。当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○橋本総合政策部長 総合政策部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議をお願いしております当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元にお配りの総務政策常任委員会資料(当初)の目次をごらんください。今回総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」のほか議案第2号「平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の2件でございます。

資料の1ページをごらんください。総合政策部の平成27年度一般会計当初予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄にございますように125億32万4,000円でございます。平成26年度当初予算と比較しますと18億4,762万7,000円の減、率にいたしますと87.1%というところでございます。

これは、平成27年度の当初予算案が人件費等の義務的経費や経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成されたことなどによるものでございますが、早急に対応が必要となる経費につきましては、県民の生活に影響が生じることのないよう予算に計上したというところでございます。

また、下の段でございますが、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては25万9,000円でございます。前年度当初予算と比較しまして5,752万6,000円の減、率にして0.4%でございます。

なお、今回計上を見送っております政策的経費等につきましては、今後十分な検討を加えた上で、いわゆる肉づけ予算として、6月補正予算でお願いしたいと考えております。

資料2ページ、3ページには、平成27年度の総合政策部の主な事業を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければありがたいと思います。

また、お戻りいただきまして、目次のIIの特別議案でございます。議案第49号「宮崎県総合

計画の変更について」の議案審議をお願いいたします。

以上が議案の概要でございますが、詳細は担当課長から後ほど御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

そのほかといたしまして、Ⅲその他の報告事項でございます。目次に記載のとおり2件の報告事項がございます。これにつきましても、後ほど担当課長より御説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。何とぞよろしく御審議お願い申し上げます。

○松村委員長 概要説明が終了いたしました。

引き続き、3課から4課ごとに班分けして説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとしています。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項にかかわる対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井手総合政策課長 総合政策課でございます。それでは、まず当課の当初予算案につきまして説明をさせていただきます。

お手元の平成27年度歳出予算説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課の平成27年度の当初予算は、総額で7億1,069万9,000円で、内訳は一般会計が7億1,044万円、前年度当初と比べて約20億円の減、率にして約74%の減となっております。

これにつきましては平成27年度当初予算が、いわゆる骨格予算として編成されたことに加え

まして、昨年度は総額20億円のみやぎき人財づくり基金の設置があったことに伴いまして、27年度予算が大幅な減額になったものであります。

また、その下の特別会計でございます開発事業特別資金特別会計は25万9,000円で、昨年度当初に比しまして5,752万6,000円の減額でございます。これは、骨格予算編成に伴いまして審議会の開催に必要な事務費のみを計上しておることによります。

それでは、当初予算の主な内容について御説明をいたします。13ページをお開きください。

まず、ちょうど中ほどになります(事項)連絡調整費でございます。連絡調整費1,403万2,000円、これにつきましては部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

その次の(事項)総合企画調整費1,501万6,000円は、その下にございますように全国知事会、九州知事会の負担金や国への要望等に要する経費でございます。

さらにその下の(事項)地方分権促進費153万6,000円は、市町村間や隣県等との広域連携の推進に要する経費であります。

14ページをお願いいたします。一番上の(事項)県外事務所費7,500万2,000円、これにつきましては、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営や維持管理等に要する経費でございます。

1つ飛びまして、(事項)県計画総合推進費でございます。これは1,468万2,000円でございます。説明欄1のほうをごらんいただきまして、まず「総合計画策定・戦略展開事業」でございますが、これにつきましては総合計画のアクションプラン策定等に要する経費でございます。

その下の2、「東日本大震災復興活動支援事業」

は、県内の民間団体が行います被災地のコミュニティづくりや心のケアなど復興支援活動を支援していくものでございます。

3番目の「みやぎき元気!“地産地消”県民運動推進事業」は、本県農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品の購入促進、また県内観光やイベントへの参加など広い意味での地産地消を県民に促す事業でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、15ページでございます。開発事業特別資金特別会計でございます。先ほども申し上げましたように、今回骨格予算編成に伴う予算として審議会の開催に必要な事務費のみを計上しておりまして、実際の事業に必要な予算につきましては27年度新年度に審議会を開催し、その中で承認を得た事業について、次の6月県議会に肉づけ予算として提案をさせていただくこととしております。

予算については以上でございます。

続きまして、特別議案のほう議案第49号「宮崎県総合計画の変更について」御説明をさせていただきます。

お手元に別冊として宮崎県総合計画未来みやぎ創造プラン長期ビジョン(案)をお配りしておると思います。これをお手元にお願いいたします。

議案第49号「宮崎県総合計画の変更について」でございます。現行の県総合計画、これにつきましては平成23年に策定しておりまして、その4年間におきまして着実な推進により一定の成果と現時点における進行する人口減少や策定後に起こりました東日本大震災、このような、本県を取り巻く状況の変化を踏まえまして、今年度改定を進めてきたところでございます。この改定につきまして、長期ビジョンの改定案がま

とまりましたので、今回議案として提案をさせていただきます。

それでは、その改定の中身について御説明をさせていただきます。

今お手元の冊子、お開きいただきまして、目次がまず最初でございます。第1章の時代の潮流と将来予測から第4章の分野別施策、4章構成で構成されてまして、これにつきましては現行の計画をそのまま踏襲しております。

1ページ目、「初めに」というところで、計画策定の趣旨を載せております。これにつきましては下の段落のほうに書いておりますけれども、先ほど申し上げましたように現行計画の4年間の進捗状況と策定後の社会状況等の変化を踏まえまして長期ビジョンを改定するとともに、さらに今後4年間にわたる新たなアクションプランを策定するとしております。

そして、7ページから時代の潮流ということで現時点での時代の潮流、若干ずつ記述を変えているところもでございます。大きく変更した点としましては12ページでございます。東日本大震災を受けまして「大規模災害の対策」という事項を、この時代の潮流のところに1点入れて、追加をしております。

その次ですが、16ページをお願いいたします。将来推計と予測のページでございます。これにつきましては、最新のデータに基づいて新たな条件のもとで将来の推計をし直しております。これまでこの委員会でも何度か説明をさせていただいておりますので、詳細は割愛させていただきますけれども、2030年までに段階的に合計特殊出生率を2.07、いわゆる人口置換水準でございますが、これにするということと、若年層の社会減を30%抑制するという条件のもとで、2030年時点では101万9,000人の人口を維持

するという推計をしております。この推計に基づきまして、いろいろな施策を組み込むこととしております。

続きまして、37ページをお願いいたします。基本目標とこの後目指す将来像を記載しております。これについては2030年を見越した長期ビジョンということで、今回変更はしていません。そのまま継承しております。

そして、43ページになりますが、第3章長期戦略になります。この部分につきましては、今申し上げました基本目標と将来像を実現するための長期的視点からの重点的、優先的に取り組む施策分でございます。これにつきまして現行計画と同じく8つの戦略を含んでおりますけども、改定の趣旨で説明しましたように、現在までの取り組みの成果を踏まえて今後の重要課題に対応する戦略とするために大幅に改変をしたところでございます。

その改変の中身としましては46ページをごらんいただきたいと思います。8つの戦略を一覧にしております。左端のほうにございますように4つの長期的視点を書いております。この部分で、まず一番上にあります「人口問題」というところを明記をしたところでございます。これは前回では「少子化」でありますとか「高齢化」であるとかというふうな記載になっていたところを「人口問題」というふうに明記をし、一番下になりますけれども、「危機対応」という項目を1点追加をしております。

各長期戦略の中身につきましてですが、これにつきましては51ページから各戦略ごとに背景、狙い、内容、そして目標と4つの項目に分けて詳細記載をしております。

まず、51ページの人口問題戦略でございますが、戦略内容の欄にありますように、結婚、出

産、子育て環境を充実させること、また、魅力ある就業・就学環境を整えること、そして、若者世代を中心に人口流出に歯どめをかける。また、県外からの移住・定住を促進することによりまして、一番下の戦略目標にありますように合計特殊出生率2.07という高い目標、そして本県の総人口100万以上、29歳以下の若者人口割合を25%以上に目指すということを目標に掲げております。

52ページ、これが人財育成戦略でございます。ここも同じように戦略内容のほうを見ていただきますと、郷土愛やグローバルな視野を育む未来を担う将来世代の育成でありますとか、キャリア教育を通して産業人材や地域を担う人材の育成を図る、また、女性、高齢者、障がい者など、県民の一人一人が社会の一員として個性と能力を発揮して参加できる社会づくりを行うということとしております。戦略目標としては下のほうにあるとおりでございます。

次の53ページから55ページにかけまして、産業成長、そして地域経済循環、観光再生おもてなしという3つの戦略、いわゆる地域経済の活性化に向けた3つの戦略をまとめたところでございます。

現行の計画で取り組んでまいりましたフードビジネス、また地域産業創出、海外展開などの戦略の実績を踏まえながら、国内外から仕事や資金を呼び込み、そして中核的な企業等を育成して、さらに外貨を稼ぐ観光産業の再生に取り組むという点、そしてそこで得た外貨をきちんと地域内で循環させる仕組みづくりを行うということとしております。

それぞれにつきまして戦略目標を立てておりますが、1人当たりの生産額、また輸出額、そして県際収支、観光消費額など、それぞれ目標

としては高いハードルを掲げております。今後の努力をしていこうと考えているところでございます。

その次の56ページと57ページでございます。本県の豊かな自然でありますとか受け継がれてきた伝統文化、芸能、そして地域のきずな、こういう本県の持つ強いところ、強みを生かしながら、本県のこの計画の目標であります新しい豊かさにおける貨幣価値以外の部分、そういう豊かさをつくり出すことをある意味意図している戦略でございます。

郷土の誇りや愛着の醸成を目指す文化スポーツの振興と健康で安心して暮らしていける地域づくりを目指すいきいき共生社会戦略の2本立てになっております。

戦略の目標としましては、世界遺産の登録でありますとか、これからも住み続けたいと思う人の割合100%などを掲げたところでございます。

最後は58ページ、危機管理強化戦略でございます。危機事象対応のところでございます、県民の生命、財産を守るため、さまざまな危機事象に対し、復興まで視野に入れた体制づくりに取り組むとしているところでございます。

戦略目標については、下にありますように、災害に対する備えをしている人の割合100%等を掲げております。

59ページと60ページのほうに、今申し上げました戦略目標、それぞれの解説と現況値を掲げておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

61ページから以降は、分野別施策ということとしましてまとめております。今説明してきました長期戦略につきましては重点的に取り組む施策になっておりますけれども、この後の分野

別施策につきましては、県行政として取り組む施策の全体を人づくり、暮らしづくり、産業づくりの3つの分野ごとにそれぞれの将来像と施策の柱を立てて、基本的方向性をとりまとめたものでございます。

64ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、一例で説明をさせていただきます。

人づくりの分野でございます、その中に安心して子供を産み育てられる社会という将来像を掲げます。その下に、子育て支援の充実と子供・若者の権利擁護と自立支援という2つの施策の柱を立てます。さらに、その下に、地域全体で子育て支援の充実を初めとする施策の基本的方向性を整理をしたところでございます。今後は、これに沿った形で施策事業を展開していくこととなります。

以上が、主な計画のつくりになっております。

全体について少し御説明させていただきたいので、常任委員会資料にお戻りをいただきたいと思っております。

常任委員会資料15ページから、この特別議案についての説明を入れておりますけれども、まず16ページ、17ページを先にごらんいただきたいと思っております。改定前の現行の計画を左側16ページのほうに、そして今回提案させていただいてます改定後という計画で17ページのほうに記載しております。今申し上げました点を含め、今回変更したところを赤字で記載をしてございます。全体の構造とあわせて見ていただければと思います。

また、その次のページ、18ページと19ページでございますが、これにつきましては、改定の中で一番大きかった長期戦略、これにつきまして現行と改定案をわかりやすく示したものでございまして、特に戦略目標でございますが、現

行の目標数が11というところから、右側のほうになりますけども、新たな戦略目標としては25と大幅にふやしております。これは、戦略の狙い等を県民の皆様方にわかりやすく示すために、できる限り目標値を設定したものでございます。

また、色づけをされているのは、新しく設定したものが赤い網かけ、そして今回の改定に伴いまして数値等を見直したものが青い網かけになっております。ごらんいただきたいと思いません。

あと、長期ビジョンのこの今回の改定については以上でございますけれども、さらに現在この長期ビジョンにあわせまして策定に取りかかっておりますアクションプランにつきましても、若干だけ説明をさせていただきたいと思えます。

また、資料をかえていただきまして、この第3回宮崎県総合計画審議会・専門部会合同会議資料という資料、別冊でまたお配りをさせていただいています。

この資料、1月20日に開催しました審議会の資料でお配りをしたものでございまして、この資料2ページ目に、私どもが今案として練っておりますアクションプランのイメージを掲示しております。

アクションプランにつきましては、これまで説明してきたところでございますけど、今回提案させていただいています長期ビジョンと、そして右側のほうから矢印入れてますけれども、知事の公約等を具現化するという、そういう観点のもとで策定作業を進めております。平成27年度から30年度の4年間の重点的取り組みをまとめるものとしております。白黒でちょうど見にくくなってますけど、ちょうど真ん中、長期ビジョンの下のところアクションプラン「Hか

らH」と書いてますけど「27から30」という、カラーのまま白黒でコピーしたので少し筋が見えないんですけど、27から30の4年間の取り組み計画となります。

このアクションプランにつきましては、この4年間の重点的取り組みにつきまして、その視点としまして宮崎新時代を切り開くという概念を掲げまして、長期ビジョンと同様に、「人・産業・暮らし」という3つの分野で長期ビジョンの8つの長期戦略に対応した8つの重点施策、新しい豊かさ展開プログラムとしておりますけど、これについて描いていきたいと考えております。

大まかな柱立てにつきましては、開いていただきまして、次の3ページ、4ページのほうに、それぞれのプログラムの重点項目という形で柱立てを考えているところでございます。

この詳細、全体の構成も含めてでありますけども、今後詰めてまいりまして、時期時期に応じまして、この常任委員会のほうでも説明をさせていただければと考えております。全てこれからということ御理解いただければと思っております。

最後に、今後のスケジュールでございます。今後のスケジュールにつきましては、常任委員会資料のほうにお戻りいただきまして、15ページ一番下になりますが、3、改定のスケジュール、平成26年の7月分、この策定にとりかかったところから経緯を記載しております。2月のところで、この2月定例県議会のほうに長期ビジョンの案を議案として提出させていただいているところでございます。

3月以降、専門部会等開きまして、5月に総合計画審議会、ここでアクションプランの答申をいただいた上で、できましたら6月の定例県

議会のほうにアクションプラン(案)という形で、議案として提出をさせていただきたいと考えております。

長くなりました、総合政策課の説明、以上でございます。

○片寄秘書広報課長 それでは、秘書広報課の当初予算につきまして御説明申し上げます。

平成27年度歳出予算説明資料をお願いいたします。これの17ページでございます。

秘書広報課の平成27年度一般会計当初予算額は5億9,972万4,000円でございますが、平成26年度当初予算と比較いたしまして1億2,574万9,000円、率にしまして約26.5%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)秘書業務費8,771万3,000円でございます。これは、知事や副知事の活動経費や秘書業務などに要する事務的経費でございます。平成26年度の当初予算に比べ約5,000万円弱の増加になっておりますが、これは、2月補正予算の際に御説明いたしました2つの全国大会における皇室対応に必要な経費でございます。

次に、その下の(事項)広報活動費2億5,422万1,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用して県の重点施策など県政全般の広報活動に要する経費でございます。この経費も平成26年度の当初予算に比べ3,500万円弱の増加になっておりますが、これは、先ほど申し上げました皇室対応が予定されている2つの全国大会における広報活動に必要な経費でございます。

説明の欄でございます。

まず、1の「印刷広報事業」4,828万7,000円でございます。これは、県の広報紙である「県

広報みやぎ」を年6回、1回につき36万5,000部作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様へ配付するものであります。

2の新聞広報事業7,194万8,000円でございますが、これは、いわゆる新聞広告という形で随時県の重点施策など県政に関する情報提供を行いますとともに、毎月2回、県政掲示板というコーナーで県からのお知らせを掲載するものであります。

3の「テレビ・ラジオ放送事業」7,232万2,000円でございますが、これは、テレビ2局、ラジオ2局で県政番組の制作・放送を行うものであります。

4の広報関係運営経費3,900万4,000円でございますが、これは、先ほどの2つの全国大会における広報関係の経費でございます。

5の「県ホームページ情報発信事業」774万7,000円でございますが、これは、各課職員が県ホームページを作成更新する上での助言、操作補助等の支援対応を行うものでございます。

6の「楠並木ちゃんねる情報発信事業」85万9,000円でございますが、これは、さまざまな県政情報等を動画で発信するとともに、職員の広報研修を行うものでございます。

7、「県ホームページ魅力発信・充実強化事業」798万円でございますが、これは、本年度リニューアルしました県ホームページを活用した情報発信が、適時的確で効果的なものになるよう継続的な機能向上やデザインの見直し、円滑で安定的な運用・保守を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。一番上にございます8、「広報活動基盤充実事業」607万4,000円でございます。これは、各種広報活動に関する調査、情報収集及び機材の整備等に要する経費であります。

次に、(事項) 広聴活動費122万円でございます。これは、県民の皆様の御意見を県政に反映させるために、知事と県民の皆様が直接意見交換を行う知事とのふれあいフォーラムを開催するとともに、電話やメール等による「県民の声事業」などを実施するための経費でございます。

最後に、(事項) 県政相談費426万1,000円でございます。これは、県庁本館の県民室のほか各総合庁舎や西臼杵支庁に10カ所設置しております県政相談室の運営のための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○奥野統計調査課長 それでは、統計調査課の当初予算につきまして御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。統計調査課の平成27年度一般会計当初予算は、総額で8億3,816万8,000円で、総額を前年度と比べますと3億7,574万円の増、率にしまして約81.3%の増となっております。

これは後ほど御説明いたしますけれども、5年ごとに実施いたします国勢調査による経費を計上したことが主な要因となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。24ページをお願いいたします。

まず、下から2段目の(事項) 経済センサス費725万6,000円でございますけれども、平成28年度に実施予定の経済センサス活動調査に伴う準備経費などがございます。

次に、その下の(事項) 国勢調査費5億7,495万円でございますけれども、ことし10月1日現在を調査日とする国勢調査実施のための経費でございます。

国勢調査につきましては、県内の全世帯を対象とした調査でございますので、調査に当たる

調査員、そして指導員数も約7,000人と、ほかの調査に比べて非常に多くなっておりまして、その経費も含めた市町村交付金は5億2,488万5,000円と国勢調査費の約9割を占めております。

次に、その下の(事項) 農林業センサス費362万3,000円でございます。この農林業センサスにつきましては、平成27年2月1日を調査日として実施したところでございますけれども、今回お願いしております経費につきましては、その集計とか公表を行うための経費でございます。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、こちら決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況、こちらの2ページの下の欄の②をごらんくださいますでしょうか。

統計調査につきましては、個別的指摘要望事項において、効果的な施策の推進を図る上で必要な調査を積極的に実施するとともに、実施に当たっては県民の理解と協力が得られるよう普及啓発活動に引き続き取り組むこと、との御指摘をいただいております。

御指摘への対応について御説明させていただきます。

統計調査では今年度、消費税率引き上げに伴う影響調査を実施いたしましたほか、一般財団法人みやぎん経済研究所が実施をしておりました四半期ごとの企業動向調査に新たに県も参加いたしましたして、共同で調査を実施するなど調査の拡充を通じまして本県の社会・経済情勢の的確な把握に努めておるところでございます。

平成27年度当初予算におきましては、国からの各種委託統計調査を初めといたしまして、産業動態統計調査や現住人口調査などの県単独調査を実施いたしますほか、時勢に応じて必要な調査を積極的に実施してまいりたいと考えてお

ります。

また、各調査の実施に当たりましては、各種媒体を活用した広報を初めといたしまして統計に関するセミナーや巡回パネル展など、さまざまな機会を通じまして積極的な普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

統計調査課からの説明は以上でございます。

○松村委員長 各課長の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○井本委員 今度の長期計画の新しい豊かさというのは、前のときもそうだったんだけどね、大きなコンセプトなんだけど、このコンセプトは戦略の5、6、7あたりはよくわかるんだけど、この1、2、3、4にもこういうのは、もちろんかぶっているというのは当たり前なんだけど、どんなふうにかかされているのかな。

○井手総合政策課長 本議会でも「新しい豊かさとは何か」という御質問いただいた折に、知事のほうからも「経済的豊かさとお金にかえられない豊かさの調和したバランスのいい社会づくりだ」というような答弁をしているところでございます。我々もそういうふうを考えておまして、まず経済的な部分で3、4、5でございます。先ほど申し上げましたように、きちんと外貨を稼いで、その外貨を地域内できっちり回していく。

特に新しい豊かさという部分で、かかわりの深いこの部分で言うと54ページの地域経済循環の部分でございますけれども、この部分で地域の資源や人財、技術等をうまく活用して地域の課題を解決しながら、地域が持つ多様な価値の循環を促進すると。お金だけではないものも含めて、地域の中でうまく循環をさせていくことを主眼に置いてます。ここは経済の戦略の中で

も少し毛色の違う部分でございます。

そして、先ほど申しましたように地域の持つ豊かさの大きなものであります自然とかもしくは伝統文化というところをうまく次世代に継承していくという部分で、文化スポーツの振興でありますとか生き生き共生社会、もう少し申しますと戦略の2になりますけれども、52ページの人材の育成、この辺につきましても地域の持つそういう資源、もちろん今回の議会でも御質問ございました先人、地域の先覚者あたりまで全部ひっくるめて、人づくりには力をかしていたかどうかと考えているところでございます。

いずれにしても、全体のバランスとして、住んで豊かであるという実感ができるような社会づくりというのが非常に重要であると考えた計画でございます。

以上でございます。

○松村委員長 ほかに。

○坂口委員 なかなか難しいと思うんですけど、抽象的で。ただ、今の時点で全国ランクとして、この新計画のプランの中で、そういった定義の中で、大まかでいいんですけど、全国単位の中で宮崎県は大体どの程度に新しい豊かさというものがあると思いますか。どういった定義がよくわからないと思うが。

○井手総合政策課長 非常に難しい問いで、どうお答えしようかと考えてますけど、一つは、この中で新しい豊かさを示すような指標づくりをしていきますということを言ってます。その過程の中で、どんな指標をどういうふうに取り組んでいくのかというのを今後研究していこうと思っておりました。

今議会でT L Pの御質問いただいたところでございます。あのT L P 60という、昭和60年のデータのときのやり方、やり方と言ってもなか

なか難しくて私もうまく説明できないんですけども、いろんな指標を取り込んで、県民の皆さん方の選好度も調査した上で、総合指標として各県並べて見るという作業を行っておりまして、60年のときの指標、T L Pで言うと全国^{*}27位という、中位のところのデータというのが一旦あります。

現時点でどうかと言われますと、新しいという部分、要するにお金にかえられない分というのは本県はやっぱりかなり、私は高いと思っております。ただ、経済的にどうかと言われたときに、必ず県民所得のお話が出てきますけども、これも実際の貨幣換算で物価価値換算で考えたときには、そのデータほど低いものでもないところもあるのかな。

ただ、正直申しまして、そこの経済的価値のところにつきましては、まだまだ全国に対しては非常に低いところに位置しているだろうと思っております。そこを上げていくために、この3つの戦略をあえて入れていると御理解いただければと思います。

○坂口委員 T L P 60、たしか当時は松浦彰一さんあたりが企画調整部長のころだったと思うんですね。これは全国でかなり脚光浴びた一つの指標の出し方だったんです。

ただ、本当にそんなに宮崎が住みよい、住みやすいところだったら、人が残ると思うんです。だけど残らないということは、経済的なものというのが住みやすさのためには8割、9割を占めてると思うんです。もちろん附属的にそういった豊かさというのがあれば、なおいいよなというもので。人を残すためには、人口ビジョンでも今後策定して、そのとおりにそれを実行性を高めるためには、やはり経済的なものというのがメインでなければだめなんじゃないかなと思

うんですね。

そして、今経済的な豊かさというものも実際、所得としては45、6位に甘んじているけれども、物価の安さからいったらそうじゃないんだよというようなこと言うけど、やはり名古屋、大阪は日常品が安いですよ。

だから、ある意味随分失礼な言い方になるけれども、自分に言いわけをするんじゃないで、もっとシビアに見て行って、やっぱり客観的なものを積み上げてやっていくことが一つ必要じゃないかなというのがあるんですね。

そんなのを見ながら考えていったときに、一つには、この53ページに、就業者1人当たり農水産業・食料品の生産額を450万と設定されておりますね。これはやっぱり具現性を見ながらでしょうけど、じゃ、これで1人当たりの所得が幾ら残るのとなったときに、かなり厳しい経済状況になってくるんです。今度は逆に水産業で450万、1人当たり生産高を上げていこうとしたときに、そんな魚なんてもう海にいないんですよ。

だから、そこらをもうちよっと、今大まかに示された一つの方向性として捉えているから、これどうのこうのと言うんじゃないんですけども、もう少し今度は微に入り細に入った戦略というものがもう一つ必要かなというような気がするもんですから。

これクレームでもなんでもないですよ。そういう感じを持ちました。——何かあれば。

○松村委員長 いいですか。

○井手総合政策課長 先ほど申しましたようにアクションプランの策定もごさいます。

そしてまた、地方創生のほうのまち・ひと・しごとの総合戦略というのも今後つくっていく

※105ページに発言訂正あり

ます。総合戦略のほうでは、宮崎のモデルというのを前回も示しておりますけれども、仕事、まず定住人口を稼ぐためには仕事の方が要るよねという、その発想はしております。

実際に仕事をつくって、どの程度の所得が上がっていくのかという部分については、今後きちり詰めて数字を追いかけていきたいと思っております。

○坂口委員 すごい難しいこと言っているんだけど、おまえにできるかと言われたらとても手がかからないんですけど、何かそこらが肝心な部分がありそうな気がするんです。

そしてまた、例えば出生率が30年に2.07にしても、それを最優先するために女性の社会進出とか、これはそれぞれ考えがあることだから違う、それぞれ、どれが正しいと言えないと思うんですけど、女性の社会進出と2.07をセットで見たときに、じゃ、人間は、赤ちゃんが生まれて、まずは最初は人格の醸成から、そこに人格というものを芽生えさせるということから、成長していくに従って、その人格を陶冶していくという時代、それは高校、大学、社会人でしょうけど。

その時点で母親と赤ちゃんのかかわり方、人間の場合ちょっとわからないんですけど、他の動物は全て親一つですね、自分にえさをくれる、ただそこだけに忠実ですよ。だから、人間の場合、本当に自分が忠実になるべき人がお父さん、お母さん、それからおばさんあるいはほかのシッターで常にかわって行って、そのとき人格というものはどう醸成されていくのか。

最近、二重人格、三重人格というものがいろいろ社会問題、何であの子がというようなこととか、いや、おとなしくてすごくいい子で挨拶もよくできる、そこらをもう一度研究していっ

て、専門的な何らかの知見を得た上でやっつかないと、本当に赤ちゃんの数が欲しいだけに、赤ちゃんから母親を切り離して、その時間、時間的に、赤ちゃんが目はずうっと、自分が忠実に従うべき相手というのをぐるぐる目線を変えて行って、それが人格というものが、本当にいい人格というものが醸成できるのかどうかとか。

これ否定するわけじゃないんです。もうちょっと研究してほしいなというんで、結果2.07になって1.97でもいいから、やっぱり本当に人財につながる、あるいはより新しい豊かさというものを評価できるような、そこをじっくり満足できるような人を育てるという、もうちょっと踏み込みが必要で、決してこれ焦ってやるべき問題じゃないような気がしますね。これ答弁ないでしょうから、1人の考え方として。

○井本委員 同じような話になるかもしれんだけど、人財づくりが一番大切だろうなという感じがするんですよ。いろんな知識を入れたり、うまいことを書いてあるんだけど、それももちろん大切なんだけど。

私は、かんでんばばのあそこを見たときに、何でみんな一生懸命やる気になっているのかなということを感じるんですよ、小さな会社なんだけど。やっぱりその働く職員の人たちが、一人一人が大切にされとるという、これがやっぱり彼らが一生懸命やる一番大きな動機じゃないのかなという気が私はするもんだから。やっぱり人財を育てるということにおいて一番大切なものは、その辺にあるんじゃないのかなと、一人一人を大切にすると。その辺の切り口というか、何か、そんなものはあるのかなと思って、ちょっと聞かせてもらえたら。

○井手総合政策課長 お話が哲学的になってきて、なかなか（笑声）政策課長としてついてい

けるかどうか心もとないところもありますけども。

マズローの5段階説というのがございますけども、最後の一番大きいのは認証の欲求ということで、人から認められるということがやっぱり人間にとって一番大事な欲求だろうというふうに私は思っております。

したがって、やはりこの人財育成戦略のところも少し書いてありますけれども、将来世代に人財づくりが一番重要であると。まずは、とにかく本県の将来のためには人づくり、人財づくりが一番大事であろうと我々大人のほうが一番考えていくことが何よりだろうなと思っております。そういう意味で戦略の中でも高い位置のほうに位置づけて取り組んでいきたいと思っております。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 人づくりが最も大事だということについては、この資料でいうと38ページ、新しい豊かさへの挑戦が何なのか、その豊かさとは何なのかというところで一番最初に目指す将来図を書いておられますが、そこの人の部分で、今委員が言われたことですけれども、「豊かなきずなの中でみんなが、それぞれが持てる力を発揮して、生き生きと活動する社会」、これをつくっていききたい、これが新しい豊かさの大きな形ではないかということを描いているところでございます。

戦略の一つ一つについては、余り哲学的になっても、感情的になっても難しいところがありますから、こういうふうな形で戦略が書いてありますけれども、大きな人物像としてあるいは社会像としては、委員が言われたように、一人一人が生き生きと大切にされながら、その力を発揮していく、あるいは笑顔であるというふうなところをしっかりと持ちながら進めていきたいと

いうふうには考えております。

○井本委員 政策課長、大切にされてますか。
(笑声)

○井手総合政策課長 皆さん方も含めまして、大変大切にされております。(笑声)

○十屋委員 ちょっと教えてほしいんですけど、統計調査いろいろされますけど、今度地方創生の中でビッグデータの活用というのがあるんですが、それを今後、統計調査とか、その中のもことになるのか、それを活用するのか、どちらの立場になる。

○奥野統計調査課長 統計調査課が行ってる調査につきましては、ほぼ約8割近くぐらいが国の委託を受けて行う調査でございます。その調査につきましては、統計法というものがございまして、調査目的以外のものには使用してはいけないという規制がございます。ですから、何でも利用できるというわけではございません。

ただ、一方では、統計データ、公的データというのは、県民共有の財産だという考えも次第に浸透してきているようでございます。ですから、今オープンデータでありますとかいろんな動きがございますので、そのほとんどがやはり、まずは私ども統計調査課が持っているデータが大部分を占めるんじゃないのかなと思っております。

できる限りそのところは、総務省なり各省庁と検討いたしまして、可能な限り使えるものは使いたいと私自身は積極的に考えているところでございます。

○十屋委員 せっかくお金をかけて集めたデータを使わない手はないというふうに思っているんで、ちょっと伺ったんですが。総務部の中でもオープンデータの話が出ましたので、本当に県民のためになるのであれば、どんどんオープ

ンできるように。まあ、法律変えなきゃいけない部分もあるんでしょう、今後もしっかりやっていただきたいと思う。

あと、ビッグデータというのも今からずっと使ってこられるんでしょうけど、最終的にはこういうプランのもう一つの基礎的な資料として、それも活用できるので、そういう国の方向性としてそういうのがあるようですので、そういうのを使いながらまた、先ほどの議論があったような方向で頑張っていただければ。

終わります。

○松村委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、第1班につきましては、これで終わります。

次に、第2班として総合交通課、中山間・地域政策課、フードビジネス推進課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○奥野総合交通課長 それでは、総合交通課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の27ページをお開きください。総合交通課の当初予算額は5億9,693万1,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。次の29ページをお開きください。

中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費であります。

まず、1の「陸上輸送網整備事業」の754万6,000円ですが、これは県内鉄道の活性化を図るために吉都線、日南線の利用促進団体に対する支援や日南線観光列車の「海幸山幸」の平日の臨時運行、また、その「海幸山幸」を活用した利用促進事業への支援を行うものであります。

次に、4の「長距離フェリー航路活性化緊急

対策支援事業」の600万円でございますが、これは昨年10月に神戸航路に変更されました長距離フェリー航路を活用しまして、団体客や修学旅行客、これを誘致するために宮崎市と連携しまして、本県発着の10名以上の団体旅行商品に対して補助を行うものであります。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費であります。このうち2の「離島航路運航維持対策事業」1,012万2,000円ですが、これは延岡市の浦城と島野浦を結ぶ離島航路でございますが、離島住民の減少、燃料の高騰などによりまして、その経営環境は極めて厳しくなっております。このため離島住民の交通手段を確保するために国や延岡市とも連携しまして、離島航路を運航する航路事業者に補助を行うものであります。

次に、一番下の航空交通ネットワーク推進費ですが、次の30ページをお開きいただきまして、一番上の1の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業につきましては、後ほど委員会資料のほうで御説明したいと思います。

次に、その下の(事項)「高千穂線鉄道施設整理基金事業」であります。これは旧高千穂線の不要施設の撤去に要する経費でありまして、平成22年度に決定いたしました積み立て及び撤去の計画に基づきまして、27年度も1の管理事業のところにありますように、県と沿線自治体合わせまして約1億1,100万円の基金積み立てを行いますとともに、2の補助事業にありますように、施設の撤去に係る沿線自治体への補助として3,283万3,000円を予定しているところであります。

最後に、(事項)運輸事業振興助成費1億8,222万8,000円でございます。これは、県のバス協会と

県トラック協会が行います交通安全や労務管理、人材育成等の対策を推進することによりまして、運輸事業の振興を図るために国の助成制度に基づいて補助を行うものであります。

当初予算関係は以上であります。

続きまして、常任委員会資料の5ページをお願いいたします。「みやぎの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業であります。

まず、1の事業目的ですが、この事業は空港の国内線、国際線の航空ネットワークの維持・充実を図るものでございますが、3月28日に開設予定の香港線につきましては、香港航空へ運航経費の補助を行いまして路線の安定化を図るということにしております。

次に、2の事業概要ですが、予算額は1億5,062万円となっております。事業内容としましては、①におきまして、国際線を運航する航空会社に対しまして、運航経費の一部を補助しておりますが、27年度はソウル線、台北線に加えまして、香港線分を追加しております。先ほどの予算額が今年度と比べまして約7,000万円ほどふえておりますのは、この香港線の分でございます。

また、②におきまして、国際定期3路線につきまして、県民の利用促進するために、団体やビジネス、修学旅行での利用に対する助成とかPR、利用促進キャンペーン等を実施いたします。

それから、国内線につきましては、③におきまして、航空会社が実施しますPRやキャンペーンへの支援とともに、国や航空会社への要望活動を行うものであります。

最後に、3の事業効果であります。県民の利便性の向上とともに交流人口の拡大によりまして、観光業等への波及効果、それによりまして経済の活性化を図ることができると考えてお

ります。

説明は以上であります。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、当課の当初予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の31ページをお開きください。当課の平成27年度当初予算額は、5億2,176万7,000円であります。平成26年度と比較いたしますと、率にしまして約1.9%の増となっております。

それでは、主なものについて御説明いたします。33ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費9,941万1,000円であります。これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。

主なものとしまして、説明欄の4「地域力磨き上げ応援事業」でございます。これは、平成23年度から25年度の3カ年で事業の採択を行い、最長1事業につき3年間の支援を行うものでございますが、27年度は平成25年度に採択した事業の最終年度分に必要な経費を計上しております。

次に、説明欄5の「明日の地域づくり支援事業」につきましては、上の地域力磨き上げ応援事業の後継事業でございます。26年度から新規採択を始めまして、27年度は26年度に採択した事業の2年目に要する経費及び27年度に採択見込みの経費について計上しております。

次に、(事項)過疎対策等推進費287万6,000円でございます。これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。

34ページをごらんください。(事項)ふるさとづくり推進事業費2,220万8,000円でございます。これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費でありま

す。

次に、(事項) 地域活性化促進費6,402万6,000円でございます。これは地域活性化の推進に要する経費でございます。主なものは説明欄2の市町村連携推進費につきましては、祖母傾山系周辺地域でのユネスコエコパークの登録に向けた取り組みを推進するため、当面必要な経費、学術調査の取りまとめ等に要する経費を計上しております。昨日御説明いたしました26年度の追加補正予算に計上している予算とあわせまして、登録に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明欄3の「宮崎縣市町村間連携支援基金事業」につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、(事項) 移住・定住促進費4,766万5,000円でございます。これは本県への移住等の促進をするための経費でございますが、当初予算案では東京に相談拠点、移住の相談拠点に対応できるスペースを確保等に要する経費を計上しております。

なお、昨日御説明いたしました追加補正の予算案とあわせまして、移住・U I J対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、34ページが一番下になりますが、(事項) 水資源対策推進費でございますが、これは、水の需給動向調査等に要する経費でございます。

次に、(事項) エネルギー対策推進費でございます。1億5,820万5,000円でございますが、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等への交付金を交付するものであります。

次に、(事項) 土地利用対策費3,090万3,000円でございます。これは、土地取引の規制等国土利用計画法の適正な運用に要する経費でありま

す。

説明欄4の地価調査費につきましては、一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う基準地の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費であります。

それでは、常任委員会資料の6ページをお開きください。宮崎縣市町村間連携支援基金事業についてでございます。この事業は1にございますとおりに持続可能な地域づくりを図るため市町村間で連携して行う地域課題解決のための取り組み等を支援するものでございまして、2の事業概要でございますが、予算額は5,259万7,000円でございます。このうち5,000万円が市町村への交付金でございます。

(4)の事業概要にございますとおりに、市町村が連携して取り組む広域的な活力の創造に資する事業の立ち上げを支援するものでございます。

事業効果につきましては、各市町村による連携を促進することで役割分担や機能強化、生活機能の充実、人材育成等が図られ、それぞれの地域の地域力が増し、自立・持続可能な地域の形成を図っていかうというものでございます。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、別冊資料の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をごらんください。3ページの上段③移住促進について、市町村や地域住民とさらなる連携を図り、受け入れ支援体制の整備促進や情報発信など積極的な施策の推進に今後とも努めること、との御指摘をいただいております。

移住促進につきましては、御承知のとおり大都市圏から地方への新しい人の流れをつくるという大きな流れの中で、地域間競争が激化して

いる状況でございます。そのため本年度の追加補正予算、また当初予算案でも御説明させていただきましたが、東京都内にワンストップの窓口を設けるなど、移住・U I Jターンの施策の大幅な強化を図っていこうと考えております。

今後とも移住・U I Jターンの促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

当課の説明は以上でございます。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページをごらんください。フードビジネス推進課の平成27年度当初予算は、9億1,601万9,000円をお願いしております。平成26年度当初予算と比較しますと6,580万8,000円の増、率にしまして7.7%の増であります。

主な内容について御説明いたします。39ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)高等教育整備促進費239万9,000円であります。これは、県内11の高等教育機関の連携組織である高等教育コンソーシアムが行う教育機関相互や学生間の交流活動等を支援することにより魅力ある高等教育環境づくりを促進するものであります。

次に、(事項)フードビジネス総合推進費2,143万8,000円であります。下の説明欄1、「みやぎフードビジネス推進体制構築事業」1,183万8,000円につきましては、フードビジネス推進の基本的な方針を決定するフードビジネス推進会議の運営など、県内産学官金挙げての体制を構築し、取り組みを進めるための経費であります。

また、その下の説明欄に「ミラノ国際博覧会出展事業」960万円につきましては、ミラノ国際博覧会出展を行うための交通費や通訳の経費な

どの事務費であります。

次に、(事項)地域科学技術振興費285万7,000円であります。これは、大学の研究成果等をおかりやすくまとめた研究シーズの作成などにより、県内産学官の連携を促進しまして新産業、新事業の創出を図るための経費であります。

続きまして、40ページをお願いいたします。

(事項)みやぎきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費であります。これにつきましては、下の説明欄にありますが、常任委員会資料で御説明したいと思います。

委員会資料の8ページをお開きください。「みやぎきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業」であります。この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、食料品製造業における人材確保等を推進することにより、食関連産業の成長産業化による雇用の創出を図るものであります。

事業の概要ですが、(1)のとおり予算額は8億985万9,000円であり、26年度予算と比べますと4,964万9,000円の増となっております。

事業内容につきましては、大きく3つに分かれております。①のフードビジネスの推進体制整備は、宮崎駅前のK I T E Nビル内に設置しておりますフードビジネス相談ステーションの運営経費や人材育成プログラムの実施などを行います。

②のフードビジネス関連産業の雇用拡大は、事業拡大等に取り組む食関連企業の人材育成に要する経費を補助するほか関係団体にアドバイザーなど外部専門家の配置を委託することにより、食関連企業における商品開発や販路開拓による雇用の拡大を図るものであります。

③は若年求職者等を対象に知識、技能の習得支援や就業体験等を行うことにより、フードビ

ビジネス関連企業への就職を支援するものであります。

事業効果としましては、これらの取り組みを進めていくことでフードビジネスの成長産業化を加速させ、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

9ページにつきましては、これまでの取り組みにつきまして概要を図にして取りまとめたものであります。

フードビジネス推進課の説明は以上であります。

○松村委員長 各課長の説明が終了しました。

委員の皆様、議案について質疑はありませんか。

○井本委員 この宮崎県市町村間連携支援基金事業ですが、増田レポートを批判する「地方消滅の罨」という本が出てます。増田レポートの対策案として、選択と集中をやって逃げていくしかないんじゃないかというようなことが書いてあって、それを「地方消滅の罨」のほうはそれを批判して、ともかくそれでは今までやってきたのとそんな変わらんと。結局、選択と集中という弱いところはもう捨てて、強いところをまとめてというような政策じゃね。

それでは、今後の地方の再生のためには、やっぱりつながらんのではないかと。地方の多様性を認めながら、そしてこれを抱えて連携させていく。そういうことが必要じゃないかというようなことが書いてあって。だから今度のこの県のとり方は結局、そういう多様性を残しながら連携をしながら生きていくという、そういう考えであるというふうに捉えていいわけですかね。

○石崎中山間・地域政策課長 これは後ほど御報告いたします中山間地域振興計画にもかかわってくることでございますけれども、県とい

たしましてはやはりネットワーク化を図ることによって各地域で相互補完等を図りながら、できるだけ中山間地域の集落も生活の場として残していくといったような基本的な考え方でおります。

そういった中で、この事業につきましても、そういう市町村が連携をして、例えばその地域の資源を生かした事業を起こして活性化を図っていかうといったようなものに支援を行うこととしております。

○井本委員 だから要するに多様性を残すということでもいいわけですね。

○石崎中山間・地域政策課長 その多様性がなければ、中山間地域の維持活性化は図れないものと考えております。

○井本委員 いいです。

○十屋委員 総合交通課のC I Q体制整備について。今度油津に3,000人規模の大きなクルーズ船が入りますけど、C I Q体制として、出入国する場合の手續とか出国の手續とかもろもろかかるんですが、何人体制で来てどうやってするのかちょっとわかりませんけれども、その場、その場で来るんじゃないなくて、クルーズ船を誘致していこうというのであれば、やはりある程度国のほうにもお願いして、細島でも宮崎でも油津でもいいんですけど、そういう体制整備というのは県のほうからお願いはしてるんですかね。

○奥野総合交通課長 クルーズ船とか、あるいは海外からの国際線もなんですが、やはり観光で見えられた方がそういった入港関係の審査をスムーズに行えるということは、お客さんの満足度も高まりますし、また宮崎の印象もよくなるということで、非常に大事だと思っております。

このC I Qにつきましては、毎年いろんな陳情要望を行っております。宮崎県の提案要望に

も入れておりますし、あと個別にもC I Q関係機関を訪問して、いろんな体制整備をお願いしたところがございます。

去年の4月3日に、細島にコスタ・ピクトリアが来たときも、2,000人ぐらい来られたんですけど、入管のほうで審査官を12名にして、しっかりした対応をしていただきました。

それから、空港のほうも税関のブースをふやすとか、あるいは入管の職員を5名から8名にふやすとか、いろいろ協力的にやっていただいております。

今後につきましても、いろいろインバウンド2,000万人構想とか、あるいは東京オリンピックとかもありますので、それらに向けての引き続き審査体制の要望というのを働きかけていきたいと思っております。

○十屋委員 次に移りたいと思います。

先ほど宮崎県市町村間連携促進について、8ブロックで、国の制度の定住自立圏と連携中枢都市構想が矢印があるんですけど、自立圏構想とこれとの違いは何なんですか。

○石崎中山間・地域政策課長 定住自立圏構想は、一定規模の市を中心市といたしまして、その周辺の市町村が連携をしていくというものであります。宮崎県内でその中心市の要件を満たすのは、宮崎市、都城市、日向市、延岡市、小林市、日南市でございます。そのうち日南市を除く4つの定住自立圏構想が立てられて推進されております。

しかしながら、その定住自立圏構想の要件に当てはまらない地域、これが西都児湯地域でございますけれども、そういう地域もございます。したがって、この市町村間連携につきましては、そういった定住自立圏構想なども補完しながら各地域での連携を進めていこうというものでござ

います。

○十屋委員 だから、結局4つから漏れるところですね、その補完するというのは、答弁あったように補完していくんだけど、じゃあ、中身がどう違うのかというのがよくわからないところがあります。

○石崎中山間・地域政策課長 失礼いたしました。

連携中枢あるいは定住自立圏というのは、交付税措置等を中心としまして国の支援、各種制度がございます。なおかつ、市町村間連携のほうは具体的に一定の算式に基づいて交付額を算定いたしますけれども、市町村が地域活力等の創造に資するための事業をやっていく、具体的な交付金を使って、それぞれ独自の取り組みをやっていこうというものでございまして。

したがって、定住自立圏が使えないところを補完するというのではなくて、定住自立圏構想にあわせて、それをさらに充実させていこうという考え方のものでございます。

○十屋委員 よくわからなくなりました。

いわゆる今市町村合併が一応一段落しておりますけれども、やっぱりその当時垂直的補完とか水平的補完とかというのがあって、そういう定住自立で水平的補完ができないところは、県なりそういうものがやはりちゃんと補完していこうという考え方があったと思うんですけど。

だから、その定住自立圏は横の連携ができるところはいいけれども、そうじゃないところはやはりこういう市町村間連携というのをつくって、県としてそういう姿勢を示すというふうに理解していいのかな。それとはまた若干違うんですか。

○橋本総合政策部長 平成の合併が進んだ後ということになりますけれども、定住自立圏、あ

と連携中枢都市圏構想ということで、私の理解ではやはり今までの行政体のあり方として、今委員御指摘のように、一つの自治体が全て完結するというのではなくて、やっぱり規模それぞれあるだろう。そういう中で補完しながら、例えば日向市に文化施設あるけれども、そういうものは入郷地区も使うことによって法律的にできるのではないか、ないしは交通網の整備で、そういうものを後押しをしよう、そういう水平的な連携の仕組みだと思えますし、その中には本当はこれから議論になるべきは、県もそういうところを一体的にやる、垂直補完の考え方も議論になるだろうと思っております。

その中で、私の理解では特に、私が見たものと言いますと、例えばここで言いますと、この市町村間連携支援事業というそういう地域の一体感の中で、一体感を醸成するような地域活性化のためのソフト的な施策とか、そういうものをどちらかという支援をしていこうという色が強いのかなど。

それを今課長が申し上げたように、行政体のあり方というものと地域の一体感を見るソフトと、それを全体として盛り上げていこうということで、そういう意味では行政体のあり方と地域振興と、そういうものを組み合わせていこうというふうに私は理解しているというところでございます。

○十屋委員 ということは、官という行政体があって、それと地域の住んでらっしゃる方々と民との連携を密にしていくソフト事業等に対しては、この基金を使うというふうに理解すればいいですか。

○橋本総合政策部長 はい、そういう意味では、まさにこの市町村間連携推進計画にのせていただいたものであれば使えるということで、使い

勝手のいい基金事業となってるかと理解しております。

○十屋委員 いいです、わかりました。

○松村委員長 ほかにございませんか。

○田口委員 ちょっと基本的なことを教えてください。「C I Q体制整備促進事業」、「C I Q」というのは、これ何でしたかね、ちょっと教えてください。

○奥野総合交通課長 CがCUSTOMSで税関になります。「税関」と呼ぶ者あり)はい。IがIMMIGRATIONで入国審査、入国管理になります。QがQUARANTINEで検疫になります。「検疫ね」と呼ぶ者あり)略してC I Qという……。「はい、わかりました、済みません、基本的なことがわからなかったもんですから」と呼ぶ者あり)

○田口委員 去年の半分になってますけど、高千穂鉄道関連に、非常に大きな予算をつくっていただいてありがたいんですが、これ平成17年に水害に遭ってからですので、もうかなり時間たってるんですけど、いつぐらいまでをめぐりに考えているんですか。

○奥野総合交通課長 一応計画を10年計画で考えております。平成23年から32年度までの10年間で撤去していきますが、今のところ撤去費の総額が計画では12億円ぐらいになってます。「12億」と呼ぶ者あり)12億ですね、はい。これを毎年県とか延岡市、高千穂町、日之影町から費用を出して、毎年計画的にやっっていこうとしております。

○田口委員 すると、日之影と高千穂の間にかかっている今、何かトロッコみたいのを走らせたりしてますけど、あれは残しながら使うことを想定している今の話ですね。

○奥野総合交通課長 高千穂橋梁、高千穂鉄橋

につきましては、この撤去計画には入ってなくて、高千穂町が活用するという事になっております。

○田口委員 あれもそんなに利益を出していると思いませんけど、維持管理費が大変ですよ、高千穂がやるというならいいんですけど。

それから、もう1点、あともう3週間したら香港エアラインが飛びますが、今予約状況とかいうのはわかるんですか。

○奥野総合交通課長 一応174人乗りなんですけど、予約状況につきましては、航空会社なり旅行会社というのを含めて、今募集はかけておる状況でございます。ちょっと実数はつかんでおりません。

○田口委員 ぜひ滑り出しがうまくいってほしいものですから、ちょっと今質問したんですけど。前聞いたときには、こちらの人間よりも9割近くが香港の人が利用するというふうに聞いてましたんで、そういう形でスタートするのかなという思いがしてるんですが。

前もちょっと話をしましたけれども、あの人たちは非常に買い物が好きですから、空港とか何か、そういう途中での体制はもうだんだん整ってきているんですか。

○奥野総合交通課長 鹿児島線の状態を見ますと、9割は香港人ということになりまして、香港の方は非常に購買の単価が高いということで、かなり期待しておるところでございます。それで、そういう買い物をする場所とかは、今商工観光労働部とも連携して、その辺の取り組みを進めておるところでございます。

○田口委員 非常にリピーター率も高いと聞いてますので、ぜひ宮崎の楽しい旅をしていただいて、何度も来ていただくような対策をぜひとも、商工観光労働部とも連携しながらぜひとも

やっていただきたいと思います。

以上です。

○坂口委員 フードビジネスの雇用創出プロジェクト、これで事業内容の③若年求職者、若年をつけるのがなぜなのかというのと、若年とは大体年齢的にどれぐらいの方をいっているのか。

○黒木フードビジネス推進課長 この若年求職者の関係は、特に定義というものはございません。そして、決してこれに限ったものではないんですが、昨年の状況などを見ておりますと、結果的にはかなり高齢の方もいらっしゃいますので、定員に満たす限りにおいては受け入れて、そういった就職支援を行っているところであります。

○坂口委員 そこは柔軟な対応が必要かなと思って、やっぱり最初多様な働き方ということで若い時期にやっぱり、非正規なりが正規に変わりたいなというときに、なかなかチャンスがないんですね。

それから、UIJターンあたりとの関連とかを見たとき、極力年齢は弾力的に運用して、そしてまた受け入れ側も今度はその人たちの定年時点を考えると、ばらばら出ていったほうがどんと出ていかれるより、そこらの柔軟な対応というのはこれはお願いをしておきます。

あと、これちょっと教えてほしいんですけど、開発事業特別資金、これは今まだ電源株の配当ですかね、あれ何か途中で買ったような気もしたんですけど。電源株ですかね。

○井手総合政策課長 基本は電源株の配当金です。

○坂口委員 もともと電源株というのは、小丸川周辺に対しての限定版だと思うんですね。ここらはやはりもとに戻っていただかないと。こ

これはもうみんなのものになってしまった感があるんですが、何でもありになったような感が。これはある意味、地域の迷惑税ですよ。

それと口蹄疫復興債、これ今後また頑張っていたかんといかんのですが、これもやはり利回りが非常に悪いということと、児湯郡はまだまだ……。畜産課でも児湯に限定して……。実際は、かなり今県が言っている以上に厳しいですよ。ここのところをやはり一回見直さないと。金の使い方はちょっと違うんじゃないかという気がするんですね。6月の肉づけに向けての今、基本的な考え方というのをちょっと聞かせてください。

○井手総合政策課長 開発事業特別資金の特別会計、この基金につきましては昭和34年の県営発電施設の九電への不返還の代償として、額面で約5億6,000万の九電の株式を取得して、その利益等で運営しております。

基本的には議員おっしゃるとおりの利活用をしていたところですが、平成20年度のこの当該事業の開発事業審議会のほうで、当面新エネルギーの普及促進に——済みません、その前に、昭和41年に地元との話し合いで覚書を締結し、木城村と高鍋町の協力費という形で一部交付をし、これを最後に当該地域を優先した充当ということを取りやめて、広く全県的な観点から利活用していくと判断を変えております。

その後、平成20年度の審議会におきまして、利活用の目的のところは新エネルギーの普及、促進に関する事業というのを追加しております。その関係で昨年度も木質バイオマスの導入支援のほうに充当しております。

また、今後の使い方については、また審議会の委員の皆さん方の御意見を踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

○坂口委員 そのとおりなものですから、20年度はたしかそうだったんですね。これちょっとやはりおかしいなと疑問を持ったんですけど、もともとこういうふうには投資していった——これは特に企業立地のための基礎調査の限定版だったんですね。かなりな調査、地下水調査からいろいろやってきたんですよ。

しかしながら、これは企業をそこに持つてくるところにつながり事業というのが何も組み立てないんですね。だから、出てきた株の配当、それをとにかくその年のうちに消費していこうというような、そんな短絡的な考え方があったような気がするんです。

だから、基本に戻って、この次の見直しのときは、やはり当初そこでそういった限定版だった使途のあり方に戻して、そこで何かを得るところまで結びつけないと。毎年株の配当があるからそれを使っていこうじゃもったいないもんですから。それならむしろ、株を処分して、一般会計に入れていくとか、基金に入れていくのかとかやっていかないと。毎年出てきた金を当初予算で組んでは執行残で減額補正をやってみたりとかじゃ、成果につながらないんじゃないかと思う。

毎年、これから協議していった、じゃあ、次年度はこれに使いましょう、これに使いましょうって、原則的には継続性が持てないわけでしょう。審議会で決めてそのとき初めてわかると。こういったもののそういった調査とか、そういうものに使うとすれば、やはり持続性がなくて10年なり、5年なりの計画を持った使途のあり方じゃないといかんけど、この金の性格上それもできないということ。

これはやはり一回基本からぜひ検討し直してほしいと思いますね。もともとこの金がなぜ出

てきたのか、どういう意味でのその地域限定版だったのかということの基本に戻って、もう一回これは慎重に協議してほしいなと思いますけど、どうですか、課長。

○井手総合政策課長 現時点の事業につきましては、大体3年を基本に継続事業を採択をして、3年間を通じて補助をしていくような事業スキームになっております。今議員おっしゃいました、この基金の持っているもとの性質等につきましては、審議会の委員の皆さん方に十分お知らせをして、議論をしていただき、今後の使い方、用途についても十分な議論をさせていただきたいと思います。

○坂口委員 生い立ちから考えると、3年間の使い方をそこで制限するというのはおかしな話なんですよ、この金は。だから、そこはやはり基本に戻って、便宜のいい方法だけをそこで組み合わせて、組み直したからというんじゃないかと乱暴じゃないかなという気がする。これは要望にとめておきますね。

中山間・地域政策課の34ページ、この移住・定住促進関連なんですけど、これ、ふるさと回帰センターに1回行ったときに、あれだけの予算を使って、あれだけの人間を地方に送っておきながら、一人もフォローアップというか、どこに行って、何をしているっていうのをセンターは把握してないんですね。これはけしからん話だと思うんです。そこらを検証されてフォローアップを市町村にやらせますよということですが、どういったフォローアップがどういう職種なり、どういう世代なりが必要なのかということは、大体もう検証はされているんですかね。

○石崎中山間・地域政策課長 フォローアップのあり方でございますけれども、まず1つ問題

点としまして、我々の窓口で何らかの接触があった方についてはフォローしてるんですけども、やはり移ってきたその後どうなっているかという点が、具体的に把握し切れていないというところがございます。

住民登録等を使ってというのもなかなか難しい話でございますので、なかなか難しい面もあるんですが、1つは、その市町村のフォローアップの中で、日南市等に移住者の会というようなのがございますけれども、その移住者の方々のそういった組織などを通じてフォローアップをしていこうということの一つ考えております。

また、移住者の方々、一番苦労されるのが、やはりどうやって働く場を確保していくかとか、住宅を確保していくかということでございます。

働く場につきましては、U I Jターンと連携いたしまして雇用の場の開拓といったものを作って、移住者の方が希望する職種とのマッチング等を行っていくということで考えております。

住宅の面につきましても、空き家バンク等を整備している市町村がございます。そういったものも支援を行いまして、あと宅建業界との連携も進めまして、その辺のフォローもしていきたいと考えております。

○坂口委員 さまざまな職種なり世代なりが来るから、全てじゃないんですけど、特にやはり経営者、自営者として農業なり水産業がある。あと経済的なものがとにかく生活がしっかり確立できるまでのスパンというのは長いと思うんですね。だからそのところでしっかり定住してもらうためにはかなりなフォローアップと、具体的、専門的なフォローアップというのが必要になってくると思うんです。農業なんて本当10年先ですよ、やれるかやれないかがわかるのは。

水産業なんかもっと長いかもわからない。

しかしながら、山も海も農地も、若い人たちを受け入れていかないと、なかなかこれ、担い手が見つからないということで、これは、ぜひフォローアップをしっかりとやって、検証してって、ぜひ育ててほしいと思うんですね。

本当、回帰センターなんて無責任ですよ。国の重要な政策の意思決定過程に審議委員とかとして入ってくわけでしょう。そこは1人もフォローアップしてないんですから、送り出した人たち、数だけ誇って、どこで何しているかわからないというような。だから、これはそのまま受けちゃだめですよ。

県で責任を持って検証していきながら市町村としっかりタイアップして、絶対そこで生活を成り立たせてやるんだと、そこに責任を持って定住してもらおうんだという意気込みでやっていかないと、これは若い人を犠牲にする可能性もあるかなと思う。

○石崎中山間・地域政策課長 今回はふるさと回帰支援センターの中に県独自のスペースを確保して、県専属の人員を置いて、どういう方が相談に見えたかという情報も宮崎のほうで集約し、あと実際にどういう方が移ってこられて、相談でどういう職を求めておられるかといった点も把握しながら、総合的にフォローアップをしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 そのとおりなんです。宮崎県のブースが1メートル幅の1メートル50ぐらいの高さのところは何市町村かがパンフレットを置いているだけだったんです、それで送り出してるんです。これはやっぱりだめですよ、それ。責任を持って、そこに知識を持った、経験を持った人がちゃんと入って、でき得ることなら、金をかけるんなら、一番奥の角っこですか。そう

じゃなくて、正面当たりにどんとブースもいただいでやるんじゃないとだめです。(笑声)

○石崎中山間・地域政策課長 今の段階でございますけれども、御視察いただいた6階の中に20平米程度のスペースを確保いたしまして、また人員も既に相談対応に当たる者2名ということで考えておりますけれども、そういった体制で臨んでいきたいと考えております。

○坂口委員 ぜひ頑張ってください、期待しております。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○井手総合政策課長 済みません、1点訂正をさせていただきますと思います。

私、先ほどの豊かさのところの答弁で、TLPにつきまして、TLP60で「27位」と申し上げたみたいです、「23位」の誤りでございます。

「23位」に訂正をお願いします。

○松村委員長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようですので、それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

次に、第3班の審査をしたいところでございますけれども、時間が4時が迫ってまいりますので、これから先の審査に関しましては明日ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、この後の審査につきましては、明日10時再開ということで、本日は以上で終了いたします。

午後3時46分散会

平成27年 3 月 6 日 (金曜日)

情報政策課長 青出木 和也

午前10時0分再開

出席委員 (8人)

委員 長	松村 悟郎
副委員 長	河野 哲也
委員	福田 作弥
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	十屋 幸平
委員	田口 雄二
委員	有岡 浩一

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	橋本 憲次郎
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	永山 英也
総合政策部次長 (県民生活担当)	安田 宏士
部参事兼総合政策課長	井手 義哉
秘書広報課長	片寄 元道
広報戦略室長	日高 幹夫
統計調査課長	奥野 厚子
総合交通課長	奥野 信利
中山間・地域政策課長	石崎 敬三
フードビジネス 推進課長	黒木 義博
生活・協働・ 男女参画課長	村上 悦子
交通・地域安全対策監	壹岐 幸啓
文化文教・国際課長	菓子野 信男
人権同和対策課長	吉田 信夫

会計管理局

会計管理者	舟田 美揮子
会計管理局次長	酒井 正英
会計課長	井上 直三

人事委員会事務局

事務局 長	亀田 博昭
総務課 長	藪田 亨
職員課 長	山路 博

監査事務局

事務局 長	小八重 英
監査第一課 長	青山 新吾
監査第二課 長	川越 雅文

議会事務局

事務局 長	大坪 篤史
事務局次長兼総務課長	山内 武則
議事課 長	亀澤 保彦
政策調査課 長	高林 宏一

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯 康則
議事課主任主事	田代 篤生

○松村委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。先日に引き続き、総合政策部第3班です。次に、第3班として、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行いますので、順次議案の説明をよろしくお願いたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたし

ます。平成27年度歳出予算説明資料の41ページをお開きください。当課の平成27年度の当初予算額は、総額で4億2,112万6,000円でありまして、前年度当初予算に比べて6,905万円の増、率にしまして19.6%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。43ページをお開きください。上から5段目の(事項)交通安全基本対策費580万9,000円です。これは、交通事故の防止を図るため、県交通安全対策推進本部の運営や広報、啓発等に取り組むための経費です。

次に、(事項)交通事故被害者救済対策費292万円です。これは、4号館1階に交通事故相談所を設置し、無料相談を実施するための経費です。

次に、一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費525万6,000円です。これは、安全で安心なまちづくり県民会議の運営や防犯訓練等のアドバイザーの派遣などを行うための経費です。

次に44ページをお開きください。中ほどの(事項)ボランティア活動促進事業費1,498万8,000円です。説明欄2の改善事業「地域で生涯現役活躍支援事業」につきましては、国の補助事業を活用し、ボランティア活動の啓発事業を行う県社会福祉協議会やNPO法人設立等の相談事業を行う中間支援団体への支援を行うものです。また、4の協働による未来みやざき創造事業は、県と県民との協働実践に向けて公募型のモデル事業等に取り組むものです。

次に、(事項)消費者支援対策費4,727万5,000円です。説明欄2の消費者自立支援対策費につきましては、出前講座等の開催や消費生活啓発員の配置等を行うものです。また、3の消費者被害防止・解決支援費につきましては、

県消費生活センターに12名の相談員を配置するものです。

次に、一番下の(事項)消費生活センター設置費2,464万5,000円です。これは、次のページになりますが、消費生活センターの運営やセンターが入居します生活情報センターの管理に要する経費です。

次に、(事項)消費者行政活性化基金事業費6,334万3,000円です。これは、国からの交付金を財源とする消費者行政活性化基金の活用により、県及び市町村における消費生活相談窓口の機能強化などを行うための経費ですが、国の交付金が当初で措置されることとなりましたことから、昨年度までは6月補正で計上しておりましたものを当初予算で計上することとしたものであります。

次に、(事項)男女共同参画総合調整費541万2,000円です。これは、審議会の開催や各種会議に係る旅費などに要する経費です。今回は、第2次みやざき男女共同参画プランの改定に向けた基礎データとするための県民意識調査に要する経費を計上しております。

次に、(事項)男女共同参画推進費3,510万8,000円です。これは、講演会等による広報・啓発や地域リーダーの養成などに取り組むとともに、県の推進拠点としての役割を担っております男女共同参画センターの管理運営委託等を行うための経費です。

当初予算の説明につきましては、以上です。

次に、決算委員会の指摘・要望事項等につきましては、交通・地域安全対策監から説明をさせていただきます。

○壹岐交通・地域安全対策監 それでは、決算特別委員会の指摘・要望事項に係る対応状況についてお答えします。お手元の資料の、昨日も

使いましたが、決算委員会の指摘・要望に係る対応状況の資料の3ページをお開きください。

下段、総合政策部に係る要望事項として、④の項目でございます。交通安全対策について、警察本部及び関係機関、団体等の連携を密にして、後部座席シートベルト等の着用率を上げる啓発活動に積極的に取り組み、交通事故死傷者数のさらなる抑止を図ることにつきましては、知事を本部長とする宮崎県交通安全対策推進本部において、県、警察本部及び関係機関、団体が連携し、全席シートベルト着用の推進などの県民運動を展開し、交通安全意識の高揚や地域における活動の活発化を図っているところであります。

平成27年度においては、夏の交通安全運動期間中のキャラバン隊による市町村への知事メッセージの伝達やシートベルト、チャイルドシート体験車等を使った体験型の交通安全教室及びテレビ、ラジオCM放送やチラシ、ポスターの作成、配布など、効果的な広報、啓発に努めてまいります。さらには、地域における交通安全指導者を育成、支援するための各種研修会の開催や教育用のDVD等の視聴覚機材の貸し出しを行うなど、今後とも、警察本部及び関係機関団体と連携した、より効果的な啓発活動に努め、後部座席シートベルト等の着用率の向上及び交通事故死傷者数の一層の抑止を図ってまいります。

以上であります。

○菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課の当初予算案について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料47ページをお願いいたします。文化文教・国際課の平成27年度一般会計当初予算は67億2,108万2,000円でございます。これは、平成26年度当初予算額と比較いたしま

すと1億6,287万9,000円の減額、率にいたしまして約2.4%の減となっております。

それでは、主な事業内容について御説明させていただきます。49ページをお開きいただきたいと思います。まず、一番下の(事項)県立芸術劇場費4億5,692万2,000円であります。

次の50ページをお開きいただきたいと思います。これは、県立芸術劇場の管理運営に要する経費でございます。説明欄1の指定管理料4億2,051万1,000円は、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であります。が、(1)の国際音楽祭開催事業1億119万8,000円は、平成27年度の開催経費と翌年度の準備経費を合わせたものとなっております。(2)の県立芸術劇場管理運営委託費3億1,931万3,000円は、人件費及び設備費等の維持管理に必要な運営経費でございます。

説明欄3の新規事業「みやざき国際音楽祭第20回記念事業」3,000万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続きまして、文化活動促進費1,973万2,000円でございます。説明欄1の宮崎県芸術文化協会補助1,534万1,000円は、公益財団法人宮崎県芸術文化協会の運営及び同団体が実施します県民芸術祭の経費を補助するものでございます。

次に、(事項)海外渡航事務費3,341万7,000円でございます。これは、宮崎パスポートセンターのほか、県内6カ所の県税総務事務所に設置しております旅券窓口の運営に要する経費でございます。

次のページ、(事項)国際交流推進事業費6,448万8,000円でございます。主なものといたしまして、説明欄2の外国青年招致事業1,688万2,000円は、国が行います通称ジェットプログラムに参加いたしまして、当課に国際交流員3名を配置いた

しまして、通訳、翻訳業務を行わせるほか、各種の国際交流事業に従事させるものでございます。

次の6、多文化共生地域づくり推進事業2,741万1,000円は、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託いたしまして、多文化共生社会を推進するための啓発活動や外国人住民の支援等を行う事業でございます。

続きまして、海外技術協力費562万円は、海外技術研修員留学生受け入れ事業に要する経費でございます。これは、開発途上国から技術研修員1名を受け入れまして、県内の大学や試験研究機関等にて専門技術の研修を受ける機会を提供するものでございます。また、本県出身ブラジル移住者の子弟2名を留学生として迎え、県内の大学等で学ぶ機会を提供するものでございます。

ページの下でございますけれども、(事項)私立学振興費59億8,209万6,000円でございます。これは、私立学校の振興のための助成及び指導に要する経費でございますが、主なものといたしまして、説明欄1の私立学校振興費補助金39億141万2,000円は、学校法人の経常的経費に対する補助を行うものでございます。

8の私立専修学校教育充実支援事業3,254万8,000円は、私立専修学校の経常経費を補助するとともに、専修学校での国家資格取得に要する教育用品、備品等の購入に対して補助を行うものでございます。

9の私立高等学校等就学支援金19億9,837万1,000円でございますけれども、これは、授業料の助成を行う就学支援金事業と2年生まで拡充されました非課税世帯への奨学給付金事業、この2つの事業を含む事業でございますけれども、ともに私立高等学校生徒、保護者の教育費

負担の軽減を図るものでございます。

以上で歳出予算説明資料の説明を終わります。

お手元の常任委員会資料11ページをお開きいただきしたいと思います。新規事業「宮崎国際音楽祭第20回記念事業」について御説明いたします。宮崎国際音楽祭は平成8年にスタートしておりますけれども、平成27年度に第20回を迎えることとなります。これまで継続してまいりました成果を県内外にアピールするため記念事業を実施したいと考えております。

事業概要でございますが、予算額3,000万円、芸術劇場ベースでは1億9,337万8,000円ほどの事業費となります。財源といたしましては、全額宮崎芸術文化振興基金からの支出となります。公演数等でございますけれども、3公演増加させまして16公演としております。記念公演といたしましては、ガラコンサートと特別演奏会を開催をいたします。また、今まで県央で2回実施してございました子どものための音楽会を県北、県南でも行いまして合計4公演行うこととしております。事業効果でございますけれども、県民の皆様はもとより、県外へも宮崎国際音楽祭の浸透が図られるものと考えております。

文化文教・国際課の説明は、以上でございます。

○吉田人権同和对策課長 人権同和对策課の当初予算について御説明いたします。平成27年度歳出予算説明資料の53ページをお開きください。人権同和对策課の平成27年度の一般会計当初予算額は、総額で1億3,464万円でありまして、前年度当初に比べて360万5,000円の減、率にして約2.6%の減となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。55ページをお開きください。中ほどの(事項)人権同和对策調整費766万4,000円でありま

す。これは、人権同和対策に係る関係行政機関等との総合調整等に要する経費でございます。

次に、(事項)人権同和问题啓発活動費2,592万9,000円であります。これは、同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する県民の理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄の1の改善事業「一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費1,960万7,000円でございます。これは、人権教育啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。説明欄の1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、各企業や団体における人権啓発のリーダーを養成する研修やDVD等の視聴覚教材の整備、情報誌「人権の風」の発行、人権問題に関する相談、人権ホームページによる情報提供等の事業を実施するものであります。

そのほか、次の56ページですが、2の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村での講演会等の啓発活動や小中学校での人権の花運動を実施するものであります。

続きまして、常任委員会資料の13ページをお開きください。改善事業「一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業」について御説明いたします。1の事業の目的・背景にありますとおり、この事業は、いじめや虐待などの人権のかかわるさまざまな問題が生じている状況に対応し、昨年12月に改定しました人権教育啓発推進方針の目標であります、一人ひと

りが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会の実現に向けて各種の啓発事業を展開しようとするものであります。2の事業の概要でございますが、予算額は2,592万9,000円であります。事業内容としましては、①の人権啓発強調月間や人権週間における集中的な啓発、②の人権尊重の大切さについて訴えるイベントの開催、③の小中高校生からの人権に関する作品の募集、④のテレビ、ラジオにおけるCMの放送など、さまざまな手法による啓発活動に取り組むこととしております。特に、今回の改善事業では、⑤の後段部分にありますように、人権啓発の担い手として重要な役割が期待される企業やNPO、さらには高校生、大学生といった若い世代の方々が今後人権啓発に主体的・自発的に取り組んでいただくことにつながるよう連携、協働した取り組みを推進したいと考えております。

3の事業効果でございますが、各企業、団体等における主体的・自発的な活動を促進し、より効果的な人権啓発に取り組んでいただくことで、人権擁護に向けた取り組みの広がりや県民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることができるものと考えております。

人権同和対策課の説明は、以上でございます。

○青出木情報政策課長 情報政策課の当初予算について御説明いたします。歳出予算説明資料の57ページをお開きいただけますでしょうか。情報政策課の平成27年度一般会計当初予算額は、10億4,042万7,000円をお願いしております。これは、平成26年度当初予算と比較いたしますと、1億3,551万4,000円、率にして約15%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。59ページをお開きください。上から2番目

の(事項)行政情報化推進費1,109万3,000円でございますが、これは、インターネットで提供されます行財政情報サービス利用等のための経費でございます。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費の8,395万4,000円でございます。これは、各所属で使用しておりますパソコンにつきまして、一括導入を行っておるところでございますが、そのうち、情報政策課において負担している分の経費でございます。

一番下の(事項)行政情報システム整備運営費2億7,392万4,000円ですが、これは、県庁LAN、そして、全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワークなどの維持管理等のための経費でございます。

60ページが一番上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費5億3,128万3,000円でございます。まず、1、宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億5,208万7,000円でございますが、県と市町村が連携して電子行政を進めるための協議会の負担金でございますが、職員の研修あるいは宮崎情報ハイウェイ21の共同運営のための費用となっております。

次に、3のサーバー管理委託事業8,826万4,000円は、情報システムの安全性等を高めるため、県のサーバーを民間のデータセンターにおいてその管理を委託するための経費でございます。

4、行政情報システム全体最適化推進事業の1億5,836万9,000円は、さまざまな情報システムにつきまして、サーバーやシステムの統合等を進め、県庁全体における経費の削減、あるいは事務の効率化等を図っていくものでございます。

7の社会保障税番号制度システム整備事業7,729万6,000円でございますが、これは、い

わゆるマイナンバー制度の導入に対応するためのシステム構築に係る経費でございます。なお、マイナンバー制度につきましては、本年10月から国民一人ひとりに個人番号が通知されまして、来年1月からは段階的に番号の利用が開始される予定となっているところでございます。

次に、一番下の(事項)地域情報化対策費の2,738万8,000円でございます。説明欄の1、情報通信基盤整備対策費の2,738万8,000円は、宮崎情報ハイウェイ21に係る光ファイバーの保守やインターネットへの接続等に要する経費でございます。

情報政策課の説明は、以上でございます。

○松村委員長 各課長の説明が終了いたしました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

○有岡委員 文化文教・国際課の関係でお尋ねいたします。11ページになりますが、以前代表質問の中で、ウィーンフィルムフェスティバルというお話させていただいたことがありますが、この20回記念事業、これを例えばDVD等に保存して活用するような、そういった計画お持ちなのでしょうか、お尋ねいたします。

○菓子野文化文教・国際課長 DVDに保存するという計画までは今のところありません。

○有岡委員 以前、研修で金沢市の美術館を視察したときに、市の社会科の先生とかをお呼びして美術館を紹介して、そして、その勉強した先生方が子供たちを引率してまた指導すると、そういう循環型をやっているんです。例えば、こういう20周年記念で県内の音楽の先生に来ていただいて、その先生たちにDVD等を活用して子供たちに授業で使っていただくとか、こう宮崎県でやってますと、こういうもんだということを、DVDは生ではありませんけれども、

紹介するだとか、そういう子供たちに循環的にいろんな、せっかくのこういう事業ですので活用されると。この場に来れない方のためには生きてくるのではないか、また、子供たちのためにも、宮崎県がこういうことをやっているんだという一つの継続できる力になるんじゃないかと思うんですが、そういうプランを考えられることはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○菓子野文化文教・国際課長 議員のおっしゃるようなことがとても大事だと考えておりました、今回教育プログラム、中ほどに事業内容の公演数のところに書いてございますけれども、19回で2公演でしたのを4公演実施することにいたします。今まで、宮崎だけでやっていたんですけれども、延岡と都城市でやる予定です。これによりまして、今まで3,600人の子供たちに来ていただいてたんですけれども、これで5,000人ぐらいの子供たちに聞いてもらえるということで、子供たちに生の音楽のよさといったものを直接聞いてもらいたいという発想でやっております。議員がおっしゃるようなDVDを活用した、また、そういう活動も非常に大事だと思いますので、また今後とも検討させていただきたいと思います。

○有岡委員 著作権や肖像権などいろんな問題がありますので、一つの検討テーマとしてまたお願いしたいと思っております。

次に、人権同和対策課のほうにお尋ねしたいと思いますが、56ページにあります地域人権啓発活動活性化事業ということで、国の事業で370万ですか、これを見ておりましたが、26年度実績では120万ほど残が出ているというような状況ですが、この活性化事業、どの程度市町村が活用されているのか、その数字などわかれば教え

ていただければと思います。

○吉田人権同和対策課長 地域人権啓発活動活性化事業につきまして、市町村へ交付するという形で、市町村で取り組んでいただいている事業でございますが、今回の27年度としましては、まず、講演会等の啓発活動の事業としまして、3市に実施を予定しております。宮崎、えびの、延岡市のほうでの実施を予定しておるところでございます。

それから、小中学校での人権の花運動につきましては、高鍋、日南、えびの、日向、延岡、小林の6市町の小中学校での活動を予定しているところでございます。

○有岡委員 人権というものをもっと幅広く捉えて、例えば、拉致問題とか、こういったことを一つのテーマとして投げかけられていかれると、大きな市町村だけじゃなくて、小さい町でもできるテーマじゃないかと思っておりますので、また、せっかくの予算ですので、活用いただければありがたいと思って、要望しておきます。

○菓子野文化文教・国際課長 先ほど有岡議員の質問で、DVDをつくって各学校に聞かせたらどうかというお話がございましたけれども、DVD自体は、子どものための音楽会はDVD自体はつくっております。そして、県劇におきまして申請があれば貸し出しができるという状態にはしているということでございます。

○有岡委員 ぜひそのプラスの部分で、先生方が生を見て感じたものを子供たちに伝えるという、そのもう一工夫あると、このDVDが先生の言葉として伝わっていくんじゃないかと、その提案でございます。よろしく申し上げます。

○田口委員 同じく文化文教・国際課にお伺いします。私立学校の振興のための助成及び指導に要する経費の中をちょっとお聞きしますが、

一般的な補助で、高等学校、中学校、小学校と横の金額が書いてございますが、これは高校の場合ですと、普通科とか実業系なところであれば、当然私学でもあるわけですが、これ単純に1人当たり幾らということで分けているのか、高校と小学校とか中学校でまた金額が違うのか、それと生徒数もわかれば教えてください。

○菓子野文化文教・国際課長 まず単価でございますけれども、単価は高等学校、中学校、小学校で違ってまいります。高等学校では、1人当たり補助単価32万489円、これは27年度の単価です。中学校で31万2,986円です。小学校で31万1,345円になります。生徒数でございますけれども、高等学校が1万301人、中学校が1,840人、小学校が95人ということで、今積算をしております。

○田口委員 そうすると、高校は、商業科、普通科とか、そういうのは関係なく、一律生徒は幾らということで、理解していいんですね。

○菓子野文化文教・国際課長 今のは総額の積算でございますが、配分するときは、配分の率というのを、それぞれ、例えば学校割ですとか、生徒割とか、教職員割とか、そういった配分の基準といったものをつくりまして、それによって各学校へは配分しているという状況です。単純に生徒数で配ってはいないということです。

○田口委員 そしたら、ちょっと先ほど説明がありましたけれども、その9番の就学支援金、私立高等学校、その中身をもう一遍詳しく教えてくださいいただけますか。

○菓子野文化文教・国際課長 私立高等学校等就学支援金でございます。まず、就学支援金、これは、奨学のための給付金、2つの事業からなっているというふうに御説明いたしました。まず、就学支援金でございますけれども、これ

は17億4,288万1,000円の予算でございます。これは、平成22年度から制度が始まりまして、ことし26年度から新しい制度になりました。新しい制度は所得制限が入る、そして、低所得者層に上乘せして加算を行うというものでございます。旧制度では9,900円が一般的な数字ですけれども、その1.5倍、2倍という制度でございますけれども、新制度では、1.5倍、2.0倍、2.5倍まで支援金を行うというものでございます。

詳しい内容について説明をさせていただきます。年収250万円未満の方々、これは、標準世帯で年収250万円未満でございますけれども、これが2.5倍の就学支援金を受け取れるということでございます。新制度で1,700人、旧制度で、これは3年生だけですけれども750人。年収250万円から350万円のクラス、これは、新制度で900人、旧制度で3年生だけですけれども400人、年収350万から590万、これが1.5倍でございますけれども、新制度で1,800人、旧制度で2,150人、新しく設定されました590から910、1.5倍加算でございますけれども、これが1,600人というようなことで積算を今しているところでございます。

○田口委員 これは、今聞いたら、えらい高額の人まで出るんですね。これは、所得が低い家庭に出る制度じゃないんですね。今聞いたら、590万から何かすごい金額までが対象になっていたようですけれども。

○菓子野文化文教・国際課長 平成22年度に発足しました就学支援金は、全生徒について支援を行うということでございます。同時に実施されましたのが、公立高等学校の無償化、授業料無償化制度でございます。私立学校にも同じような制度が適用されるということで9,900円、一般的には9,900円全生徒に支給するというところでございます。ただ、26年度からは、所得制限が

入りまして、年収910万円以上の方々、これ標準世帯ですけれども——には所得制限が入って支給されないというようなことになっております。

○田口委員 わかりました。これは高校授業料無償化に関連するやつですね。

10番の東日本大震災被災生徒授業料等減免、これは、私立というのが前についてませんが、これは、県立高校の生徒も対象になっているんですか、それとも、私学だけなのか。それとあわせてどれくらい生徒が小中高でいるのか教えてください。

○菓子野文化文教・国際課長 高等学校の場合は、もう既に公立高校授業料ございませんので、私立学校だけということになります。これは、高等学校だけではございませんで、私立小学校、中学校、高等学校で設置者が授業料減免を行ったときに、その減免額の10分の10を*国庫補助があるというものでございます。また、専修学校につきましては、その3分の2ということになっております。

対象の生徒については5名ということで積算をしております。

○田口委員 5名で160万近く出るということですか。「ちょっとお待ちください。ちょっと調べます。申しわけありません」と呼ぶ者あり)

○菓子野文化文教・国際課長 済みません。積算上では6名ということになっておりまして、授業料、小学校の場合24万とかという私立学校の場合はございますので、中学校が25万8,000円というようなことでございます。あと高等学校には、就学支援金が差引かれた後の額を支給するというので159万4,000円という形になります。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○十屋委員 情報政策課にちょっとお尋ねした

いんですけれども、電子県庁プロジェクトの中のサーバー管理委託事業というのは、民間のデータセンターに委託しているということですよ。それは、バックアップ機能としてというのが1つなのか、それと、もう一つお聞きしたいのは、マイナンバー制度のシステムをするために1億6,000万ふえているということで理解しているんですか。

○青出木情報政策課長 まず、最初のサーバー管理委託事業でございますけれども、これは、県庁で使っておりますさまざまなシステムが、従来は県庁の中にあるコンピューターで処理をしておりましたけれども、それが、今、安全性の観点からデータセンターにその本体に移っているということで、一部県庁の中で動いているのもございますけれども、そのほとんどシステム、データセンターのほうに行っておりますので、その管理委託に要する経費と考えていただければよろしいかと思えます。

それから、もう一つ、今回トータルで1億3,550万円ほど増額になっておりますけれども、大きな要因が2つございまして、一つは、システムの全体最適化ということで、サーバーの統合化を進めておるところなんですけれども、その関係で私どもの課でそのサーバーの委託費等を予算計上した関係でふえたのが一つ、もう一つが、委員のほうからお話がございましたマイナンバー関係のシステムの準備に要する経費と、この2つが大きく今回増額となった理由でございます。

○十屋委員 4番のところですか。1億5,800万、先ほど県庁全体何か言われたのは。その下のハイウェイ21の関係が減ったのは、何かハード整備を前年度やったんですか、ちょっと記憶が定

かじゃないんで、だから、この分が落ちたのかなと思っっているんですけども、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○青出木情報政策課長 今、落ちたと委員のほうがおっしゃった部分はどこの部分ですか。

○十屋委員 地域情報化対策費の中の通信基盤整備対策費で、ハイウェイ21のお話を説明されたんですが、これ26年度は何かハード的なことをやられて、今年度は、それが事業としてなくなったので、こちらの額になったのかなと。

○青出木情報政策課長 恐れ入ります。この地域情報化対策費の分で大きく減額になっておりますけれども、これは、今回、情報通信基盤整備対策費ということで、ハイウェイ21の予算をお願いしておりますけれども、26年度はこの地域情報化対策費という事項の中に、いわゆる携帯電話等の不感地域の解消の事業がございまして、それが、今回お願いしております予算の中に入っておりませんで、それを、いわゆる肉づけのところでも要求させていただくことになるものですから、その差額がここで出ているという形になっております。

○十屋委員 了解しました。

それと、いつも心配するのはセキュリティの関係なんで、先ほど出たサーバーを庁外に持っていったということで、いろんな新聞報道とかで、外からサイバー攻撃受けてどうのこうのってあるんですけども、宮崎県庁がお願いしているところは大丈夫なんですか。

○青出木情報政策課長 私どもは、やはり自然災害とあわせまして、今のサイバー攻撃等一番心配でございまして、そのようなことがないように、また、サイバー攻撃があった場合に、十分対応できるようなセキュリティをお願いして委託しているところでございます。

○十屋委員 しつこいようですけども、バックアップ機能としてはどうするんですか。いろんなデータがあって、サーバーがいっぱいあって、県庁に一部は情報があって、それで、それが全然ゼロになるということはありませんか。二重、三重にバックアップされていると思うんですが、そういう予算はこの中のどこに。

○青出木情報政策課長 今現在もデータセンターにありますデータを定期的にバックアップしまして別のところで保存はしているんですけども、今度、全体最適化の事業を進める中で、県外のデータセンターのほうに、重要なシステムについてはバックアップ機能を設けまして、いざというときには、そちらのほうで対応できるような仕組みを準備しているところでございます。

○十屋委員 じゃあ最適化の中でそれを今度やられるということですね。わかりました。

生活・協働・男女参画課の43ページで、事故の被害者が無料で相談を受けられるというのは、額的に292万なんですけど、これは、どこでどういうふうに相談をしたらよろしいんですか。

○壹岐交通・地域安全対策監 これにつきましては、相談所を南館の1階に、一応非常勤の相談員が1名常駐しております。240日という形で常時相談に当たっております。相談につきましては、平成25年度中が172件ということでございまして、各保険会社等の窓口、法テラス等を含めまして若干減っていた現状でございまして、本年に入りましては、2月末現在191件と、200件を超すのは4年ぶりなんですけども、いろんな方法として、そういう活発化、利用のしやすいセンターという形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○十屋委員 正直、どの程度までの相談ができるんですか、中身がちょっとわからないんですけども。事故に遭われて、身体的、精神的なものもあるし、交渉相手と示談が成立しないとかさまざまなケースがあると思うんですけども、どういうレベルまで、どういう内容まで相談ができるのか。何でもいいのか。

○壹岐交通・地域安全対策監 基本的には相談関係は交通事故の損害賠償、民事的なものが多いのでございますので、基本はそういうことになります。まず、損害賠償の相談というのが大体分析しますと25年度で約6割ということがあります。それと、中には、自分の法令の処罰とか、行政処分とか、そういうふうなものもあります。また、民事的な車の修理なり、過失割合とかいうような形でも、相談が多種に及ぶということもございます。そのためにでございますけれども、予算の中では、弁護士会に委託しまして、*週1回木曜日ですけれども、1時間半程度、3名の予約制という形で相談を専門的に受けていただくという体制をしっかりとっておるところでございます。

以上です。

○十屋委員 わかりました。

○菓子野文化文教・国際課長 発言の訂正をさせていただきますと思います。先ほど、私、東日本大震災被災生徒授業料減免事業につきまして国庫補助があるというふうに申し上げましたけれども、正確には、高等学校生徒就学支援基金が充てられております。これは、財務福利課が持っている基金でございますけれども、この基金につきましては、国庫からの交付金があるということでございます。訂正をさせていただきます。

それと、先ほど159万4,000円が、6名にしては大きい額じゃないかという話がありました。私立専修学校の生徒にも1名分支給するような予算措置としておりまして、これが100万で計算しております。その3分の2、66万7,000円を予算化しておりまして、その分が大きいのではないかと考えております。

○壹岐交通・地域安全対策監 1点訂正でございます。先ほど十屋委員から御質問がありました、弁護士の担当の方は週1回ではなくて月1回ということで、第3木曜日ということで、訂正いたします。

○坂口委員 説明資料44ページのボランティア活動促進費、これの改善事業の地域で生涯現役活躍支援活動、これは、具体的には誰がどういふことをやっていくことを支援していくんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 これは、まず、大きく2つ事業がございまして、一つは、社会貢献活動促進事業としまして、県の社会福祉協議会のほうに補助として出しまして、福祉教育を各地域で、各市町村の社協がモデル的に小中学校対象に高齢者福祉施設の訪問やボランティア活動などを体験する福祉教育、そういったものをやる所をモデル的に大体2社協ほど毎年選定しまして、そこでやっていただく。それと、もう一つ、住民の方や民生委員、児童委員、ボランティア、学校や社協の職員の方を対象に地域におけるいろいろな課題を出しまして、福祉教育、福祉の研修会、そういったものをしていただくというのに対して、それと、もう一つ、来年度から企業に対するボランティア意識の啓発というのが今まで余りされておりましたので、企業や企業で働く従業員の方

※このページ右段に発言訂正あり

たちの社会貢献活動を促進させていこうということで、経営者の方とか人事総務担当の方を対象としたセミナーや、あるいは定年退職前の従業員の方を対象としたボランティアに対する意識の醸成を図るための研修なんかをしていたりというのが一つ、もう一つは、NPOの活動支援センターとしまして、NPOを立ち上げたいとか、立ち上げたけれども、運営面をどうすればいいかという、そういう基本的な相談を受けていただくNPO活動支援センター、そこに*委託事業としてお願いするという大きな2つの事業を予定しております。

○坂口委員 それと、これ福祉サイドになるのかもわかりませんが、今回、社会保障関係も見直しの中で、高齢者が高齢者のお世話を生涯やっぱり現役でやっていくんだという、そういったお世話の年代の現役という考え方が、今後国がそういった方向を示しましたので、それに沿って、具体的なこころでの教育とか、指導、管理といいたいでしょうか、そういったものがどっかで要るんじゃないかと思うんですけれども、それはこの中には含まれてないんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 高齢者の方が高齢者の方を見るというのに限定したような事業はここの中では考えておりませんが、地域で地域の課題を解決していただくということが主眼ですので、例えば、認知症の方たちがどういふところを歩く、そういう方たちを見たときには、小中学生が声かけをするとか、そういったものを実際に現場を歩きながら子供たちに体験させるとか、そういった実地に近いような体験をしていただくような事業ということでお願いはしております。

○坂口委員 それに限定するじゃなくって、そ

ういったものを社会ぐるみでやっていかなければ今回の考え方というのはうまくいかないと思うんです。特に、要介護3以下というものが、今後入所がもうできなくなったようなことで、そこをどうカバーするかということで、やはり元気なお年寄りがそうでない人を見ていこうという方向を今度出したわけです。だから、そこに何らかの技術的なものとか、ソフト教育というんでしょうか、そういうものが必要になってくると。中身が限りなく福祉行政に近いから、そのことをしっかり連携をとりながら一本化をしていく、そこから全てが見えるという行政でないといけないかなと思うんです。だから、その部分だけに特化するんじゃないで、その部分を含めるという、何らかの連携をより強固にとっていただくということを、これはお願いしておきます。そこで、NPOの認定作業というのがまた新たに始まるんですけれども、NPOの認定が始まったころって、表現はちょっと適当でないかな、NPOの認定を始め出したころに、その質が問題なNPOが出てくるんじゃないかということが随分心配されましたよね。そういったものというのは全体的にはどういう流れの中にあるんですか。ちょっとまずいよなというようなものとか、行政指導なり、ある程度、注意なりが必要なNPOと、期待に応えてくれているNPOというのは大体どういうふうな流れなんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 認定の業務が以前は国で一括してされておまして、確かに地方の情報が余り上がっていないというような声がありました。今現在は、都道府県に認定の業務がおりてきておまして、今年度、宮崎県も初めて2NPO団体認定をいたしましたけれど

も、非常に認定の条件というのが厳しくなっております。書類上はもちろんなんですけれども、実際の活動というのを非常に重視して、あるいは寄附をしていただいている方が何名以上とか、予算的にもある一定以上の予算規模を持っていらっしゃるNPO以上ということで非常に厳しくなっております。それと、地域からの情報も入りやすくなっておりますので、そこ辺は大分改善されてきているのではないかと思います。

認定じゃなくて、もう一つ認証というのがございまして、認証のほうはもう以前から都道府県がやっておりましたが、今までは、*9市は全部市のほうで認証しております。ですから、市でどういう活動をしているのかという情報が非常に密に入ってきますので、そこは実態に合わせた認証ができていないのではないかと思います。

○坂口委員 ですから、今まで、認定、認証した中で、問題ありというようなNPOもあったんじゃないかと思うんです。そういったものがどういう状況にあるのかということと、そして、その中で宮崎県に限ってもいいですけども、お宅はやっぱり資格喪失だよということで解散なり、あるいは行政指導なりがなされているとか、監視下にあるというような団体というのはないんですかということなんです。

○村上生活・協働・男女参画課長 毎年事業報告というのを出していただいております。それをチェックしております。3年間事業報告が出てこないところは、認証取り消しの対象になりますので、連絡が取れないところも、必ず文書で配達証明つきで出して、聴聞会を開いて認証取り消しという手続をとっておりますので。

今年度は1件、今から予定しております。

○坂口委員 ですから、自動消滅していった、

活動が伴わなかったというので、質的に問題があったとか、行いがまずかったということはないということではないんですかね。

○村上生活・協働・男女参画課長 昨年度、老人保健施設で一部架空の従業員を雇っているとかいう情報が入りまして、担当事業部署のほうと——福祉になるんですけども——連携して調査をしまして、法的に、事業の面からと、こちらは、NPOとしての運営の面からとの検査をしまして、総会、理事会、そういったものがきちんとされているか、規則、そういった給与規定、そういったものが全部そろっているか等を調査しまして、改善の指導を行ったところで、認証取り消しまではいきませんでした。

○坂口委員 今後、宮崎県が全国一の住みよい県をつくっていかうとするときには、協働、参画なんていうのは、他県以上に推進していかなくちゃいけないという中で、しっかり監督していかないと、NPOで認めていたら補助金流していくわけですね。悪かったからここは取り消しただけでは、もとに戻らないということがあるから、より一層ここらを注視していく、あるいは責任を持ってNPOを指導していくというのが、他の県以上に求められるんじゃないかなと。今後新しい豊かさを求めるとなれば、当然ここらはその役割が期待される分野になりますよね、NPOとかボランティアとか。これは、そこらをしっかり指導してほしいというのと、認めるからには、それだけのもの、後々取り消したり、消えていくようなものは、その時点でふるいにかかってしまうというぐらいのチェック眼をもって認定、認証をしてほしいということをお願いしておきます。そこで、人権同和対策課ですけども、まず、人権の差

別とかの、歴史の中での流れ、どういうぐあいに人権問題が時代的に変わってきているのかというのと、その件数というんですか、増減というのは大まかにはどんな流れになっているんですか。

○吉田人権同和対策課長 人権同和問題につきましては、当初、国の同和対策審議会答申を受けまして、昭和40年に同和問題という形で取り組むようになりまして、その後、地域改善対策協議会意見具申等を経まして、そういった中で同和対策事業の見直し等もございまして、現在の人権教育啓発推進法という法律ができました。その法律の中で人権啓発に取り組んでいくという形、いわゆる同和問題を柱としながら、人権問題全般について、差別意識の解消を図っていくという取り組みが行われているところでございます。

○坂口委員 具体的に、以前はこういったような差別問題とか、こういったような問題が、例えばいじめとか、そういった問題だったのが、今はそれが暴力問題に変わってきたとか、そういったような人権に係る問題で課として把握されているような、これは事案というんでしょうか、その件数、それがどんな流れなのかなど。

○吉田人権同和対策課長 まず、一つは、宮崎地方法務局で人権侵犯事犯等の相談を受け付けておりまして、その内容を見ますと、学校におけるいじめとか暴行、虐待関係の件数がやはり比率的には多くなっておりまして、あと住居、生活の安全関係の相談とかいったようなものもかなり比率的には多くなっております。

あとそれ以外に私どものほうでも人権相談を受け付けておりまして、そういった中で身近な近隣関係に関するトラブルとか、そういったような相談は県民の方々からいただいているとこ

ろでございます。

○坂口委員 物すごい幅が広がって大変だと思うんですけども、パワハラ、セクハラも含めて。こんな漠然としたことをなぜ聞くのかというとTLPですね。さっきと一緒に住みよい宮崎をつくっていくためには、これは、もう自分の人権を侵害されるとか、人権を無視されるとか、あるいは勘違いされるとかいうものを徹底して排除していかないと。TLPが一番これが大きい部分だと思うんですね。これがまずベースだと思うんです、人として認められるということが。だから、こういった流れにあるのかというのと、それから、失礼な言い方だけれども、国の指導なんかを公表するだけではなくて、徹底してあらゆる差別をなくしていくんだ、人としての権利を徹底して守っていくんだというのが基本ないと、新たな豊かさというのは、これはもうその看板を下げるべきだと思うんです。だから、ぜひここはしっかりやってほしいと思います。微減ですけども予算が減らさせるような中で、新たな看板を今度の選挙を通して立ち上げたというのはちょっといかなものかな。まだまだ人権問題には届いてない。たくさんあります、セクハラ、パワハラ、耳にいったい入ってきます。そのほかにも、人の権利を侵す問題っていっぱいあるわけですから、僕らも知らん知らんうちに足で踏みつけてることっていっぱいあると思うんです。だから、そういうものを、まずは県民みんながどういうことなんだと、どういう方向を目指そうというところからスタートしないとこの問題というのはだめじゃないかなって気がするんです。問題が起きたとき、後からそこに入り込んでいったって、その人の傷というのはなかなか癒されません。だから、そういう傷を負わせないということを、

そのところをもっと前に踏み込んだ人権同和対策をぜひやってほしいと思うんです。決意を聞かせてください。

○吉田人権同和対策課長 人権啓発教育につきましては、人権というのが、やはり人が人として幸せに生きていく権利だということで、国の責務ということで、啓発活動を重点的に実施をしているところをごさいます、日本国憲法、法令等を含め、それだけでなく、人権関係につきましても、国際条例関係等も多数ございしますので、そういったものに即して推進をしていく必要があるかと思えます。委員おっしゃいましたように、最近ですと、いろんな虐待の問題というのが、女性だけじゃなくて、子供だけじゃなくて、高齢者、障がい者といろいろな施設の中での虐待とかいうのも問題になっておまして、新聞に載らない日はないというふうには考えております。また、それ以外にも、ヘイトスピーチとか、そういう新たなものも出てきておりますし、また、一方では、いろんなインターネットを使ったいじめですとか、差別的な発言と、差別的な書き込みというものもなかなかなくせていないという状況がございします。それぞれに対応してまいりますけれども、やはり委員がおっしゃいましたように、県民の皆さん一人ひとりが生き生きと自分の能力が発揮しながら生活できるという県を目指していくためにも、人権啓発に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○坂口委員 なかなか難しいと思うんですけれども、やはりその人が一番大事にしたいものというのは、一人一人違うんだということで、相手が大事にしたいものは大事にしてあげるといふ、そういった意識を持っていかないと——その部分でつかみにくいことを聞きましたけれど

も、社会基盤なり社会なりが変わっていけば、そういった人権問題の種類というか、その質というか、そういうものも変わってくるでしょうし、一つ消えれば次のものがまた、次に重なったものが一番重いものになってくるでしょうし、物すごい難しいことではしょうけれども、ぜひ住みよい宮崎つくっていただきたいですので、お願いしておきます。

○村上生活・協働・男女参画課長 訂正をさせていただきます。先ほどのNPO法人の認証事務の権限移譲について、9市と申し上げたんですが、9市町で7市2町に移譲しております。あとNPO活動支援センターのほうは委託と申し上げたんですが、補助金として出しております。失礼しました。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑もないようです。以上で第3班の審査を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○石崎中山間・地域政策課長 委員会資料の20ページをお願いいたします。宮崎県中山間地域振興計画の改定素案についてでございます。今年度が現行計画が計画期間の最終年度を迎えているということもあり、改定作業を行ってまいりました。11月の委員会では、骨子案について御説明させていただいたところでございますが、今回、素案をまとめましたので、御説明させていただきます。

改定の趣旨につきましては、ただいま申し上げましたとおり、計画が最終年度を迎えているわけでございますが、これまでさまざまな施策に総合的に取り組み一定の成果も見られておりますが、人口減少に歯どめがかからないなど、

中山間地域を取り巻く環境は、依然厳しい状況にありまして、さらなる取り組みの推進が求められることから、計画の改定を行うものであります。

資料の22ページをごらんいただきたいのですが、こちらのほうに現行計画と改定計画の素案の対象表を載せております。主な変更点といたしましては、第2章でこれまでの取り組みや中山間地域の現状を踏まえた上で課題等を整理しております。また、第3章第3節におきましては、重点施策を現行計画では、産業の振興を初めとする3本立てにしているものを、改定素案では、仕事がある中山間地域づくりを初めとする4本に再編しているところでございます。

再び20ページをごらんください。20ページのほうに改定素案の構成、章立てと概要を載せております。この中でそれぞれ4本の柱に沿ってさまざまな施策を盛り込んでいるところでございます。

それでは、素案につきましては、別冊でお配りしております改定素案というものがございます。こちらで御説明したいと思っております。まず、1ページをごらんください。第1章、計画改定に当たってということをごさいますして、こちら趣旨等はただいま御説明したとおりでございます。計画期間は、平成27年度から30年度までの4年間といたしまして、計画の対象地域は3ページに地図を載せておりますけれども、現行計画の対象地域と同じでございます。

次に、4ページをお開きください。まず、第2章、中山間地域の現状と課題であります。これ前計画としておりますが、現行の平成23年度から26年度までの計画にあります対策の取り組み内容、毎年9月の議会で報告をさせていただ

いておりますけれども、それを取りまとめたものでございます。例えば、産業の振興では、フードビジネスの展開や鳥獣被害対策の推進、5ページにございます集落の活性化につきまして、いきいき集落や中山間盛り上げ隊等の集落支援、日常生活の維持、充実につきましては、ドクターヘリの運行や廃止路線代替バス等に対する支援、そして、(4)にありますとおり、県民運動の展開に取り組んだところでございます。

次に、7ページをごらんください。中山間地域の現状でございます。今回いろいろな点から現状分析を行っておりますが、まず、人口についてであります。7ページは人口の推移と今後の推計についてまとめておまして、中山間地域におきましては、それ以外の地域を上回る形で人口減少の進行が今後も見込まれております。

次に、9ページをお開きください。上のほうに年齢階層別の人口構成をあらわしたグラフがございますけれども、左側が中山間地域、右側が中山間地域以外でございますが、中山間地域においては、より少子高齢化の傾向があらわれております。また、その下のほうの表でございますけれども、世帯類型に関する表でございますけれども、中山間地域ではやはり高齢者の独居世帯の割合が高いということ、そして、また、3世代同居世帯の割合が高いといったような特徴がございます。

次に、10ページをお開きください。上のほうの人口動態について、これは、自然動態に関するグラフでございますが、やはり、中山間地域のほうが全体を上回るスピードで自然減が進行している状況でございます。

また、11ページには、社会動態について分析しておりますけれども、これは、中山間地域も

あるいは県全体で見てもそうなんですけれども、やはり10代から20代の若い世代の人口が流出しているという状況でございます。

次に、14ページをお開きください。こちら集落の状況等ということで、当課で市町村に対して実施いたしました集落状況調査についてまとめております。まず、14ページの下で集落数というところがございますが、この集落数、前回計画策定時の集落数から3集落減少して、調査時点1,870集落ということになっております。また、見ていただきますと、やはり、前回と比較して中山間地域においては、より高齢化が進んでいるほか、集落機能の維持についても良好とする集落が減る一方、機能低下とする集落がふえております。

次に、15ページでございます。これは、集落代表者に対するアンケート調査結果でございますけれども、下のほうのグラフでございますとおり、約85%の方から現在住んでいる地域に住み続けたいという回答がございました。

16ページをごらんください。地域の活性化に必要な施策についてお尋ねしたものでございますけれども、医療や福祉、地域課題の住民による検討、鳥獣被害対策、子育てという4つの内容が前回と同様多く上げられております。

次に、17ページでございますが、これは、生活機能の状況でございます。上のほうの表にありますとおり、買い物、交通、病院の3つの状況について、市町村に調査した結果でございますけれども、問題が生じていないとする集落が全般的に前回調査時より減る一方、生じているが深刻ではないとする集落は前回調査よりふえております。

次に、23ページをごらんください。このような中山間地域、集落の現状を踏まえまして、今

後4年間で重点的に取り組んでいく施策でございます。やはり、県全体と一緒にございますが、人口減少対策を最優先課題として4本柱に沿って取り組んでまいります。まず、1、仕事がある中山間地域づくりでございます。例えば、(1)の①地域の特性を生かした農業の生産振興の中の4つ目の丸でございますけれども、これまで、どちらかという業ごとに考えていた部分が多いんですが、農業を核として、林業、土木等の地域の産業が連携した雇用組織を設置するなど、地域での周年雇用システムの構築を図っていきたいとするものでございます。

また、24ページをお開きください。こちらは、現計画策定後の状況を踏まえまして、⑤に家畜防疫体制の強化というものを加えております。

また、26ページをごらんいただきたいんですが、新たな産業の創出等でございますが、③の3つ目の丸でございますが、こちらは、世界農業遺産や霧島ジオパーク等の認定に向けた取り組みを推進して、自然と人が共生する宮崎をアピールしていくといった内容に取り組んでおります。

また、隣の27ページの⑤でございますけれども、やはり、県全体で国際戦略に取り組む中、中山間地域もグローバル市場での展開というものも視野に入れるということでつけ加えてありますし、鳥獣被害対策につきましても、引き続き推進してまいることにしております。

次に、28ページをごらんください。現行計画でも、基本的な考え方の中に地域経済循環を促進していくということを書いておりますけれども、新たに(4)として、地域経済循環の促進というものを設けておまして、域外からの所得の確保、また、域内でのひと・もの・かねの循環をさせる取り組みを促進してまいります。

次に、30ページをお開きください。こちら新たに大きな柱の一つとして、子育て環境等の整備と移住・定住の促進というものを掲げたものでございます。(1)にございます子育て支援等の充実ですが、②におきまして、男女の出会いから結婚に至るまでの支援策を位置づけますとともに、その先の妊娠、出産から教育等に至るまで、それぞれの段階における支援等に取り組んでまいります。

また、(2)の教育の充実等では、子供たちに地域への理解と関心を高め、ふるさとへの誇りや愛着を育むための取り組み等を推進してまいります。

31ページの(3)戦略的な移住等の促進であります。全県的な推進体制の整備、情報発信、相談等の対応強化、移住された方々へのフォローアップの充実など、これまで以上に取り組んでまいります。

次に、32ページをお開きください。集落の維持・活性化と新たな絆の創造等であります。

(1)の自主的な活力の向上では、①にございますような、集落の現状や課題についての話し合いやその結果を生かすための計画づくり等を促進してまいります。また、(2)の都市等との交流、地域間連携の促進では、こちら、これまでも中山間盛り上げ隊等で取り組んでおりますけれども、県際間の連携に取り組むとか、33ページのほうに記載してございますけれども、川崎市との包括的な協定を結んでおりますので、その辺との連携も進めてまいりたいと考えております。

また、その下、(3)小規模・高齢化した集落対策ということで、これは、今回新たに柱立てしたものでございますけれども、集落の現状を見まして、規模が小さく、高齢化が進んだ集落

について、その状況に応じた対策が必要との観点から、見守りや相談体制等の充実、強化などに取り組んでまいります。

また、②にありますとおり、集落の維持活性化を図るため、集落間のネットワーク化を促進してまいりたいと思います。

次に、34ページをお開きください。(4)の人財の育成・誘致では、集落の担い手の育成に努めるほか、地域おこし協力隊等の外部人材の誘致について支援を行ってまいります。

次に、36ページをごらんください。安全・安心な暮らしの確保であります。(1)にございますとおり、医療の確保及び保健、福祉の充実や(2)の生活機能の維持・確保、また、38ページになりますけれども、(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進、(5)防災・減災対策の推進等に取り組んでまいります。

次に、41ページをごらんください。これ以降のページにつきましては、県や市町村、住民等の役割、あるいは中山間地域をみんなで支える県民運動の展開、県における推進体制等を記載しているところでございます。

それでは、再び常任委員会資料の21ページをごらんください。改定のスケジュールを年度当初から流れとして整理しておりますけれども、今後でございますが、3月11日からパブリックコメントを開始いたしまして、そのパブリックコメント等を踏まえた上で、必要な修正等を行いまして、6月議会に議案として提出させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○村上生活・協働・男女参画課長 宮崎県消費者教育推進計画(素案)について御説明いたします。別冊で素案はお配りしておりますが、主に委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

ます。委員会資料の24ページをお願いいたします。策定の趣旨ですが、高度情報化やライフスタイルの多様化など、消費者を取り巻く環境が急激に変化する中、インターネット関連の被害や巧妙化する悪質商法など、消費者問題は複雑多様化しており、その被害が高齢者、若者を問わず深刻化しております。県民が安心して消費生活を営むことができる社会の実現のためには、自立した消費者の育成が不可欠であり、生涯を通じてさまざまな場で消費者教育を受けることができる機会が提供されることが必要であります。こうしたことから、消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育推進のための計画を策定することとしたものであります。

策定のスケジュールについてですが、昨年6月の常任委員会で策定方針を御説明させていただきましたが、その後9月から10月にかけて、県民3,000人と県内全ての学校等を対象とした実態調査を実施し、11月に学識経験者等である消費者教育推進地域協議会の御意見等を伺い、それらを踏まえまして策定を進めてまいりました。今後は、3月から4月にかけてのパブリックコメントの実施や消費者教育推進地域協議会からの答申を受けまして、計画を策定し、来年度の6月議会の常任委員会で御報告をさせていただきたいと考えております。

資料の25ページをごらんください。計画の概要について御説明をさせていただきます。まず、基本目標として、一番上の枠内にありますとおり、自立した消費者づくりを掲げております。これは、消費者がさまざまな情報を読み解き、被害に遭わないような商品選択や被害に遭ったときにどのように対処すればいいか、みずから合理的意思決定ができる消費者の育成、また、環境に配慮した原料や製法を使った商品を選択

することが、持続可能な社会づくりにつながっているという社会的役割を自覚し、参画することができる消費者の育成を目指すものであります。

この基本目標を達成するため、中段にありますとおり、基本的な方針として、幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施から消費者教育を行う人材の育成までの4つを掲げており、そのもとに、右側になりますが、11の施策の方向を掲げております。施策の方向としましては、まず、幼稚園や小学校などの早い時期からのお金の使い方や物の選び方などを学習することが重要でありますことから、発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進、また、学校における年代に応じた一体的な教育が重要でありますことから、学習指導要領に基づいた消費者教育の推進及び実社会に準じた消費者教育の推進、また、高齢者や障がい者、認知症などの判断能力が不十分な方などに対しては、地域での見守り活動等が重要となつてきておりますことから、地域の社会的弱者等に対する消費者教育の推進、また、県民に対する実態調査の結果、家庭における消費者教育が重要であると考えられる方が多いことから、家庭における消費者教育の推進、同様に身近な市町村での消費生活相談を希望する方が多いことから、市町村における消費者教育の推進、また、消費者教育を一体的に推進していくためには、消費者教育を行う関係機関との連携や消費者教育を行う人材を確保することから、関係機関との連携の推進及び人材育成、担い手育成の推進などを掲げております。さらに重点的に取り組むべき事項としまして、高齢者の消費者被害が増加し続けている状況に喫緊に対処することから、高齢者への消費者教

育の推進、計画に基づく各般の施策を一体的に推進するためには、中心的な役割を担う拠点が必要であることから、消費生活センターの消費者教育における拠点化を掲げております。

こういった取り組みによりまして、一番下の枠内にあります情報メディア、商品サービスなどから得られますさまざまな情報を読み解く力などを育み、基本目標の自立した消費者づくりを目指すものでございます。

最後に、別冊でお配りしておりますこの宮崎県消費者教育推進計画（素案）の20ページをお開きいただきたいと思っております。今ほど御説明いたしました11の施策の方向につきましては、それぞれの説明の後に、消費者教育を担う関係機関等が取り組みやすいよう枠の中に具体的な取り組み例を示しているところであります。

消費者教育推進計画の素案についての説明は以上です。

○松村委員長 その他報告事項に関する説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○有岡委員 消費者教育推進計画についてお尋ねいたしますが、この基本目標の中で、私も生活する中で一番必要なものは、身近に相談できる環境が必要だと思うんです。ひとり暮らしの方でもすぐ相談できる。そういった意味では、民生委員の方とか、そういった方との社会的弱者との関係、この消費教育ですか、この関係というのは現在はいかがなもんなんでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 消費生活センターのほうで、高齢者の方と、あと見守り、あるいは介護等をされている方を中心に出前講座を、全体の出前講座のうちの60%ぐらいは、そちらのほうに力を入れてやっているところです。ただ、そういう出前講座に出てこれないよ

うな方に対してどのように情報を伝えていくかということが今後の課題となっております。

○有岡委員 行政側からの視点ではなくて、ひとり暮らしでこういった被害に遭う方の立場で見たときに、やはり、身近に相談をして対応をしてもらえような、隣近所のつき合いですとか。こういったものが大事になるのかなというのが一つありましたし、例えば、パブリックコメントを実施するとありますが、これはどういった方の情報が入ってくる、ネットでとかいろいろな方法あると思うんですが、一番困っていらっしゃる方たちの話が本当に上がってくるのかなと、そこ辺が心配する分ですが、その点はパブリックコメントの実施の内容もお尋ねいたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 通常のインターネットを使ってのパブリックコメントのほかに、市町村を通しての意見の集約も予定しております。

○有岡委員 上からおろしていくというスタンスでは、パブリックコメントがたどりついてないんじゃないかと……。声が届くような——逆に、民生委員の方たちに話をしたり、さっきおっしゃった福祉の介護の方とか、そういったところから情報を集めてパブリックに上がってくるような、そういうパブリックコメントのとり方しないと。ある程度ネットが使えたり、環境の整った方はいいでしょうけれども、やはり、広く意見を求めていくというか。そういう意味では、時間的に制約がありますけれども、もう少し工夫されると、消費生活者の実態というのが見えてくるのかなと感じました。要望で結構です。

○坂口委員 この消費生活センターの消費者教育における拠点化、これ現在どういう状況で、

どういう方向を目指すわけ、具体的にどういうことをやっているんですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 今は、私も当課が幹事役として、庁内の関係課と県警、教育委員会、そして、消費生活センターとの連絡会というのを持っているんですけれども、そこで情報交換をしている状況です。今後、各金融あるいは食、環境、そういった教育をされている主体との連絡、連携もとれるような、消費生活センターがコーディネーター役となって、そういった情報交換ができるような場を設けていきたいと考えているところです。

○坂口委員 やっぱりそこを発展させていかれることで今のような課題を、また、今後新たに出てくる課題を充足していけるよう、取り組みに期待しております。

それから、中山間地域振興計画ですが、24ページです、この改正(素案)、これの一番下のところに、森林の二酸化炭素吸収、木材のエネルギー利用などへというのと、産業政策でバイオマスがうたわれている、これは大いに期待できる場所なんですけれども、問題は、余りにもはげ山ばかりになってきたということ、これが、公的に支援できる大義というのは、二酸化炭素、CO₂のニュートラル化だと思うんです。だから、伐採、消費と成長の分、炭素ガスを固定する立米数と燃やされていく立米数が整合しなければ、これは大義名分が壊れると思うんです。そこは全く、計画性がないというか、やりっぱなしみたいなのが実態ですから、ここはやはり長期計画を組んで、年間、平成何年は何立米切るんだと、そのとき、現在の自然ストック量に加算したストックが何立米、森林の木材体積がふえてくるんだというものがなければ、これは税金が投入できなくなると思うんです。

だから、そのところの計画が抜けているということですね。これ環境森林部と連携、それと、環境サイドに産業として渡すんじゃないかと、やはり基本的な振興方策と長期計画の中でしっかり達成していく数値目標を入れたものをつくり組む必要があるんじゃないかと思うんですけれども。

○石崎中山間・地域政策課長 確かに今伐採が進むにつれて、再造林しようにもその杉の苗が足りないといったようなことなど、そういう木材の需要の拡大に応じた再造林の体制に課題があるというのはもう本当に御指摘のとおりでございますので、この計画、あるいは県の総合計画等でも、御指摘のような視点を踏まえて、しっかりとした循環していける体制というものを確立してまいりたいと思います。

○坂口委員 これは、かなり後手に回ってしまったなど。杉の子が足りないというけど、これは本当に必要ならば自分で切って挿して——物すごくつがりやすい木なんです。時期を間違えなければほとんど95%以上挿し木でつがります。まして、今、田野あたりの大地とか、川南の大地の大畑作地帯があれだけあいてるけれども、黒土、これは、挿し木に物すごく適した土地がいっぱいあいているんです。ここを使わない手はない。

それから、今、本会議の中の答弁を聞いてみると、花粉症を意識した花粉の少ないその系統を選抜しながら丁寧にポット苗でと言っているけれども、一方では、医療サイドで何が進んでいるかということ、近いうちにもう花粉症克服できるような研究が進んでいるんです。そうやったときに、木は30年、40年、50年と育てる……。将来、花粉症って、そんなの昔あったのと、それ公文書館に行けば古い資料に残ってるかもし

れませんねというふうな話にならないとも限らない。だから、これはやっぱり大所高所から見て、絶対CO₂をこれ以上ふやさない、そのための再生可能エネルギーとして、税金と労力を投入するんですよということを誰にも説明できるような、そういう計画を組んでおく必要がある。この大きいところが抜けていると思うんです。ぜひこれはお願いしておきます。

それから、もう一つ、鳥獣被害対策ですけれども、今度6月の国会で夜間、日没後の狩猟が許可される法律改正が確かあると思うんですけれども、これに北海道と長野しか手を挙げてないんです。それで、こんな大所高所にうたってこれを徹底して排除していくんだと、これ物すごく意欲を注いでいます。それで、木城の駄留地区、横田さんが入って、確かにあそこ守ってくれているんですけれども、あれはやはり駆除するんじゃないで入らせない、鳥獣はどっかに入っているんです。そこが物すごい被害が深刻になっている。だから、小手先じゃだめです。それで、あれだけ、やっぱり日没に銃を撃たせるというかなりなリスクを伴うものを整理して、この許可を出そうというわけでしょう。宮崎県がそこに視線を向けてないというところに本気度がちょっと疑われるな。これ今からでも間に合わないですか。昼ぱんとやったら全部逃げてしまうんです。夜は1カ所に集中してて、山間部では、人家も人もいないというところもいっぱいあるんです、安全を確認してでも——1カ所に集中するんです、安心して餌を食う。何をやればいいのかという、ぱっと灯りを照らせば目が全部光るんです。密度の高いところに行けばぱんとやれば、一遍に何頭もやれる。こういったことをここに——そして、その結果、宮崎では向かないから手を挙げないんだと言うんなら

まだわかるんです。だから、こんな大それたものをつくるけれども、かなりな労力を投入している。先ほどの有岡委員の指摘じゃないけれども、現場をもうちょっと見て、現場がどうあるのか、それで、何が問題なのか、そのチャンスはきてないのかということをやはりしっかり見据えた中期計画、長期計画を組んでいかないと、僕はだめだと思うんですけども、今からでもこれちょっと検討される気はないですか。

○石崎中山間・地域政策課長 鳥獣の夜間の問題につきましては、これは、鳥獣害捕獲の民間企業の参入に絡んで法改正がされたものでございます。確かに狩猟者の減少といった問題、あと被害額としましては、25年度は約3億円減少はいたしましたけれども、まだまだ深刻な被害が出ております。私も先日、高城のほうに行っただけですが、昼間にもかかわらず猿が50～60頭田んぼにいるといったような状況がございました。まず、環境森林部のほうでも、その民間企業の参入について検討していくということになっておりますので、再度、この計画の中身につきましても、そういった観点から取り組んでいけないのかということと十分協議してまいりたいと思います。

○坂口委員 いろいろな方法があるんだけれども、追っ払う方法から入らせない方法、たくさん人たちの畑がずっと連続しているような場所というのは、1人だけが柵を囲ったら、お前が囲ったおかげにうちに来出したというような、そういったような人としてのきずな上の問題があって、我さえよければといいという方法は選択できない。それから、そこで追っ払ったらどっかに、今度は違うところにまで移動してしまうとか。猿がふえてきたというけれども、猿はやっぱり射殺する相手を間違えると、1つの群れが2

つ、3つにふえていって、また、餌をたくさん見つけるから一遍に頭数がふえるとか、そういったことを含めもうちょっと研究してやっていくというのと。危険とかそういったものを、考慮されての慎重性かもわからんけれども、先ほどの日没後の鉄砲の問題とか、それから、これは警察の問題かもわかりませんが、ライフルの許可がほとんど出ないですよ。遠距離からのライフル——ライフルくらい安全な銃はないです、すごく性能がいいです。だから、撃つ人がベテランであって、その背後に何があるかがしっかり頭の中にある人が使ったら、ライフルくらい、的確に目的を達する、相手をしとめることができ、安全なものというのではないそうです。こういったのを1回また県庁を挙げて、本気で取り組もうとして、これは残念だけれども、そこで退治しなきゃだめです、学習しているから追っ払うだけじゃまた出てきます。畜産なんかも、児湯郡は口蹄疫からの復興、再生というのが最重要課題なんですけれども、畜産農家がもう餌を鹿のためにつくって、自分のところの牛のためには買わんといかんような状況なんです。これはぜひもう一回調査かけてでも、見直しをしてほしいと思うんです。

○松村委員長 いいですか。

○十屋委員 中山間地域の3ページの地図を見たときに、過疎のほうのは第2条の1項に規定する中山間地域で、これはほとんど市、日南市、串間市も入って海岸部もあるんですが、どちらかといえば中山間地は山手側のイメージがあると思うんですけれども、それに加えて、23ページの最初の①の丸の4つ目、ここは、農業と土木というところが視点に置かれてますけれども、ある意味その海岸部というところ、漁業という視点がなかったのかというのが——農業と土

木って意外と近い仕事だとは思いますが、林業も含めて、漁業者の方が農業をするって、昔は半農半漁という暮らしの仕方もあったみたいなんですけれども、そういうところを含めると水産業で働けない期間というのがあるんです、1年のうちに夏場の台風の時期とか、2～3カ月ぐらい、そこのあたりの人のお互い補完し合うところの発想というのがなかったのかなというのをちょっとお聞きしたいのと。それから、もう一つは、役割というのは、県、市であるんですけれども、住民、NPO、民間企業等の役割で、先ほども説明があった地域の方が話し合うということは、イメージとしてどうということなのかな。話し合うというのは集まっているいろんな課題について話すというのは理解するんです。それじゃあ、誰がどういうふうにコーディネートして、地区の区長さんなりがやるのか、集落の昔でいえば長(おさ)みたいな人望がある方がやるのか、全く別な外部人材が入ってきてやるのか、そういう具体的過ぎるかもしれませんが、どういうイメージで捉えたらいいんですか。

○石崎中山間・地域政策課長 まず、漁業の関係でございますが、25ページをごらんいただきますと、⑩で漁港機能の強化と漁村の活性化という項目がございます。その2番目の丸でございますが、ここで新規就業者等の地域を支える人々の確保や活動促進を行うとともに、6次産業化や農商工との連携による収益の向上や雇用の確保等を図り、漁村地域の活性化を推進しますというのには上げております。この辺がまさに漁業を中心としまして、いろんな産業との連携を図って雇用等をという、十屋委員のおっしゃることをあわらした部分でございます。

それから、2番目、その集落での話し合いと

ということでございますが、やはり、我々が一番重要だと考えておりますのは、実際に住んでいる人たちが、自分が住んでいる地域をどのような方向を持っていくのかというのをしっかりと考えていただくことだと思っております。

そういった中で県の事業といたしましては、県が集落対策推進員というのを設置しまして、市町村と一緒に集落に出掛けて行って、その集落の話し合いをサポートするということに取り組んでおります。また、それぞれの市町村では、*集落推進員——総務省の特交措置も受けられる——そういう人を、集落の話し合いを進めるための人を受け入れる制度がございます。そういったものを活用して集落の話し合いをサポートしてまいりたいと考えております。

また、最近では、地域おこし協力隊というのが県内でも導入が徐々に進んできております。やはり、そういう協力隊の方々には、外部から来た方ということで、実際に住んでいらっしゃる方とは違った視点でものを見ることができるといこともございますので、そういった方が中心になって活動していくというような事例もございますので、そういったいろんな方法で集落での話し合いを進めていきたい、対応していきたいと考えております。

○十屋委員 25ページ、ちょっと私見落としていたので、やはり、そういう人の活用といたしますか、その場では、いろんな働き方というのがあると思うので、十分に練っていただいてやってほしいなと思います。

それから、先ほど言いましたその話し合いの中で、その地域にある宝はその人たちが知っているけれども、それを宝と気づかないというのは……。先ほど言われました、外部から入ってきた方々のほうがわかると思うんです。そう

したときに、じゃあそれをどうするのと、その宝をどうするのというところで、もういっぱい話し合いをした、今度は実行する場合に、その集落の方々がそれを担えるのかどうかという……。そのところもちょっと心配なところがあって。人が減ってきて高齢化して、農業の担い手もいなくなってきた。じゃあ、そこに、さっきのU I Jターンじゃないけれども、こういう人がたくさんいればいいけれども、そういうわけにもいかない。そうしたときに、本当に話し合いだけで終わってはだめだよなという思いがあって。ある程度課題とか何かそういうものがもう出尽くした感があって……。それをどういうふうに磨き上げて行って、その地域に根ざしていくかというのが非常に——我々も知恵がないのでなかなかそこまでわからないんですけども、そこでまた堂々巡りになってはまずいなという思いがあるので……。あともう一つ、民間企業と書いてありますけれども、民間企業はやはりもうけが出ないといけないですもんね。そこでもうからなければ、幾ら投資してもリターンがなければ、企業としては成り立たないので……。それをどういう仕組みにするか、補助金漬けでやるわけにはいかないし、これは案ですからこれから練られると思うんですけども、そのあたりの実行部隊としての人の確保ということも念頭に置いてやっていただきたいなと思います。

○石崎中山間・地域政策課長 まず、初めに、先ほど市町村に置くのを集落推進員と申しましたが、集落支援員でございました。申しわけございませんでした。まさに、いろいろと話し合った後、どう実行に移していくかというのが課題でございまして、いろいろな先進事例を見ます

※このページ右段に発言訂正あり

と、やはり、その集落にリーダーとなる方がいらっしやって、そういう方が中心になって引っ張っていつているという事例が多く見受けられます。我々も、集落対策というだけではないんですが、地域振興という意味で、そういう地域におけるリーダーの養成といったような事業にも取り組んでおりますので、まずは、そういった地域の方々が自分たちがやっていこうと、中心になって引っ張っていただけるような方の育成というのでも進めたいと思います。ただ、厳しい地域、特に山間地域ではなかなかそういう方もいないというような場合もあるかと思えます。そういった場合は、今後、強化して取り組んでまいります移住等での人材の確保、また、移住だけではなくて、働く場というもの、また、何か収入を得られるものが確保できれば、Uターンといったようなことについても取り組んでまいります、そういう地域の担い手になるような方々を確保していきたいと考えております。

○十屋委員 非常に難しい課題だと思うんですけども、いろんな議論、この委員会でも、やはり、核となる市町村があつて、そこから横の連携でという議論もあつたんですけども、最終的には人が移動する手段が整備されれば、そこに住むことも大事ですけども、通うという発想も当然やらなければいけないなと思う。働く場は別かもしれないけれども、何かで通うという発想でやっぱり取り組んでいかないと、人の移動というのはなかなか簡単に、都会から田舎にぼんと来て暮らせるというものでもないので、移動ということを、移住ってこう書いてあるけれども、日々の移動、生活の中でというのはとても大事なのかなと思っています。あとは、もうしっかりと練っていただいてやっていただければと思うんですけども。

○松村委員長 ほか質疑はよろしいですか。どうぞ、まだ時間いいです。

○坂口委員 今のに関連して水産問題ですけども、ここに安定した漁業経営体づくりという中で、合理的な操業を進める漁業構造改革とあるんです、合理的にと。ちょっとイメージ的に……。一本釣りを網にするとか、一本釣りを縄にすることかなと、効率よく魚をとることかなと、どんなことなんですか、合理的な構造改革というのは。

○石崎中山間・地域政策課長 この部分でございますけれども、まず、一つは、今考えられているものが、いろんな漁業データの収集、利用、提供等を行うことによって、新規就業者でも容易に活用できる高い精度での操業支援、情報の提供、そういったことが今後取り組んでいこうとする中身の一つでございます。

○坂口委員 それは、カツオとかマグロを意識したことではないかと思うんです。情報を収集して、そのデータを送ってそこに行って魚をとるというのは。だけれども、95%ぐらいは沿岸漁業なんです。これが瀕死の状態なんですね。それから、新規就業者というけれども、これは、漁業は、許可漁業だったり、免許漁業だったり、それから、もういろんな漁法、魚種というのがあつて、プロフェッショナルになるのに、本当親父の背中を見ながら何年もかかってようやくプロに近づいていく、現役見習いみたいななかなか厳しいその技術を要する、経験を要する職業、それでも、今飯が食えてないというのが一つです。それで、効率よく魚をとらせるといつたって、この前の農政水産部長の答弁でもありましたけれども……。そういった情報提供するといつたって、本当に的確にその情報が伝わたら、そんなところに行つたって、赤字だから

行かないという、休みなさいという情報になってしまいます。魚いないんだから。放流もやってない、漁礁づくりも、漁場整備もやってない、何もやってこなかったつけが今きているんです。これをどうやるのかということで、もっと端的に言えば、もう宮崎は水産業はなくしましょうという選択をするのか、それか、もう一回やっぱり集中的にその条件を整えていって、何とか漁業で飯が食えるようにするから待ってくれて……。こうするから何年待てとするのか。それぐらい今は深刻になってきてます。それで、その中で、じゃあ少ない魚を付加価値を上げよう、高付加価値化をしていこうといったって、この中で、結局安い魚を加工すれば高くなる、そして、ちょっと利益が出るかなという期待ができるというのは、まき網とか底引きです。それやっている漁協はこの中に4つぐらいしかないんです。そこに何隻か船がいるだけ。そんなのでは漁業の振興、水産の振興にならないと思うんです。網船が何やっているかといったら、全国にやっぱり評価されるような技術と価格で売っているから、これはもうそれ以上付加価値上げようといったって期待できない。アジの開きなんていうのは、網船がいるところは、当然、昔からアジの開きをつくっているんです。県庁前まで来て直販までやっている。これにさらに付加価値をどう高めようとするのか、具体的にこの中身があるのかなという気がしてなんのんです。何か自信ありますか、5年でも10年でも待たせる。

○石崎中山間・地域政策課長 確かに厳しい状況にあるということは承知しております。ただ、先ほど御紹介いたしました事業につきましては、沿岸漁業もということで内容になっておるようでございます。今、委員おっしゃったような状

況等についても十分踏まえまして、また、担当部のほうとも協議をしてみたいと思います。

○坂口委員 これ人権問題じゃなくて、いじめじゃないんだけれども、たまたま課長がこれを説明されているからだけれども、沿岸のデータをやったって本当先ほど話したとおりになんです。そして、沿岸の魚というのは、今釣るでしょう、30分したらもうそこにはいないんです。こんな情報やっても漁師は怒ります。もぬけの殻なんですよね。泥縄というのがあるけれども、それ以上にまだひどいです、沿岸のそういった魚。根づく資源というのは、今度はそこをしっかりと既得権をもって、絶対ほかは入れないわけですから、計画的に管理しながらやっているわけです。だから、これは現場とやって積み上げないと、水産の振興とか飯が食える水産業を今後確立していくということにつながらないんです。これ課長に言って物すごく申しわけないんですけども、やはり水産サイドで……。水産が余りにも世帯が狭過ぎます、人数が少な過ぎる。だから、ノウハウも情報も持たないと思うんです。それでも、水産業の振興をしていって、宮崎の漁港も漁場も、それから漁師さんも残さなきゃならないというのも、これは絶対やらなきゃならないことで。ぜひ基本からやって、そんな大きい絵を描けなくてもいいですから、とにかく、何とか漁業者が飯が食えるようにしましょうっていう——水産高校だって、あんな立派な涙誘うような卒業式です。防衛大よりすばらしいというぐらいの。たった高校3年間で鍛えられる。でも、その子が漁業やろうといったって飯が食えないんです、誰も漁業やらないんです。だから、そこをもう一回ぜひ基本から見直してほしいと思うんです。これについては考えただけでも。

○橋本総合政策部長 大変重い課題を御指摘いただいていると思います。我々、総合政策部として、やはり総合計画をつくるという立場、というのは、結局、委員御指摘のとおり、現部局は今の体制で1年、2年の予算をしっかりとやる中での事業を回していく。その中で、20年、30年先を見据えて、どういう県をつくるのかというのが仕事だと思っております。そういう視点で見たときに、今、宮崎県の1次産業では、やはり、従来、農業生産県として、農業ないし、その中でも特に畜産、これ非常に力を入れて立派な成果を上げている。それに比べて水産業はどうだということはどう考えるかというのは大きな課題だと思います。

フードビジネスの中では、やはり今度水産に着目、プロジェクトに上げてやっているというところで、やはり、そこを伸ばしていこうという意識は持っているつもりですけれども、委員御指摘のように、やはり、農政との比較でいうと、水産についても、やはりそこには漁港とか漁村とか生活の場であり、産業であり、一方で自然を相手にして難しいというところもありますので、今の時点が必ずしも十分ではないというところを出発点にどうしていくのかというのは、担当部局としっかりと議論してまいりたいと思います。

ただ、それが短期的に本当に書き込めるかどうかというのは、今ここですぐ書き込みますと言えないほど簡単な問題とは認識していないということで、今の指摘を非常に重く受けとめて、これからどうあるべきかというのを議論する機会を設けてまいりたいと思っております。

○坂口委員 ぜひお願いしたいことは、これはちょっと油断したというか、その真剣度が足りなかったと言ってもいいようなんですけれども、

例えば、農業は多面的な機能ということで会議があって、いろんな手立てができますよね。ほかに何かメニューないか考えろって、金はあるぞって突っ込めるぐらいやりますよね。山もようやくさっき言ったように、CO₂ニュートラル化、それから、いろんな洪水対策とか水源涵養とか大義名分があったんですよね。海だってそうだったんです。北朝鮮に拉致される人たち、これだって、何らか漁師にお願いすれば、あれだけの船がいたわけですから。海岸線の侵食、魚探を使いながらいつも出入りしているわけですから、一番詳しく海底の状況、漁船が知っているんです。気象情報、ここは波が何メートルある、白波が立ってる、沖に雲がある何がある、視界がどうだ、水平線が見える見えない、そんなデータいっぱい持っているんです。毎日、そういうことを漁業無線でやっているんです。それを管理させて、公的な資源として、みんなに対する安心安全のための気象情報を提供するんだ、あるいは国土を守っていくための汀線を漁師の皆さんが全国に行ってから提供してくれるんだ。あるいはおかしな船がいたぞとか、ここに国籍不明の船がいたぞとか、こんな航路なんて普通こういった大きな船は通らないよとか、小さい船がここに来るわけないよとか、まだいえば、漁師の人はこの船はどこの造船所でできた船かというところまでわかるんです。こんなの北朝鮮でできる船だぞとか、そんな情報をとって、これだけの国土防衛から、それから、いろんな一人一人の安心安全につながるような公的なやっぱり情報を提供してくれます。それに対して公的なお返しをしましょうというようなところかやっていって、漁場やら漁港やらをしていかないと、魚がいないとわかっているけども、放流する金さえないんです。だから、そこをちょっ

と遅きに失したって言いたくないけれども、かなりぎりぎりにきてます。それから、魚がいなから、辛うじて付加価値を上げるために、今までまとめてとって加工に回してた魚を一本釣りで丁寧にとって、しかも、生かして持ってかえって、これ以上高く売れないよという値段で今売ってるんです。これを、6次産業化だからお前らそれよこせって言ったら3分の1の価格ですよ。だから、こんなためですよ、この計画。もう一回現場を見て、そして、水産サイドの尻をひっぱたいて、やっぱり港町に行かせるべきです。今衰退している港町行ってみらんですか。漁業が急激に伸びた。割に行政があんまり関心持たなかった。家だって何だって勝手に建てて隣とくっついてるんです。廃居がいっぱいあります。1戸から火事が出たら、全てそこ燃えますよ、消防自動車も入らない。これは待たなしです。ぜひお願いします。これ以上言わないからいいです。

○松村委員長 これ以上いいですか。そのほか、この事項については質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。総合政策部全般についての質疑はございませんか。

○有岡委員 よろしく申し上げます。これは、27年度の国に対する要望書の中からちょっと2点ほど今の現状を教えていただきたいんですが、まずは、国民文化祭の宮崎県開催、これに向けて要望していらっしゃるんですが、今はどのような動きになっているのかお尋ねいたします。

○菓子野文化文教・国際課長 国民文化祭につきましては、今、2020年の開催を要望中でございまして、通常ですと5年前に内定をいただ

るというふうになっております。内定の時期は、予定どおりですと27年の4月、5月ぐらいになると。ことし内定をいただけるというふうなことで考えておるわけなんですけれども、実を申しますと、今、国民文化祭、開催県が来年鹿児島、その次が愛知県、その次が奈良県ということで29年度まで決まっております。30年、31年の開催県が決まってないという状況で、文化庁のお話では、予定どおり内定が出せるかどうかというところについてはまだ検討中であるというようなお話をいただいているところです。

○有岡委員 また順次取り組んでいただければありがたいと思っております。もう一点、所管が違うかもしれませんが、再生可能エネルギーの中の環境省と経済産業省が絡みますJ-クレジット制度というのがありまして、これについては、何か支援措置とか、先ほどの環境の問題とも絡むんですけれども、温暖化対策の取り組みというのが27年度計画があればお尋ねしたいと思えます。

○井手総合政策課長 森林資源の豊富な本県としましては、J-クレジットの推進いろいろお願いをしております。次年度について、具体的なお話については、まだ総合政策部としては聞いていないところでございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○松村委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、総合政策部全般についての質疑等は終わります。

最後に、その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それもないようでございます。

それでは、以上をもって、総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時15分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

会計管理局からです。当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後にお願いいたします。

○舟田会計管理者 会計管理局の平成27年度当初予算につきまして御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料411ページをお願いいたします。会計管理局の当初予算額は総額で5億4,513万8,000円をお願いしております。前年度当初予算と比較いたしますと金額で5,237万5,000円、率にいたしまして約10.6%の増となっております。

その主なものにつきまして御説明いたします。415ページをお願いいたします。まず、上の段の(目)一般管理費(事項)職員費2億4,904万円ですが、これは、会計管理局職員37名分の人件費でございます。

次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費2億324万5,000円ですが、これは、財務会計システムの運営管理費など出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費でありまして、前年度当初予算と比較し、約7,450万円、率にいたしまして約57.9%の増となっております。これは、主に、現在、個別のサーバーで管理運営しております財務会計システムを機器更新にあわせて全庁的な統合サーバーへ移行するために要する経費の増によるものでございます。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費9,285万3,000円ですが、証紙売りさばき人に支払う売りさばき手数料が主なものとなっております。

ます。前年度当初予算と比べまして約420万円、率にいたしまして約4.4%の減となっておりますが、これは、証紙の印刷を2年に一度行っております関係で、平成27年度は印刷を行わない年となっておりますため、証紙印刷経費を減額するものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○松村委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 証紙売りさばきの手数料は、1枚当たり何%かあるんですか。

○井上会計課長 売りさばき人に売った分の3.24%になっております。

○十屋委員 わかりました。

○松村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑がないようです。

次に、その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。以上をもって、会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時20分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

人事委員会事務局です。当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後にお願いいたします。

○亀田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成27年度当初予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の489

ページをお願いいたします。人事委員会事務局の当初予算額は1億4,491万5,000円をお願いいたしております、前年度当初予算と比べますと5.6%の増となっております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。493ページをお願いいたします。まず、上から4段目の(目)委員会費649万2,000円がありますが、その内訳といたしましては、(事項)委員報酬578万6,000円が人事委員3名に対する報酬でありまして、その下の(事項)委員会運営費70万6,000円は、人事委員会に会議開催等に要する経費でございます。

次に、その下の(目)事務局費1億3,842万3,000円がありますが、その内訳といたしましては、(事項)職員費1億1,327万6,000円が、事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費703万3,000円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的な経費でございます。

次のページをお願いいたします。一番上の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,227万7,000円でございますが、その内容といたしましては、1の県職員採用試験実施費、これがパンフレットとか試験問題の作成、会場借り上げなどの試験の実施等に要する事務的経費でございます。2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究とか、あるいは職員採用試験の採点システムの管理等に要する経費でございます。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費245万5,000円は、本県と警視庁ほか3府県と共同で警察官の採用試験を実施しているわけですが、それに要する経費で、試験案内とか試験問題の作成等に要する事務的経費でございます。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研

究費182万6,000円でございますが、その内容といたしましては、1の給与俸給勧告に必要な調査研究費は、民間の給与実態調査を初めといたしまして、いわゆる人事委員会の勧告、報告、これに要する経費でございます。2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や各所属における給与支払いの管理状況、これについて管理するための事務的経費でございます。

最後に、その下の審査監督費155万6,000円でございますが、これは、不利益処分に関する不服申し立ての審査等に要する経費及び人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に要する経費でございます。

当初予算についての説明は以上でございます。

次に、お手元にこの茶色いパンフレット、来年度の県職員採用案内のパンフレットをお配りしておりますが、パンフレットの裏をごらんいただきますと、そこに採用試験日程等が書いてございます。それで、この表を使いまして、大きく2点変更しておりますので、それについて御説明いたします。

1点目が、一番上の欄の職員採用試験(大学卒業程度)と書いているところですが、その右側の3段目ですが、新たに社会人ということで、土木と林業の試験を来年度から実施するようになっています。それから、ちょっと右のほうを見ていただきまして、右から4番目の欄ですけれども、表題のところは第1次試験日(試験地)となっているところですが、6月28日に大学卒業程度の試験を行いますけれども、従来宮崎市だけでやっていたんですが、来年度から東京でもやろうということにいたしております。これは、1人でも多くの多様で優秀な受験者を確保したいと、そういう観点から今回見直しを

したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。

次に、その他で何かありませんか。

○井本委員 そもそも人事委員会というのは別の組織になっておる、何でかなといつも思ってたもんだから、こんなときしか聞けんもんだから、やはり行政と独立させて人事を、行政の干渉をなくすためにつくられたんだろけれども、しかし、行政側としては、これ自分たちが使いやすい人間を雇ったほうがいいがなというのもあるでしょうし、それはどういうことでこうなっているのかなと思って。

○亀田人事委員会事務局長 人事委員会の仕事というのは、実は試験採用ばかりではございませんで、一番大きなのは、人事委員会勧告と、給与関係の勧告とか、あるいは職員が不利益を受けて、これについて、いや、おかしいと訴えてくるとか、そういうものでございまして、いわゆる人事委員会というのは執行部といいますか、知事部局とか任命権者とあと職員側とのちょうど中間、公平・中立な人事機関ということでありまして、国の人事院みたいな格好です。ある意味裁判所的な機能もあるとか、そういうことで独立しているということでございます。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。以上をもって、人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

監査事務局です。当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小八重監査事務局長 それでは、監査事務局の御説明を申し上げます。まず、監査事務局の平成27年度一般会計当初予算について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の483ページをごらんください。監査事務局の当初予算額は表の一番上にありますように2億895万5,000円をお願いいたしております。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。487ページをお開きください。まず、上から4段目、(目)一般管理費の1,592万3,000円についてであります。これは、その下にあります(事項)外部監査費でございまして、包括外部監査人による監査の実施に要する経費であります。次に、中ほどの(目)委員費の3,025万7,000円についてであります。その内訳は、(事項)委員報酬が監査委員4名の給与及び報酬並びに職員手当となっております、2,850万4,000円、その下の(事項)運営費が監査委員の活動に要する経費175万3,000円であります。次に、下から3段目の(目)事務局費1億6,277万5,000円であります。この内訳につきましては、(事項)職員費が事務局職員の人件費であり1億5,065万円、また、488ページの(事項)運営費、これが事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費1,212万5,000円であります。

予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第44号の「包括外部監査契約の締結について」に御説明いたします。議案

書では255ページでございますが、お手元に配付しております常任委員会資料で御説明させていただきます。1ページをごらんください。この議案は1の提案理由に記載しておりますとおり、平成27年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

まず、監査契約を締結する流れを御説明いたします。右側2ページのイメージ図をごらんください。この包括外部監査契約は、知事と外部監査人との契約ではありますが、地方自治法第180条の2の規定により、監査事務局長が知事の契約事務を補助執行をいたしております。その理由といたしましては、外部監査制度は、県の監査機能の強化の一環であること、また、その事務部門は、知事部局、教育委員会等の執行機関から独立した機関が担うことが望ましいことなどでございます。契約の手續についてはありますが、まず、①にありますように、知事が監査委員に意見を求め、これを受けて、②にありますように、監査委員が合議により意見を決定した後、③から④にありますように、契約議案の議会への提出、そして、議決をいただくということになっております。

1ページにお戻りをいただきまして、その契約の目的は2にありますとおり、包括外部監査人による監査の実施及び結果の報告を求めるものでございます。契約金額は3にありますように、1,533万5,000円を上限とする額といたしております。

次に、4の契約の相手方についてであります。自治法では、外部監査人として契約できる者として、弁護士、公認会計士とされておりますが、包括外部監査は、財務監査であることに鑑みま

して、日本公認会計士協会南九州会宮崎県支部から御推薦をいただいた公認会計士の高妻和寛氏と契約をいたしたいと考えております。高妻氏は、平成26年度も包括外部監査人を務めておられます。契約の期間は5にありますとおり、平成27年4月1日から平成28年3月31日であります。

議案の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松村委員長 説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

○井本委員 この高妻さん、前も高妻さんだったような気がするんだけど、ずっと。

○小八重監査事務局長 ことし26年度は、高妻公認会計士が主務者としてやっておりますが、その前の2年間は、木下公認会計士の下で補助人として2年間お務めをいただいているところでございます。

○井本委員 その選任方法は何か推薦か何かでやりよるわけですか。

○小八重監査事務局長 先ほど申し上げましたように、公認会計士協会の宮崎県の支部というのがございまして、こちらに御推薦を、要するに、行政に明るいか、そういったことで推薦をお願いして、推薦いただいた方でこちらでお願いをすることとなっております。

○有岡委員 関連してお尋ねしますが、この契約の金額の上限ということで、この金額ありますが、これを下回っていくとすれば、その内容によってこの報酬は変わってくるということでよろしいでしょうか。

○小八重監査事務局長 これは、委託費ということで、この委託費の中で監査、監査人が決めた内容についての監査を行っていただくということでございまして、一応旅費だとか何とかと

いう中身はあるんですが、全部一応委託費というところで言ってますので、この範囲の中でやってくださいということになっております。

○有岡委員 もう一点お尋ねいたしますが、昨年の決算の中で運営費というのがございまして、488ページに、最終的に221万5,000円が残ったんですが、ことしの当初も昨年並みに予算が組んであって、特に、昨年の決算で221万残った経緯で今回、やはり1,200万組んであれば、その流れが何かわかれば教えていただきたいんですが、最終的には、昨年度は988万8,000円ということで、予算が補正になったもんで。

○小八重監査事務局長 ちょっと決算とかを持ってきておりませんが、ちょっと簡単なことは申し上げられませんが、私どもの場合、補正をお願いして最終的に残る金額は、出張旅費とか何とかというのがたくさんございます。というのは、住民監査請求等が入りますと、通常の業務とは別に、経費を留保しておかなければいけない場合がございますので、それに使うために、それが最終的に残として残っている。ことしは、昨年と違いまして、監査システムの統合という全庁的な事業がございまして、この部分を多目に単年度でございまして組ませていただいておりますので、昨年よりは額的には多くなっている。

○有岡委員 了解しました。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。

それでは、次に、その他何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 私のほうから1つだけ質問をさ

せていただきます。今回は、監査第二課長川越さんが今回をもって退職ということでございます。長年本当に御苦労さまでございました。今回は、川越さんは、公営企業等の監査等が担当だったということでございますけれども、この1年の公営企業の監査に当たった感想、あるいは県庁職員としての県政についての感想でもよろしんですけれども、御意見等があればぜひ伺いしたいと思います。

○川越監査第二課長 ありがとうございます。一応その監査、この1年間やらせていただいたことでの感想ということで答えさせていただきますけれども、実は、私、10年ほど前にも監査を経験しておりまして、そのころは、まだ受検する側が、監査は敵だみたいな雰囲気、非常に受検態度が悪い方もおられたところなんです。今回、帰ってきますと、各所属、礼儀をもって対応されておるようでございます。監査の果たす役割というものを十分認識していただいているんじゃないかなと思っています。監査のほうでも指摘事項を、かつては、指摘注意の指摘のほうだけを公表していたんですけれども、今では要望事項まで含めて公表いたしますし、また、随時監査といまして、その日に通告して監査するというふうなことまでやっておりまして、監査の質のほうも向上していると思います。各職場忙しい中で、悪意はなくても、ともすれば、チェックをする者がいないと手を抜くということもあり得ますので、監査事務局は余りいい印象を持たれる職場ではないんですけれども、大事な役割を持っているのではないかなと思っています。委員会の先生方、特に、田口委員には、監査委員としましても1年間御指導いただきまして、本当にありがとうございました。

以上でございます。(拍手)

○松村委員長 ありがとうございます。もう言い残すことないですか。また、懇親会等もございます。また、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって、監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時42分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

議会事務局です。当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○大坪議会事務局長 それでは、平成27年度議会事務局の当初予算につきまして御説明をいたします。お手元の歳出予算説明資料の1ページをごらんください。議会事務局の平成27年度当初予算は10億7,645万9,000円を計上しております。26年度当初予算と比較しますと骨格予算でもございますので、約1.5%の減となっておりますのでございます。

それでは、予算の主な内容について御説明いたします。5ページをごらんください。まず4段目の(目)議会費でございますが、7億3,523万2,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明をいたします。まず、その下の(事項)議員報酬ですけれども、議員の報酬と期末手当の経費としまして4億8,309万1,000円を計上しております。この事項につきましては、26年度当初と比較しますと若干増額となっておりますが、これは、現在、議員1名が欠員となっております、来年度はこの状態が解消されるということをお前提にしていること

等によるものでございます。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費としまして2,501万6,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、当面の常任委員会の開催に必要な応招旅費としまして132万6,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、これは、議員年金負担金や政務活動費などに要する経費としまして、2億2,460万9,000円を計上しております。

次に、6ページをごらんください。一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、当面の特別委員会の開催に必要な応招旅費として119万円を計上しております。

次に、(目)事務局費ですけれども、合計で3億4,122万7,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明いたします。まず、(事項)職員費でございますが、事務局の職員30名分の人件費としまして、2億4,317万8,000円を計上しております。次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷などに要する経費としまして1,165万9,000円を計上しております。

次に、(事項)図書室運営費でございますが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費としまして、711万5,000円を計上しております。

次に、(事項)議員寮運営費でございますが、議員寮運営に必要な管理人等の経費としまして436万4,000円を計上しております。

最後に7ページをごらんください。(事項)議会一般運営費でございますが、議会広報などの一般運営に要する経費としまして、7,491万1,000

円を計上しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○松村委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○田口委員 1点だけ教えてください。去年、暮れにも、宮日新聞に議員寮のことがいろいろ書かれましたけれども、これ昨年の当初予算と比べると半分以下になっているのはどういうことですか。

○山内事務局次長 一番最初に骨格予算で組ませていただいたということで、いわゆる人件費がまず上げてあります。具体的にいうと、その管理人の方の分と、もう一人の非常勤の方の分の2人分の人件費が入っておりまして、残りは突発的な修繕といいますか、特に、議員寮も少し年代的に古くなっている関係がありまして、昨年でいいますと、クーラーの修繕をさせていただいたり、その前ですと、いわゆる電話機の故障でしたり、そういう温水器の分と、そういう維持費を少し、当面、今、年度中にある程度整備はしているつもりなものですから、そういう経費が少し、今回の骨格予算の中には入っていないと思います。

○田口委員 じゃあそのあたりは補正でということですか。

○山内事務局次長 予算獲得に向けて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようです。

それでは、次に、その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、私のほうから一言お伺いをしたいと思います。山内次長、

今回で御勇退ということでございますけれども、長年の県庁生活本当御苦労さんでございました。今回は特に議会総務担当の次長として頑張っておられたと思いますけれども、議会運営等、あるいは県庁職員としての感想でも思いでも結構でございますので、一言御意見をいただけないかと思っております。

○山内事務局次長 どうもこういう機会を与えていただきましてありがとうございます。37年間勤務した、するということになってもう残りわずかになりました。議会事務局は実はその37年の最後の2年の初めて勤務をさせていただきました。そういう意味では、非常に新鮮というか、知らないことがすごくあって、逆に言うところ、それで十分皆さんのサポートができたかどうかというのは、皆さんのほうで評価をしていただくということになるかと思っておりますけれども、田原局長、それから、大坪局長に仕えさせていただきながら、そして、さらに議員の皆さんのサポートを、可能な限り、自分の持てる力でやられたとは思っておりますけれども、評価はまた皆さんのほうでしていただけたらと思います。

ちょっと個人的な意見を申し上げますと、もうちょっと早く来たらよかったかなと。余り外形的な、執行部としての議会というのは何度か経験をさせていただきましたけれども、内部というのはやっぱり知らなかったことが非常にありまして、こういうふうになっているんだというようなことを早く経験をすれば、また別な機会も生かされたかもしれませんけれども、これも、しかし、全体の勤務経験の中でそういうチャンスも、逆に言うたら最後にでも与えてもらったので、第2の人生に向けてはいい経験、それをもし生かせるような職場であれば、そういうふうにしてやっていきたいなというふうに思っております。

おります。どうもいろいろお世話になりました。

ありがとうございました。(拍手)

○松村委員長 山内次長、本当に御苦労さまでございました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御意見がないようでございますので、以上をもって、議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時55分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、3月10日に行いたいと思います。開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後1時56分散会

平成27年 3月10日(火曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	河野	哲也
委員		福田	作弥
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		十屋	幸平
委員		田口	雄二
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課	主査	大峯	康則
議事課	主任主事	田代	篤生

○松村委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。宮崎市の村上氏ほか1名から傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

〔傍聴人入室〕

○松村委員長 傍聴される皆様をお願いをいたします。傍聴人は、受付の際にお渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静か

に傍聴をしてください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、まず、議案の採決を行います。議案につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 一括との声でございますので、それでは、一括して採決いたします。

議案第1号から第3号、第29号から第31号、34号、第37号、第44号、第49号、第54号から第56号、第67号、第76号及び第78号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか15件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時6分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、継続審査中の請願第38号であります。委員の皆様、この件につきまして何か御意見があれば求めたいと思います。

○田口委員 私は、この所得税法第66条の廃止を求める意見書を国に提出を求める請願書、これに、趣旨に賛同いたしまして紹介議員になっております。この日は、まだ会派は別でしたけれども、太田議員も当時の別の会派でしたが、今は一緒の会派でもありますので、ぜひとも皆様に御賛同いただきまして、採決をお願いしたいと思っております。

○松村委員長 会派の中でも議論があったということですね。

そのほか御意見等ございませんか。

○有岡委員 この紹介議員に私はなっておりませんが、内容を拝見しますと、全国では8つの県が採択してというのがありますし、奈良県の場合ですと、56で見直しを求める意見書という形で出していらっしゃると。57条という青色申告という制度があるということを前提で、この56条は、今後もしようしたらいいかと、これはやっぱり今後の課題だと思っておりますので、ぜひ今後とも議論していただきたいと思っております。

以上です。

○松村委員長 議論をしていただきたいという御意見があったということですね。

ほかに御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、それぞれの会派でいろんな審査、御意見等もあったと思いますけれども、それでは、この請願第38号の取り扱いについてお諮りをいたしたいと思っております。継続審査中の請願第38号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 継続、採決の御意見でございましたけれども、まずお諮りをいたしたいと思っております。請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数。よって、請願第38号は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時9分休憩

午後1時11分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時16分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時16分閉会